

569-142



1200501517362

569

142

庫文造改  
第二十二卷 第一册

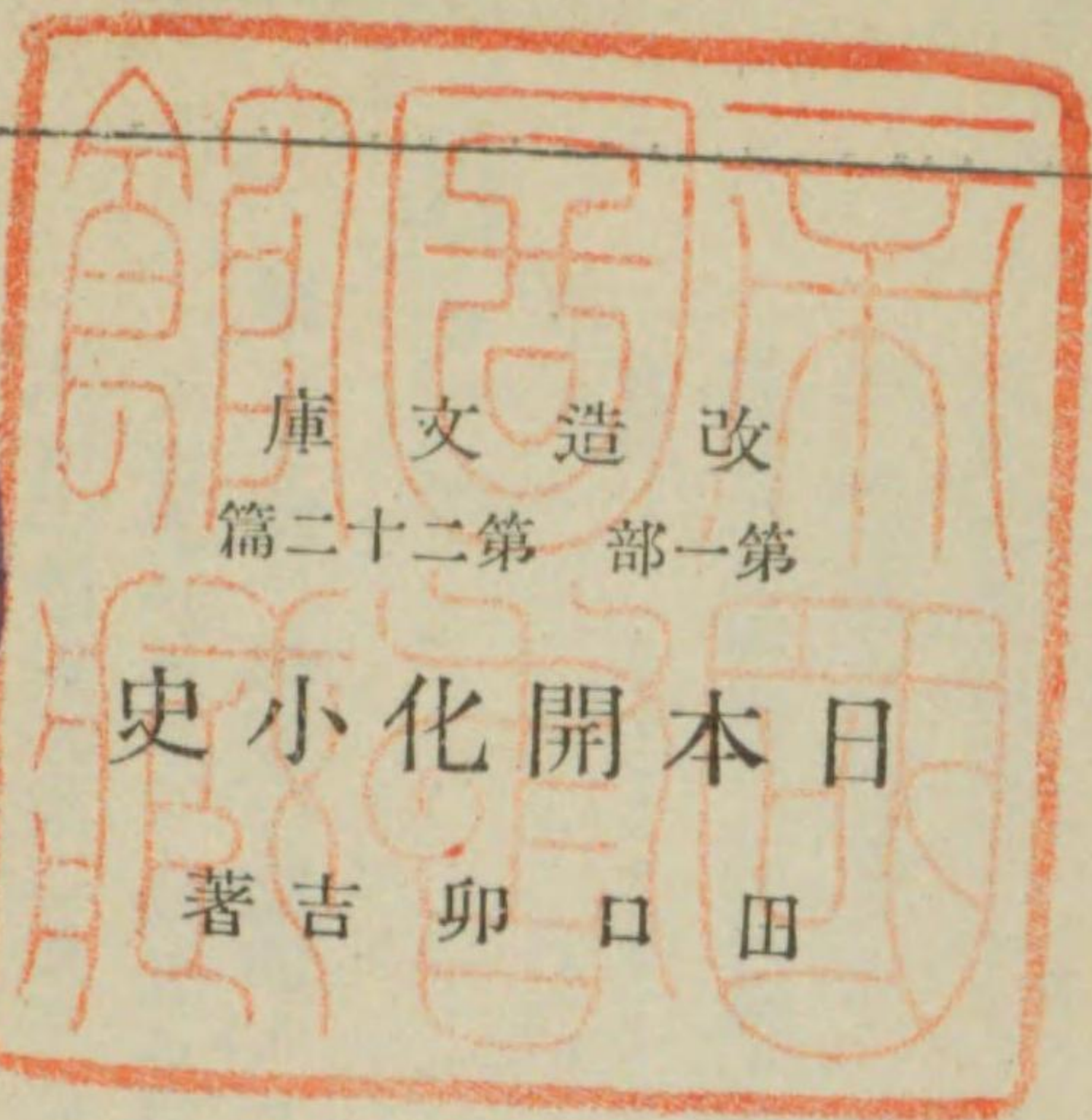
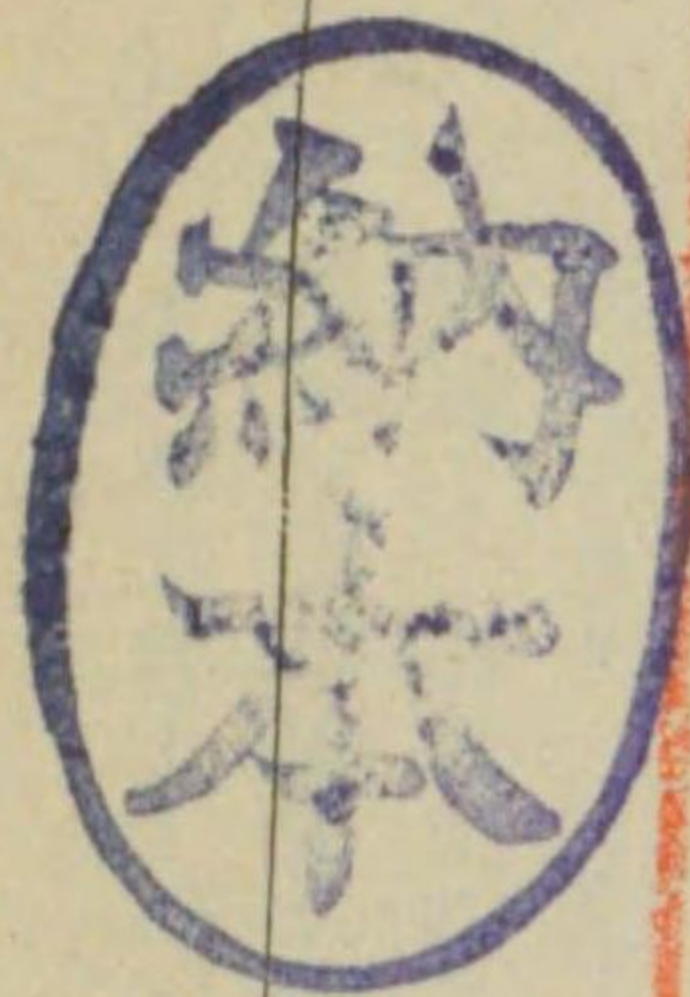
史小化開本日

曆古卯日回

版出脫造改



E 97



改 造 文 庫  
第 一 部 第 二 十 二 篇

日 本 開 化 小 史

田 口 卯 吉 著

23



目 569-142

# 日本開化小史 目次

日本開化小史目次……………三  
 日本開化小史再版序(文學博士三上參次)……………二九  
 序言(文學博士黑板勝美)……………三  
 自序……………三五

## 卷之一

第一章 神道の濫觴より佛法の弘まりしまで……………三七  
 想像の累積——神道の起源——神代の事——神道佛說共に天性に出づ  
 人心の想像次第に進みし事  
 人心の文野——智と情——生を保ち死を避くるの天性——神代に於ける進歩——  
 實驗——器械製作の技漸く進む——靈魂不死の説——黃泉の語——耕作養蠶——  
 神祇を尊び惟力を敬す——祖先崇拜の發達——神武天皇の東征——祖先の靈——  
 カミの意義——神武天皇以後の政治——農業大に進む——三韓支那の人民渡來す

—交易

崇神天皇以後神道の愈盛になりし事

神に頼みて災を除く心起る—天社國社と神地神戸—皇居と神宮—齋宮の起  
り—日本武尊の東征—仲哀天皇の西征—神功皇后の征韓—湯起請

政府の性質政教一致となりし事

神道の基礎—神祇の威力—神教政府—神道の進歩と尊皇心—當時の風俗  
—任那の鎮守府—著名なる人々

佛法と神道の比較

佛教の渡來—神道に經論なし—神道は災害を除き吉凶を示す—佛教の功德  
—神祇は現身の罪を正すのみ—佛教は因果應報を説き身後の幸福を與ふ—  
神佛二教の争—佛法黨の勝利

佛法の弘まりし後想像の性質變ぜし事

死後の想像に對する佛法の教—一心稱名と解説—佛法歸依—寺塔僧尼の數  
—百濟大寺—四天王寺—神道の想像進まず—聖德太子の憲法—聖德太  
子は惠思の再來—天堂地獄の説

政府の性質一變せし事

宗教の權—神教政治の變化—天皇親ら佛を拜す—皇子經論を講ず—政府  
寺院を造る—神教政府に存せる宗門上の權利僧侶に歸す—天皇の尊威減す—  
—大臣の專横起る—蘇我氏—國內入費の増加—外征の能力なし—天智天  
皇と藤原鎌足—佛教盛なるも神道滅するにあらず—朝廷祭禮を怠らず—神  
道佛法共に存す

第二章 漢學の渡りしより京都の衰へしまで…………… 四六

外物の感化

風俗政制—政治は人心の反射—上古の武勇—中世の文弱—何れが露何れ  
が霜

漢字の弘まりし後の事件

漢字の往復文書—文學—政府の體裁變ず—漢學渡來以前文字なし—音を  
採りて言傳を記す(萬葉假名)—片假名—平假名—日本文學こゝに起る—  
神武天皇以來官に文武の別なし—大なる庄屋の如し—數々田租を免す—奠  
都—政府も人民も質素

唐制を模倣せし事

驕奢なる政治の仕方—簡易なる小政府を耻しく思ふ—模擬心—遣隋使の發

遣——遣唐使——留學生——唐風の輸入——唐冠唐服——唐詩を吟じ唐音を使ふ  
 ——佛法の留學生——博士と僧侶とに煽動せられし殿上人——支那にて折合惡き  
 漢學佛法相並んで盛なり——勸學田——寺領の寄進——庄屋政府の廢止——八省  
 百官——百事唐制を模す

朝廷に遊惰の弊始まりし事

盛大なる政府に相應する事務少し——入費倒れ——殿上人無聊に苦しむ——遊惰  
 の風起る——人倫の正しからざる古代の風俗——古代の人の品行——武勇の氣に  
 よりてその禍害を少くす——佛法渡來後武勇の氣銷磨す——富の増加と人倫の不  
 正なる事——奈良朝——僧侶またこの禍害を導ける先達

和歌の盛になりし事

萬葉集——和歌と佛説——唐詩の風調——物の憐——文弱に導く

平安朝の有様

京都の風物——朝廷遊惰の勢進む——藤原氏の擅權——莊園の増大——秀才佳人  
 の輩出——鬪詩奉和——御暇の御慰——宴賀諷ひ物——和歌盛に行はる——實際  
 の事務は下官をして扱はしむ——門閥の人貨財を得——物の化——加持祈禱——  
 本地垂迹

諸國人民の有様

都の内と都の外——不輸租の莊園——領主と預所——西國と關東

上に門閥の弊ありし故に下に黨派起りし事

血脈を以て貴賤を論ず——歌道を以て人材を判つ——名利の存する所黨派あり

佛法黨の有様

佛法のみ門閥の弊を免かる——人傑出づ——姦惡の輩佛門に歸しその罪を免かる  
 ——八宗の弘通——佛寺の自治——勸進帳——宛然たる獨立國——僧兵

武夫黨の有様

武人は廟堂の上に齒せられず——平將門藤原純友の亂——平忠常の叛——前九年  
 後三年——將家の黨派愈々増大す——家人郎黨——小武夫の黨——源平二氏を仰  
 ぎて顯達を求む——朝廷に心を寄するものなし

政權東國に移りし事

朝廷の榮華——武夫惡僧の上に立てる文弱なる大宮人——保元の亂——源平二黨  
 の發展——二黨の軋轢——平治の亂——平氏の黨政權を占む——その全盛の有様  
 ——平氏にあらざれば人にあらず——平氏文弱に感染す——東北の武夫黨源氏の  
 旗下に統一さる——平家西海の水屑となる——政權東國に移る

卷之二

第三章 封建の権輿より鎌倉政府創立に至る迄の地方の有様………六二  
倫理の情の論

悶と快との二感——己の所業により他人の喜怒哀生するを知る——私利心の發達——  
——憐む心の起り——善と惡——勸善懲惡の教——良心と性慾——スパンセル——  
ルツボツク——二氏の説に對する批評——善惡の教は社會の評判に發す

中古國郡の制并に兵制の變遷

大名小名の濫觴——國司の制——國守の任に堪ふるもの少し——任限ある一封國  
の如し——兵制——光仁の朝兵農二に分る——兵制漸く弛む——國司の叛亂——  
武夫の集散

數戰亂ありて大小名諸國に起り武士の心變遷せし事

土着の領主——領主にして國司を兼ね——臣從の氣漸く發す——源賴信の武勳——  
——東國武士と源氏——前九年の役——源賴義と武人——恩義の爲めに戰ふ大小名  
——家人の稱——後三年の役——源義家と武人——その幕下に從ふは義務——國  
司の權下に移りて兵食の權武人に歸す——武夫は僅に京都の衛士となり得るのみ

——地方の政務は武夫に一任す——封建の萌し  
榮譽を望む心

高名心の起源——關東の武人——死を見ること歸るが如し  
臣從の心竝に忠義の心次第に盛なりし事

家人郎黨——社會に於ける榮譽ある地位——高名心と臣從心との結合——忠義——  
——一日の恩に百年の命を捨つ——忠義は勇氣と臣從と善行とを合せしもの  
將家に臣從する風俗の起り

風俗の起る所以——前九年後三年以後臣從の風——臣從と武勇——先祖の武功——  
——一騎々々の戰——軍に規律なく隊伍なし——唯耻を知り功を競ふ勇氣ありて軍  
陣を全うす

國司の權次第に減ぜし事

朝廷の官吏國郡を治むるもの少し——支配の土地——目代  
軍陣の有様

勇將勇士——一家の私闘の如し——憑む、語らふ——與力同心

第四章 鎌倉政府の創業より其治世の間の有様………七六  
鎌倉政府地方を制する方法

幕府の創立——大小名——感狀賞詞——大江廣元の献策——守護地頭の設置——  
武士専横の弊止む——國郡を制する有様

鎌倉政府内部の有様

簡易なる組織——源家の私邸にて政務を取扱ふ——一家政府の弊害——北條氏の  
執權——源氏の滅亡

門地貴賤の考

貴賤の考の起り——門地血脈——北條氏の族望——貴族の小兒を迎へて鎌倉の主  
とす——一家政府變じて有司政府となる

王家は政治に神權ありとの考

平安の朝廷——藤原氏——平氏の専權——政府の場所鎌倉に移りしより王權回復  
の隱謀——承久の兵亂——尼將軍——北條泰時等京都に攻め上る——京軍敗北——  
——三皇二宮遠國に遷され給ふ

北條氏政權を握りし後の國勢

鎌倉政府の修整——専横の弊全く廢絶す——農商安堵——徵租の減少——經濟の  
説を持して政を行ふものあり——節儉を以て主とす——泰時の流民救濟——金を  
支那に送り銅貨と交易す

元の入寇

蒙古の勃興——來つて好を求む——使者六たび至る——九州探題——元兵十萬を  
殲す

鎌倉政府の修整せし源由

北條氏に門地なし——上下よりの刺衝強し——北條氏代々英明果斷の人を出す——  
——公平と節儉——加判上下の權衡平均す

佛法信仰の氣盛なりし事

人民一般の幸福——罪業消滅——佛法の尊信——大寺院の建立——圓顛の有司多  
し——佛法繁昌の一般

卷之三

第五章 鎌倉政府の滅亡より南北朝の戦まで……………八八

鎌倉政府治世の間に政府と大名との關係變ぜし事

鎌倉政府の滅亡は泰平に胚胎す——守護地頭の性質一變す——關東の忠臣たりし  
もの漸く疎遠となる——守護地頭には應分の郎黨あり——守護地頭は内實鎌倉政  
府と利害を同じくせず——純然たる封建——豪勇の氣風——大剛のもの——北條



氏に驕傲の風出で来る——政權家臣の手に落つ——潰裂の勢  
王室にて鎌倉政府を覆さんとせられし事

皇統二流に分る——皇位を選ぶの權は鎌倉政府の手に落つ——五攝家の分立——  
兩流交立の議——後醍醐天皇の御計畫——僧黨と大名を頼む——御計畫の失敗——  
——天皇隱岐に幸せらる

王室を助くるを正道なりと稱賛する源由

高貴の人の零落ほど心を傷ましむ——後醍醐天皇の御苦心——義舉——剛のもの  
——大小名の感動——鎌倉幕府に叛く——社會因襲の餘勢——叛くを欲して叛く  
を危む——北條氏に應ずるもの亦た多し

楠氏の武略

楠正成社會因襲の餘勢を轉覆す——百萬の銳氣を挫ぐ——諺方の武族鎌倉に叛く  
を敢てせしむ——門地の貴賤と兵馬の權力——楠氏の一撃——鎌倉政府の解體

鎌倉政府の滅亡

大名家人——勤王の二字——非常の危険——後醍醐天皇の還幸——大名家八京都  
に雲集す——恩賞の要求

後醍醐の治世規律なき事

武夫の失望——公家僧侶等恩賞と高官とを占む——公家僧侶の驕侈——御家人の  
名稱廢せらる——中興政府——宮殿の新設——無用の土木——紙幣の發行——武  
家の法制廢絶せらる——政令朝夕に改まる

武人望を失ひ源氏の二胄を戴く事

武人は鎌倉政府の時代よりも不幸——大名の兵力——兵力の増加——一層嚴肅な  
る政府の必要——武人訟を止めて本國に歸る——足利氏と新田氏——中興政府忽  
ち衰ふ

南北朝の戦

後醍醐天皇新田黨の上に立ち給ふ——足利黨は持明院の血統を奉ず——我國民が  
經驗したりし最も殘虐なる革命の一——新田氏楠氏の亡滅——足利氏の親屬南朝  
に投ずるものあり——人民の財産奪掠せらる——諸國の凋弊

第六章 南北朝の戦亂以後戰國に至るまで……………九六

南北朝以後國家の有様變ずる事

舊時の状態一新す——鎌倉時代には大小名の數多く領地四五庄に過ぎず——南北  
朝以後大小名の數大に減少し領地四五州に及ぶものあり——城郭——公家武家の  
關係——公家の權威地に落つ——大名と人民との關係

以上の如き變遷を生ぜし理由

守護の甘心を得てその黨を大にす——君臣の約——南朝の公家と足利氏——封建の勢熟成す

將軍また威力を失ふ事

足利氏の威力——關東の藩鎮——將軍と大名との實力——舊制追慕——足利氏の少康——制度法令少しく定まる

將軍及び大名の驕奢

人民の財産——佐々木導譽等の驕逸——開化を飾る技藝器具の發達——金閣と銀閣——花の御所——茶の會——田樂猿樂

人民の疲弊

封建の世は奪掠の世界——倉役——徳政——主僕の教

應仁の大亂

東軍と西軍——十一年間の對陣——諸國の爭亂——關東——足利氏の威力地に墜つ

戰國の状態

天子將軍の命令——無益なる戰爭——諸國の分裂——人類を滅絶する職業——猛

惡無双の勇士——忠義の教と奮死の榮——人間の有様憐むべき極度

神權、忠義、報國の教についての考

帝統の神權——忠義の教——報國の心なければ其國破る——聖人の經典——何をか變といふ——人間社會の正狀

### 卷之四

第七章 日本文學の起原より千八百年代まで……………一〇九

文學の説明

文學は人心の顯像——記事體と論文——智と情——詩歌小説——文學史

千三百年代に至りて日本の文學初めて世に出でし事

古代に文學なし——漢字の傳來——假名——十七條憲法——漢文愈々盛なり——

古事記日本書紀以下の文學

千六百年代まで文學の有様

當時編纂の史類——一事件と他事件との關係に心付かず——四六排偶の文——三善清行菅原文時の二封事

千六百年代の末漢文一變せし事

漢文體の變遷——日本の語法と親和す——將門記と純友追討記——變成の文法——日記體

和文の初めて世に出でし事

日本の語法を以て文章を作る——平假名片假名の發明——和歌の流行——紀行小説——伊勢物語以下の國文書

和文に現はれたる想像

多く婦女子の手に成る——物語文の特徴——源氏狹衣

千八百年代文學の進歩

用語と文章——漢語和文の接近——日記體と俗語——俗文と漢文——日本文——日本文を以て歴史を記載したる濫觴——進歩の第一階梯

王朝時代教育の有様

學校——大學寮——ヲコト點——學文料——澄油料——大江菅原の二家——賞紳の學校——經籍——文學の獎勵——人心の進歩と貨物の進歩

第八章

鎌倉政府創立以後戰國に至る間日本文學の沿革………二八

千九百年代文學の大に進歩せし事

鎌倉政府創立と文學——新らしき世間の現像——大鏡と水鏡——編史の體裁大に

備はる

日本文章の基礎立ちし事

保元物語と平治物語——源平盛衰記と平家物語

編史の體裁改良せし事

記事體の歴史——事實の種類によりて沿革を示す——編年體の缺點——菅公の類聚國史——保元平治二物語の功績

法律の成りし事

法律に於ても後世の模範——貞永式目——自國の習慣に基きし法律

鎌倉政府治世の間見るべき書籍

承久紀以下の物語紀行——日記體の文——日蓮上人の註畫讚——平和なる時代

二千年代の末有益なる著書多く現はれし事

最後の光輝——元弘建武の争亂——戰亂と文學——増鏡——神皇正統記——太平記

佛法の文學に効ある事

隨筆——兼好法師の徒然草——程朱の學——中世文學の最盛期——佛法の影響——禪學の盛

二千百五十年文學次第に進歩せし事

足利氏治世の初——續神皇正統記——梅松論——文學退歩の姿——戰國に文學なし

時代の様を想見して文學の消長を知る事

文學の消長——應永嘉吉——秀才佳人なし——以て文學の盛衰を卜すべし  
想像の沿革

文體の變遷と智情の盛衰——文章上に現はれたる氣風——至難なる外國の言語文章——異境に入りて異人に逢ふ感——世にあり得ぬ想像——藤原時代——鎌倉時代——武人專横の世となり全く情味を失ふ——亂離の世となり文學の滅亡  
研究と想像

智力の働——さてこそと感ずる情——研究想像の關係——文學上にて相待つ

### 卷之五

第九章 戰國亂離の有様より二千三百年代の半頃まで……………二二九

戰國亂離の有様

亂臣賊子——親族兄弟相屠る——集合離散

亂臣賊子の輩出したる理由

利害の相異——慘憺たる殺戮

英雄豪傑の智略を働かせし理由

豪傑の腦裡に伏在せる智略——北條氏——武田氏——上杉氏——毛利氏——織田氏——用兵の法——特別の軍形

英雄の私利心自ら人民の公利に合せし事

仁者敵なし——私利私慾——人民を救ふの心なし——人民の苦痛——敵軍をして領内を侵さしめず——人民の安堵——私利と公利——内顧の憂なし

人情の舊慣を慕ふ事

舊都城——累代の宗家——天子を擁し將軍を助くるは勢力を得る所以——王室を挟みて天下に號令せんとす

織田豊臣徳川三氏の勢力

信長先づ都に入る——統一の志中道に敗る——天下二たび解體せんとす——豊臣氏の統一——外面の連合のみ——封領は依然たり——征韓の軍——秀吉死して天下また亂れんとす——徳川家康の威望——關ヶ原の戰——戰亂跡を絶つ

封建亂離の有様英雄の力に依つて集合せし事

二百七十年にして泰平——一郡一村割據の有様——門閥跡を絶つ——英雄の出現  
——織田氏の後に豊臣氏——豊臣氏の後に徳川氏——解體より集合へ  
天は有道に與みする事

集合に進みし順序——信長秀吉二人の死後——徳川氏の君臣關係

第十章 徳川氏禍亂を裁定せしより二千五百年代の末に至る………一三七

徳川氏天下を制する難事

關ヶ原役後の諸侯——脾肉の嘆

徳川氏天下を制するの政略

徳川氏の組立——君臣の固結——大坂の戦は諸侯を壓伏するの好機會——諸侯徳

川氏を助く——質を江戸に徴す——大名の配置——親藩——外様大名——譜代大

名——諸侯を貧弱ならしむ——外諸侯の築城役——諸侯の功を賞す——賞與の種

類

徳川氏王室に對するの政略

王室の威力を抑へんとす——公家法度十七ヶ條——政事に干與するを制す——王

家は名爵を與ふるの源——京都の所司代——家康の深慮——二代將軍秀忠

徳川氏初三世の間に功名心の滅せし事

英雄猶ほ亂を思ふ——秀忠の守成——三代將軍家光——武功の望雄藩の間に消耗  
す——大勢全く定まる——文物制度の完成——參觀交代——親藩配置——都會政  
策

將軍の諸侯に對する態度

獨立の治權——互に連合せしめず——諸侯に對する情義——上下の關係——政治

は國老に任す

人民天下を望む氣滅せし事

島原の亂——浪人——政府の組立——反亂成り難し——郡縣と封建——諸侯の兵

力

徳川氏の制度に於て宰臣の弊害を防ぎ難き事

執政者の陰謀——專制君主——不良の宰相——四代將軍家綱——五代將軍綱吉——

——八代將軍吉宗の中興——田沼時代——十一代將軍家齊

徳川氏及び諸侯の内政に於て姦臣の專横なりし理由

親藩の役目——忠義の士多く譜代の家に出づ——主君を籠絡す——中央政府に於

ける重臣の弊——地方政府の姦臣——御家騒動——封建政治の利害——忠臣義士

の出現——封建政府の據つて立つ基

社會一般逸樂を專にせし事

上下の逸樂——中央政府の内政弛廢——明君賢相も如何ともする能はず——大平社會の現像

第十一章

德川氏治世の間に世に現はれたる開化の現像……………一五二

世の有様靜定するときも有形無形の現像大に進歩する事

戰國には衣食住の有様進歩せず——開化の源素は太平の空氣に養はる——貨財の進歩と共に人心進歩す

進歩に二種ある事

分量の進歩——性質の進歩——古の上と今の下——世運進捗の理

社會生計の度を見るの難き事

一般人民勤勞の標準——生計の度——驕奢品を以て進歩の標準とすべし  
開化の標準を立つる困難

所謂中等社會——開化の進路——職業と貨物——精細なる進歩を記するは最難事  
戰國の頃(慶長七年まで)

飲食——家庭——衣服——夜着(蒲團、布子)——婚式——女の髪——帶——淨瑠璃及び歌舞伎芝居——繪畫——見世棚——江戸錢湯風呂

二千二百六十三年より二千三百年代の末まで

食物——衣服——夜着——女の髪——笠——芝居——淨瑠璃——浮世繪——酒屋——足袋屋——印刷

二千四百年代

衣食住——衣服——化粧——冠簪——家屋——用紙——婚式——笠——衣服の模様——羽織の紋——芝居——女形の始まり——江戸淨瑠璃——京都淨瑠璃——大坂義太夫——浮世繪——飲食屋——江戸のさまざま——芝居小屋の進歩——芝居土藏作り下棧敷——三大橋——江戸の名物

二千五百年代

冠簪及び傘——下駄——天鷲絨の足袋——淨瑠璃——芝居——繪畫——紅粉繪——十望遠鏡の造初め——食物屋——煙草入の初め——眞崎の景況

卷之六

第十二章 德川氏治世の間に世に現はれたる開化の現像……………一七七

戰國文學の概況(慶長七年まで)

足利學校と金澤文庫——五山文學——詩歌連俳——淨瑠璃の文章——歌學——藤

原惺窩——朱子學——醫學——曲直瀬正慶  
二千二百六十三年より二千三百年まで

朱子學——林羅山と石川丈山——王陽明學——近江聖人——醫學——丹溪派  
二千四百年代

朱子學——林家の祭酒——兼山と蕃山——由井正雪と山鹿素行——山崎派——木  
下順庵——貝原益軒——復古學——伊藤仁齋——物徂徠——其門下生——經濟學  
——開化史——白石の史眼——和學——下河邊長流——契沖阿闍梨——荷田春滿  
——北村季吟——俳文——松尾芭蕉——談林——芭蕉の門下——狂言作者——井  
原西鶴——近松門左衛門——金平物語——萬國地理書——采覽異言——醫學——  
古法家——天文學——安井算哲——貞享曆  
二千五百年代

復古學——文章家——朱子學——懷德書院——中井兄弟——寛政の朱子學復興——  
異學排斥——折衷學——井上金峨——山本北山と太田錦城——和學——加茂眞  
淵——宣長と篤胤——文典——村田春海——江戸の和學——俳文并に狂文——小  
説——漢方醫學——西洋醫學——理化學——天文測地學——狂言作者  
文學貨財の進歩は大體に於て併行す

進歩の遅速——太陽を廻る惑星——貞享元祿と文化文政——干涉保護の非

二千四百年代の文運は撥亂反正

儒者俳諧——佛教——太平の時雨

二千五百年代の文運は守成修補

折衷學——貨財の進歩

封建の下に發せる開化の性質

上下の懸隔——重族的開化——社會は自ら救治を爲す

社會の發達は草木の發達の如し

保生避死の天性——王朝の制度と鎌倉政府の制度——徳川政府の制度

第十三章 徳川治世の間勤王の氣の發せし事……………一九六

徳川政府に不利なる勤王心の發達

王室を尊ぶの氣風増進す——復古の思想——謀叛の口實によつて輿論を知る

忠義の教

漢學の旺盛——孔孟の教——忠と孝——水戸光圀——楠氏の墓を建つ——赤穂義

士——御家騒動と忠孝——演劇淨瑠璃小説等の流行と風教——勸善懲惡

忠義心は封建制度に利なるが爲めに發達す

輿論は一般人民に利益あるもの——君臣の關係を以て社會を立つ——勸善懲惡は愚夫愚婦の輿論

忠義心大に發達して徳川政府に不利となる

忠義と尊王——光圀の心中——勤王心を鼓舞せる歴史——勤王心を鼓舞せる和學と神道——勤王を鼓舞せる儒者頼山陽——日本外史

勤王心は徳川氏を倒すに足らず之を倒す外寇にあり

米艦の渡來——鎖國の夢破らる——砲臺を築く——外國の事情を質さしむ

愛國心の勃興

愛國の念は國に關する事件の生ぜしときに發す——唯一の慰藉——神國思想——參河武士の子孫

徳川政府天子の詔を以て開港せんと欲す

天子の詔——志士の忿怒——攘夷論——開港の議用ひられず

此策成らずして徳川政府之を專決す

井伊大老——安政の假條約——志士の憤慨——一網打盡——開港論者も服せざるものあり——井伊大老刺さる

諸侯の志士天子を奉じて攘夷を行はんとす

諸侯志士の心王室に向ふ——公武合體——和宮降嫁——諸侯の妻孥を歸國せしむ——將軍の上洛——諸侯を京師に集む

將軍上洛の失敗

心裏上の制御よりは外形上の制馭——人材登用論——外形上の威嚴なし——關西諸侯の内部改革——門閥打破——憂國の志士國事に任ず——將軍の上洛は王室の前に徳川氏を屈せしむ——徳川氏内部の醜體——王室また鎖國實行の不可を知るに至る

各地騷擾

徳川氏の人望地に墜つ——民間志士の反抗——天忠組——長州人京中に戦ふ——馬關砲撃——諸侯の内亂

長藩を討じて勝たず

長藩徳川氏に反抗す——俗論黨——高杉晋作——征長の師——長州の兵制改革——將軍家茂の薨去——將軍政權を奉還す

將軍政權を奉還す

徳川氏兵力の劣弱——土佐侯十五代將軍慶喜に説く——政權奉還——伏見の變



將軍の恭順謹慎

德川氏は猶ほ海内の強國——その陸海軍——將軍の恭順——江戸城以下の引渡  
輿論抗すべからず

開港後九年にして德川政府解體す——輿論の非  
外交一たび開け德川氏の政府また維持すべからず

德川氏の制度——封建制度の弱點——重族の習氣止む——敵國外患と舉國一致——  
——愛國の念ありて愛藩の念なし——既に封建の人にあらず郡縣の人なり——廢藩  
置縣——德川政府の滅せる所以

跋

.....二四

日本開化小史目次畢

日本開化小史再版序

鼎軒田口博士贊を易へられてより既に十二春秋、尋常一樣の人ならんには、最早世に忘れ果てられたるならんに、博士の名は何時も人々の記憶に新にして、春の如き其の面影は、彌々追慕せらる。其の心血を濺がれし國史大系、群書類從、大日本人名辭書、日本社會辭彙等の大出版物は、世運の進み、學問の開くるに隨ひて、益々重んぜられ、學問に従事する者と、然らざる者とを問はず、博士の功績の甚だ大なるを思はざるはなし。此の時に當り、其の名著たる日本開化小史の再版せらるゝあり、需めに依りて之に一言するは、余の最も喜ぶところなりとす。

博士の本領の經濟學に在りしは言ふを要せず。然れども其の才氣の縦横なると、趣味の多方面なるとは、博士をして指を史學にも染めしめしが、其の研鑽は頗る精密、其の識見は最も高邁にして、儼然として斯學の大家となり、新井白石、賴山陽に續きての史家とも稱せられぬ。日本開化小史は原因結果の理法に基きて、我が邦の變遷を記せるものにして、敘述の體裁西洋の史學研究法に合ひ、斯界に一の生面を開かれたるものなり。經史相須つと云へる歴史の舊式を脱して、所謂文明史流の歴史を試みられたるものなり。博士は故重野安繹博士等と共に、新史界の陳勝たり、吳廣たるものと云ふべし。

今日の進歩せる歴史界より批評するときは、日本開化小史には記事の正確ならざるものも有り、

議論の不備なるものも無しとせず。或は白石の折焚く柴の記を踏襲せりと早くより云はれしも、また其の理全く無しとはせず。されども日本開化小史を批評する者は、先づ思はざるべからず、此の書は今より凡そ四十年の前に著はされたるものなることを。此の時に當り史學の研究は尙頗る淺く、國史として愛讀せられたる書は、國史略、皇朝史略さては日本外史の類に止まり、大日本史を窺ふことの如きは、固より容易の業にあらざりしなり。史學會は尙未だ生れず、我が大學に於てだに未だ國史料の設有らず。當年の大學總理たりし故加藤弘之博士が、和漢學の耆宿漸く凋落して、後の繼がれざらんとするを憂ひ、臨時に古典講習科を開かれしも、日本開化小史の初めて出てしよりは後の事に屬す。大學豫備門長杉浦重剛君が、國民の教育には必ず其の國の歴史を授けざるべからずと備獨逸教師の切言するを容れ、折焚く柴の記を教科書とせられしもまた是れより後の事なり。進歩せる今日の學界より觀れば、洵に隔世の感に堪へざるべし。此の時代に在りて國史を著し、しかも一生面を開かれたるを思へば、博士の本領また此の方面にも在りと云ふを得べく、日本開化小史の疵瑕の如きは、批評するの限りに非ずと容赦すべきことならん。

此の如き名著を再版して、之を公にするは、學界の一逸事と云ふべし、余は今博士の功績を彰はさんと欲して、此の文を草するに當り、轉た博士の爲めに激勵せらるゝ所あるを覺ゆ。又此の書を繙きて、余と此の感を同じくする者の尠なからざるべきをも信ずる者なり。

大正五年九月

文學博士 三上 參次 識す

## 序 言

故田口博士の本領が政治經濟の方面にありて、一世の具瞻し景仰する所たりしは今こゝに論ぜず。然れども明治文化史に燦然たる光輝を放てる博士の功績は、よし忙中の閑日月博士の餘業たりしものとするも、その史學上に於ける努力と奮闘とに歸せざるべからず。蓋し明治の初年、我が國の歴史界は殆んど見る影もなき有様なりき、偶々世に公にせらるゝものも、古史の覆刻にあらざれば、僅に國學者漢學者の遺著に過ぎず、彼の太政官に設けられし修史館が多く、學者を有しながら、その編纂せられて出版を見るに至りしものは、たゞ明治史要一部と稱するも可なり、この時に當つて我が學界を驚かしたるものは實に博士の日本開化小史なり。

日本開化小史を讀むものは誰しも新井白石の讀史餘論折たく柴の記などを想ひ起すならむ。學者にして政治家たり經濟家たり、はた文學の才ありて種々の方面に卓見の觀らるべきもの、江戸時代において白石實にその第一人たり、而してその天下後世を益する最も多きものは彼が史學に關する述作なりき。古史通に論ぜるところ幾多非議すべきものあるに係はらず、その上代史研究に新生面を開きしはまた争ふの餘地なし、また讀史餘論の文明史的によく時勢の變遷を叙せる、近時に至るまで國史の概論が大抵之に準據し且つ之を布衍したるものに過ぎざるが如き白石は我が史學界の大恩人なりといふべし、しかも田口博士何ぞ白石と相似たるところ多きや、政治家にして經濟家た

ること相似たり、文學者にして歴史家たること相似たり、平易流暢の筆を以てよく言はんと欲するところを曲盡する手腕また尤も相似たり。たゞ白石の學問は漢學に根柢を有し、僅に蘭人によつて西洋の文明を覗きしのみなるに、田口博士の學問は西洋の學術に基礎を置き、之に和漢の學を加へしところ、博士の博士たる所以なり、而して博士がその佐藤一齋の直系を受けられたるより察するも、その漢學に於ける素養のまた甚だ深かりしを知るに足るべし。

日本開化小史は明治時代に於ける史學界の曉鐘とも開拓使とも稱すべきものなり、その論ぜるところ或は多少の闕陥あらむ、また史實の研究未だ十分ならざりしものあらむ、然れども我が史學界に革新の空氣を齎らし來り、我が學者をして覺醒せしめたる功績は正に本書を措いて他に求むること能はざるなり。余は本書を讀み、第一に博士が西洋の學問を研究する用意の、全く時流を抜きしに感服せざるを得ず、想ふに當時我が國の學術はすべて歐米の模倣以上に出でず、たゞ彼にあるものを我に移植せるに過ぎず、何等之を消化せずして直ちに我國に實行し應用せんとしたるもの多かりしに、この間にあつて先づ日本そのものを知らざるべからずとし、本書を著せし博士は、實に明治時代に於ける先覺者として最も推重せざるべからず。而してその思想の進歩的にして自由主義に傾けるところに、またよく博士の人格と學問とを觀る。

この日本開化小史は蓋し博士が西洋の一文明史を讀んで思ひつかれし述作ならむ、或はバツクルの文明史などによつて之が著述の動機を得られしやも未だ知るべからず、我が國に於ける從來の歴

史家と全く態度を異にし、經濟の方面より、政治の方面より、もしくは宗教文學の方面よりして歴史の真相を捉へんとし、縦横に批判解剖して、我が國の文化が如何なる特長を有し、如何に發展し來りしかを闡明せしもの、即ち日本開化小史にして、我が國の學者が一人も未だ考へ及ばざりし一新機軸を出し、之を我が學界に提供して、史學者を警醒したる名著たらざるべからず、豈にたゞ史學界とのみいはんや、我が國民をして初めて我が國の歴史がたゞ戦争の歴史のみならず、たゞ政治の歴史のみならず、その以外に知らざるべからざるもの多きを知るに至らしめしは、本書に負ふところ甚だ大なりとす。言ひ換ふれば明治時代に於ける文明史的の歴史が、日本開化小史に始まると稱するも過言にあらず、更に之を廣くすれば、西洋の學問を基礎とし、日本そのものを研究せし明治時代の著述はこの書を嚆矢となす亦た敢て溢美の辭にあらざるなり。従つて我が國民はこの書によりて初めて我が國に於ける建國以來の文明が如何なる特質を有し如何なる發展をなせしかを知ることを得たるのみならず、間接に若しくは無意識に、學問に對する博士の態度に學ぶところ少からず、こゝに一大自覺を喚び起して學問を爲す意義一變し來り、我が國に誇るべき歴史あり文明あり、必ずしも歐米諸國の下にあらざるを覺り、翻譯模倣以上に我が國の新文明を樹立せざるべからざるを反省せしめたる程明治時代の國民を啓發したるは、多く之を日本開化小史に歸せざるべからざる也。回顧すれば本書の第一巻が初めて世に公にせられたるは、實に明治十年二月西南戦争の正に勃發せし折柄なりき、西南戦争と日本開化小史何ぞそれ對照の奇なるや、一は舊文明の最後を彩りしも

のにして、一は新文明を樹立すべき使命を有せしものたり、而して進歩と自由とが、政治に於てはた經濟論に於て、常に博士の標識たりしとはいへ、その自由進歩主義は決して歐米のそれにあらず、日本の自由進歩主義にして、よく我が國の特長を知りての自由進歩主義たりしは本書之を證して餘りあり、本書はまた我が國が歐米と對等若しくは對等以上なるべきを文明史的に説明せし博士を最も直截明快に傳ふるものといふべし。一言にして之を蔽へば、本書は明治史學界に於ける博士の功績を不朽ならしむるものたるのみならず、また明治文化史に於ける博士その人の記念碑たらざんばあらず。

昨年十一月即位の大典を擧げさせらるゝに際し、聖恩枯骨に及び田口博士に從四位を追贈せらる、乃ち同人相集まりて記念講演會を本郷中央會堂に開催せり、其後また博士の著述につき先づ史學に關せるものを上梓し以て記念出版となさんとする議あり。余は明治二十九年初めて博士を識り、知遇を辱うする凡そ十年、その間博士の計畫に成れる編纂事業に参加し、國史大系、續國史大系、續徳川實紀、群書類從、續群書類從、及び大日本人名辭書、日本社會事業等の出版に當り、最もよく博士の苦心と博士の努力とを知る、而して此等の大事業がこの日本開化小史の著述に淵源するところあるを觀れば、假令博士の名論卓説が史海その他の著述に掲げられたるもの甚だ多しといへ、記念出版の第一篇として再版に附すべきもの、この日本開化小史を推さざるを得ず、是に於て余出版に關する一切の事を擔當し漸く、こゝに之を公にするに至れり。乃ち聊か日本開化小史に對する余

の感想を記し、且つ之を出版せし所以を叙すと云爾。

大正五年十二月

黑板勝美

自序

有<sup>リ</sup>裂<sup>イ</sup>眦<sup>ツ</sup>反<sup>シ</sup>唇<sup>ヲ</sup>言語<sup>ハ</sup>激烈<sup>トシ</sup>動作<sup>ハ</sup>蕩<sup>々</sup>如<sup>シ</sup>沸<sup>者</sup>。見<sup>レ</sup>之<sup>者</sup>曰<sup>ク</sup>。彼<sup>レ</sup>怒<sup>矣</sup>。有<sup>リ</sup>開<sup>顔</sup>解<sup>頤</sup>願<sup>言</sup>笑<sup>溫</sup>和<sup>舉</sup>止<sup>揚</sup>々<sup>如</sup>舞<sup>者</sup>。見<sup>レ</sup>之<sup>者</sup>曰<sup>ク</sup>。彼<sup>レ</sup>喜<sup>矣</sup>。是<sup>亦</sup>可<sup>也</sup>。然<sup>尙</sup>有<sup>レ</sup>未<sup>レ</sup>盡<sup>焉</sup>。夫<sup>人</sup>非<sup>ニ</sup>無<sup>レ</sup>因<sup>而</sup>怒<sup>者</sup>。又<sup>非</sup>ニ無<sup>レ</sup>緣<sup>而</sup>喜<sup>者</sup>。則<sup>見</sup>喜<sup>怒</sup>之<sup>狀</sup>態<sup>。而</sup>求<sup>ニ</sup>其<sup>因</sup>緣<sup>。以</sup>評<sup>ニ</sup>其<sup>心</sup>之<sup>喜</sup>怒<sup>。庶</sup>幾<sup>無</sup>誤<sup>矣</sup>。歷<sup>史</sup>者<sup>古</sup>來<sup>之</sup>評<sup>也</sup>。古<sup>來</sup>非<sup>ニ</sup>一<sup>世</sup>。世<sup>々</sup>非<sup>ニ</sup>一<sup>人</sup>。治<sup>亂</sup>之<sup>形</sup>勢<sup>。雜</sup>沓<sup>續</sup>紛<sup>。若</sup>不<sup>ニ</sup>能<sup>分</sup>析<sup>之</sup>。末<sup>ニ</sup>必<sup>能</sup>免<sup>レ</sup>皮<sup>膚</sup>之<sup>見</sup>也<sup>。故</sup>史<sup>家</sup>之<sup>苦</sup>辛<sup>。不</sup>在<sup>於</sup>蒐<sup>集</sup>歷<sup>代</sup>許<sup>多</sup>之<sup>狀</sup>態<sup>。而</sup>在<sup>於</sup>究<sup>ニ</sup>盡<sup>其</sup>狀<sup>態</sup>之<sup>所</sup>本<sup>也</sup>已<sup>。余</sup>記<sup>ニ</sup>此<sup>書</sup>。其<sup>可</sup>悉<sup>者</sup>務<sup>詳</sup>之<sup>。其</sup>可<sup>略</sup>者<sup>務</sup>省<sup>之</sup>。以<sup>期</sup>得<sup>ニ</sup>其<sup>情</sup>。雖<sup>然</sup>是<sup>原</sup>公<sup>事</sup>之<sup>餘</sup>餘<sup>。少</sup>暇<sup>。而</sup>成<sup>者</sup>。况<sup>余</sup>之<sup>淺</sup>學<sup>寡</sup>聞<sup>。安</sup>保<sup>下</sup>其<sup>評</sup>喜<sup>怒</sup>之<sup>無</sup>誤<sup>耶</sup>。

明治十年九月

田口卯吉識

鼎軒

この書余りに唯物論的偏見に満ち、唾棄すべし。

# 日本開化小史

田口卯吉著

## 第一章 神道の濫觴より佛法の弘まりしまで

人は生れながらにして神威を解するものにあらず、宗教を信ずるものにあらず、之を解し之を信ずるものは數多の想像の累積せしに因るなり。余舊史を閲し、神武天皇の時既に神道の信仰盛んなることを見て思へらく、其信仰茲に至る蓋し一人の胸裏に成るものにあらじと。因つて夫の神代に就きて尊等が想像せられし事共を集め見るに、稍神道の起源と思しきものありたれば、之を引證して其沿革を記しぬ。蓋し神代の諸事決して信據すべきものにあらざれども、到底余が引證する類の事共あるにあらざれば、神道の教神武天皇の時代に於きて此の如き信仰を得がたかるべしと思へばなり。且つ夫れ神道の發する、佛説の移る、必ず人の天性に於てしかく導くものなくんばあらず、故に先づ其天性を説きて其發する所以を解す、文中論辯多きものは之が爲めなり。凡そ人心の文野は、貨財を得るの難易と相俟て離れざるものならん。貨財に富みて人心野なるの地なく、人心文にして貨財乏きの國なし、其割合常に平均を保てる事、蓋し文運の總ての有様を涉

りて異例なかるべし。抑々人間の初代に當つてや、器械を用ふるの智未だ發すべからず、製作の技未だ熟すべからず、所謂天造の果實葉根を集めて其食物と爲し、草葉樹皮を綴りて其衣服を造る外手段なかるべし。夫れ智は物に接して益廣く、情は事に試みて愈高し、人間初代の時に當つて、多く接する能はず、多く試みる能はず、其心豈能く長ずべけんや。然りと雖も生を保ち死を避くるは、智の廣狹を云はず、情の高卑を論ぜず、總ての動物に通じて違はざるの天性なり。故に人間の初代に於ては、唯だ衣食を得んと念其全腦に滿ちて、毫も其心を他事に働かしめず、祖先の事を記するに暇なく、間接の災害を恐るゝの智なし、茫然天地の間に立ちて禽獸に異ならず、衣食是れ急なり、豈に死後の事を憂ふるの暇あらんや、故に猶ほ夫の獨化の諸神茫然として靈魂不死の説未だ發せざるなり。

實驗少しく進み交際少しく密に成り、目撃せし處の諸物に名稱を與へ、イザナギ、イザナミの二尊の時より物の名出來しと見ゆ、其前の事知るべし。器械を製するの技を知り、天の瓊矛の如きもの。弓矢を執て山野に獵り、竹竿を投じて江湖に釣るの智あるに及んで、衣服を得るの術また従前の煩に似ず、食物を求むる處亦従前の如く狭少ならざれば、人心の及ぶ處亦其區域を廣め、人の疾病を見て、初めて其異常の有様に恐るゝの色あり。イザナ病あり、イザナギの尊に請うて曰、必ず病室を窺ふなかれイザナギの尊私かに之を窺ふ、其苦痛の有様を見て、初めて恐るゝ色あり、身體の内に色々の雷を見給ふ、蓋し其輾轉の有様を見て雷の如く思ひしならん、古事記を見るべし。且其病死して後身體の活動なき有様に注意し、又其甦生して従前に異ならざる事を見て心に解せざるより、類に思を廻して、必定人の靈魂は身體と同一のものにあらず全く別に存するものなり、身體の死す

るは靈魂の去るなり、其甦するは靈魂の返るなり、靈魂は死するものにあらずと、初めて身後の事を心配し、靈魂不死の説を發せり、是に於てか即魂ひたまの語あり。イザナギ、イザナミ二尊の時より魂の語を見る。既に靈魂不死の説を得てしより、死後の懸念其胸中に滿ちて、其終に歸する處を考へ詰め、又更に黃泉よみの語あり。イザナギの尊は黃泉に行けり。或は曰ふ、月夜見の國に行けりと。然れば死後靈魂は月に移るゝ想像せしものか。然れども未だ天堂地獄の説を作り、死後の禍福を説く程までに、人心の猶豫なかりしなり。然れども未だ神祇を尊び怪力を敬するの想像起らざるなり。

耕作養蠶の道を知り、天照大神の時五穀初めて生ず、瑞穂の國と稱する、亦た此時より始る。然れども種々の貨物を使用する事を解し、朋友兄弟林中に相會して、時に或は遊戯の催あるに及んで、天照太神天岩戸に閉籠り給ふ時、種々の尊等林樹に五百箇の綱統と八咫の鏡と青和幣、白和幣を懸け、茅籬の稍を持ち歌舞す。是れ蓋し其時代の重立たる人の遊ならん、民草の如きは未だ之に及ばじ。人心の外物に接すること多く、其感觸を受くる亦た少からざれば、其想像は唯に靈魂の事黃泉の事に止まらずして、夫の死を避くるの天性より、不慮の厄難を避けんとの心起れり。是時の人間未だ道理を窮むるの知なく且つ經驗なければ、何事も皆不慮ならざるはなし。總べて外物の變化に注目して、其意外なるに驚き、皆是れ怪力の致す處と定め、悚然として恐るゝの心なくんばあらず。而して人間交際に於ても、敬すれば人其怒を解くを以て、此怪力も亦た敬すれば災を下さざるべしと思ひ、漸く之を敬するの事起れり、天照太神の時初めて際衣を織る、又大齋服殿いはの語あり。然れども未だ祖先を尊ぶの様子あるを見ざるなり。

斯く怪力を敬するの心起りてより、貨財の進むに従ひ、人心漸く過去の履歷と祖先を尋ぬるの方向に進めり。偕て古を尋ぬるには、偏に舊き言ひ傳に據らざるべからず、夫の感じ少き草昧の人心

をして、面白しとか恐ろしとか、偉なりとか感ぜしめたる事は、必ず奇怪ならざるべからず。之を言ひ傳ふるに或は十分なる言語もなく、或は忘れ、或は重大に話し、或は臆想を交へて話し、口より口に傳へて、益々轉訛したる言傳なれば、愈々奇異の姿を爲せり。而して之を聞く人々は、意外の事に多く遭遇せる者共なれば、之を怪しむの心なくして、終に祖先は人間に非じ、必ず神聖の通力あるのならんとその思を起したり。且つ此の人々に數多の事件を記憶すべき材能なきよりして、重に其時代に威力ありし宗家の事のみを言傳へたれば、夫の神聖の思を倣さるゝ人の子孫は自ら貴重なりとの想像を起すに至れり。斯く祖先を神聖と思ひ、其宗家を尊敬するの氣は、歲月を経るに従ひ、各處に移住するに従ひ、愈々増進せざるべからず。神孫天孫等の語、次第に盛なるを見て、之を徴すべし。斯くて其祖先を日月とし、智の未だ進まざる人には、日月は神として敬せらるゝものなり。故に祖先を尊ぶの心より、之を日月と混するに至れり。天地創造の功をも祖先に歸したり、是に於て祖先の語漸く尊し。然れども未だ其靈魂の人間に利益ある事を説かざるなり。

神武天皇日向の國より大和の國に攻め上り、諸國の酋長ばらを打平げ給ふ頃に至りては、皇軍を渡すべきの船舶あり、遠征を支ふべきの糧食ありて、貨財の有様亦た舊時の比にあらざれば、想像の及ぶ處亦た極めて増加せり。皇師の利あらざりし時に、天皇の曰く、吾は日神の裔なり、今日日向ひて戦ふ、故に利なし、日に背きて戦はゞ利あらんと。又た曰く、我皇祖の靈や天より降鑿し、朕が躬を光らし助け給ふと。而して皇祖の用ひし寶器も、神驗あるものと尊まれて神庫の内に納めらる。されば此時既に祖先の靈魂人間に功績ありとの想像ありしならん。且つ靈魂不死の考より推し

て、祖先の靈魂天地の内に坐ますと思ひしと見えたり。然れども其靈魂を以て神祇と稱せし事あるを見ざるなり。

カミと云へる語は、太古の時に於ては、神祇と云ふ程尊き意味あるにあらず。イザナギの尊は桃果と岩石の功あるを見てカミと稱し給へり。スサノヲの尊出雲の國に往き給ふとき、翁媪一少女を抱て泣くを見て、尊曰く、汝は何者ぞ、翁曰く、吾はクニツカミなりと。神武天皇の舟師速吸の門に至るとき、一漁人あり艇に乗じて來る、天皇招して問ふて曰く、汝は誰ぞ、對へて曰く、臣は是れクニツカミなり、名を問ふ、對へて曰く、珍彦と。日本書紀をされば尋常の人亦たカミと稱せり。故に皇祖の靈を尊ぶの事あれども、カミを尊ぶの事なし、カミとは尋常の人と雖も自ら稱へたる辭なり、カミの辭尊くなりしは、神武天皇以後崇神天皇以前の事ならん、其間おのづからカミと云へる辭を自ら稱へざるの習俗になりし事と思はる。

神武天皇の初めて政府を日本に立て給ひしより、貨財を得るの術は、大に進歩の姿を爲せり。天皇東征の頃には、土民に猶ほ穴居巢棲のものありしかど、代々の天皇皆な耕作養蠶の道を好み給ひて、頻りに之を土民に傳へ給ひしかば、國中一般農民となれり。鎌執りて豊葦原の葦を刈り、鋏刺して瑞穂の國の穂を摘みしかば、貨財を得るに左までの煩勞を要する事なく、人民漸く衣食の缺乏に苦まざるに至れり、紀元七百年代の始より、三韓支那の人民我國に來りて、交易を營み有無を通ぜり。國史に入貢と稱すれども、其實は交易なり、近年まで琉球より支那に行きて交易せしと同一にて、其一部分を政府に上納し、其餘を以て交易して利益を得るなり。

當時彼の國にては、既に器物衣服を製造するに器械を用ふる事杯を發明したれば、此交易は大小日本に利益あるものなりし。又た我國は既に食物に不足なかりしかば、彼國の職人商人、終には學士までも渡り來りて、其技を賣り其道を廣めたり。其後一千年代に及びて、我が兵威盛にして、三韓國に屬せしかば、貨財の有様は愈々盛榮に趣けり。

斯く貨財の進むに従ひ、人心亦大に猶豫を得て、益々其想像を逞ふせり。是時に當つて人心既に靈魂の死せざる事を定め、カミの人間にあらざる事を信じ、カミの天地に照臨まします事を想像せしかば、夫の保生避死の天性よりして、神に頼みて災を除かんと心の起りし事を見るなり。七百年代崇神天皇の時に、海内疫病流行して人民の大半死亡せしかば、天皇大に之を患ひ給ひ、神祇の咎を受けたるならんと思ひ給ひて、淺茅原あさぢかほに幸し、八十萬神を會して之を下問うらもと給ひしに、大物主神侍姫に神かゝり給ひて曰く、我を祭敬せば必ず平治せんと。因つて之を祭り給ふに、初には驗なかりしが、再三祭り給ひしに、終に疫病退けり。是より八十萬の群神を祭り、且つ天社國社及び神地神戸を定め給へり。カミの威力を現し尊嚴を増し、神祇と同じ意味となりしは、實に此時にありしならん。是より皇居と神宮とを分ち、齋宮と申して天皇若しくは親王の御女を太神に齋き候はせ給ふ例始まれり。此事二千年代宇多天皇の御女まで引繼げり。八百年代の末皇子日本武尊東國を征伐し、海上難風に遭ひ給ひし時、難風の起るは海神の災なりとの想像起りて、橘姫之に死す、其後此尊數多の惡神を征し給へり。日本武尊大蛇を見る、思へら山に大蛇を見る、思へら是惡神の使者なりと。斯く神の威權次第に増加し、九百年代の頃に至りては、神意に悖るとき嚴罰あ

る事を想像して、仲哀天皇の死を神命に悖るの冥罰に歸せり。神功皇后の三韓を征し、我國に臣從せしめ給ひしも、亦た神慮に従ひ給ひしなり。此時分までの神命は、多くは夢に於て告げられたりしが、千年代應神天皇の御宇に及んでは、湯起請と申して、熱湯の中に手を入れ涅を探り、其手の爛るゝと爛れざるとを以て、其罪の有無を決せり。是れ即ち神靈の裁判を仰ぐものなり。是に於てか神道の勢ひ最盛の點に達せり。

されば人心進歩の有様を考ふるに、最初には全く想像を爲す事なく、更に禽獸に異ならざりしが、死を嫌ふの天性よりして、靈魂の死せざる事と、靈魂の歸する處とを想像し、次に死を避けんとする天性よりして、自然の怪力を敬するの心起り、次に言傳の粗なるよりして、祖先を神聖と想像するの心起り、次に靈魂不死の考へよりして、祖先の靈魂天地に照臨ましますと想像し、次に祖先の靈魂神となりて、之を祭れば諸の災害を治し給ふの威力あることを思ひ、是より神威愈々盛にして、人間萬般の所業を指揮賞罰せらるゝに至れり。蓋し未開の世に當つて、人の心には道理を窮むるの猶豫なければ、風浪の忽ち動き、雲霧の俄に起るも、皆な怪力の仕業に歸して相戒めたり。貨財を得るの術進み、外物に接する愈々多きに及びて、初め怪力の仕業なりし事も尋常の事となり、怪力の仕業大に減少すべけれども、人の幽冥に心を注ぐ事、亦た次第に進むべければ、怪力亦た性質を變じて神となり、神の領する處次第に高尚幽冥の地位に登れり。故に其尊嚴亦た随つて増加し、信仰の心愈々深くして、神道の基礎となりにけり。然れども未だ黃泉に於て神の威力ある事と、現世



の所業の善惡に因つて、死後靈魂の歸する所に差別ある事を想像するに至らず、黄泉と云へる語は、佛法稱するの語なり。故に其想像未だ十分に成熟せりとも思はれざるなり。にて所謂天堂地獄を兼ね

斯る勢にて開闢より歳移り世代りて、人心次第に進歩せしものゆゑ、政府は自ら神教政府の性質を得たり。神教政府とは神の子孫萬民を治め給ふの政府なり。神教政府の性質を得させんとて、帝室にて務め給ひしにもあらず、學士之を助けしにもあらず、全く眞正の歴史傳はらざると、人心の自ら之を導きしとに因れり。故に神道の教愈々進むに従ひ、人民の天皇を尊敬するの氣は益々盛なりしかど、帝王と雖も綺羅錦綉の美と見ず、玉樓瑤殿の榮を知り給はざりし世なりしかば、自ら尊大にせらるゝ事もなく、誠に質素にして善く人民に近接し給へり。故に當時智者あるに非ず、學士あるに非ざれども、東には東國を征し、西には海を越えて三韓を打從へ、任那に鎮守府を立て、肅慎まで従ひ靡けり。此等の遠征にも天子親ら軍陣に臨み、若くは皇子皇后之に代りて三軍を指揮し給へり。是れ帝家の代々聖賢に御坐して國事に勤勞し給へるにあらず、時運未だ草昧を去る事遠からずして、貨財を得るの道進まれざれば、風俗未だ遊惰の弊を醸さざるなり。されば其時代の最も著明なる人々を數ふるに、人民には野見宿禰、當麻蹶速の如きあり、官吏には武内宿禰の如きあり、皇子には日本武尊、皇后には神功皇后の如きあり、以て其時代の人情風俗を想察し得べきなり。國威の海外に輝きしも、皆この氣風の致す處にあらずや。神道の教此の如く、政治の有様此の如く、風俗人情此の如くにして、一千二百年代まで打續けり。

然るに千三百年代欽明天皇の御宇に當りて、意外の事件を外國より注入せり、是れ則ち三韓の一國なる百濟より佛像及び經論を獻せし事なり。此時に當つて神道の勢既に盛なりと雖も、其信仰全く心に存して、檢窮討論を累ねたる經論あるにあらざるなり、然るに佛法に於て既に之あり。神道の諸神其威力既に多しと雖も、僅に能く災害を除き、所業の吉凶を指示するに過ぎざるなり、然るに佛に於ては一心稱名すれば無量無邊の福德を降すとあり。神道の諸神は現身の罪惡を正すの威力ありと雖も、身後の事全く關係せざるなり、然るに佛に於ては天堂地獄の因果應報を説き、又た佛の冥助を得て呵責の苦を免るべしと説けり。されば現身の安樂を欲し、身後の幸福を願ふの人心には、最も望む處の教法なるがゆゑに、佛法の渡り來りし始にこそ、神道は之に抵抗するの性質を現はし、饑饉疫病等の流行するは、皆國神の怒を示し給ふ徵候なりと稱して、佛像を堀江に投じ、寺塔を燒滅す等の所爲ありしかど、暫時の後、佛法の勢改復し、此度は打手變に、饑饉疫病の流行するは全く佛像を投じ寺塔を燒滅したる崇なりと唱へ出たり。斯くて千三百年代の中頃に、神道佛法の争起りて、佛法黨打勝ち、是より佛法の蔓延する事極めて速なりし。

蓋し生を保ち死を避くるは、凡ての動物に存する天性なり、人間萬般の所業其種多しと雖も、要するに此性質に出でざるなし。夫の貨財を積まんと欲するは生を保つなり、想像を立て相戒むるは死を避くるなり、喜怒哀樂の發する、亦た之を得ると之を失ふとに因るなり。然りと雖も生や保つべからず、死や避くべからず、故に死後猶ほ靈魂死せずと稱して以て其心を慰す、佛の法巧みに此

法に投じ教を立つるものあり。其言に曰く、貨財を現世に積まんと欲し、安樂を後生に得んと欲せば、一心念佛すべし、佛其願を達せしむと。又他人の生を損すべき所業は、人其悪行なる事を知る、故に佛法また曰く、一心稱名せば即ち解脱を得と。されば人智の未だ遠大に達せずして、直接の利に汲々たる時に當つては、容易に貨財を得んと欲して、貨財を僧尼に施し、後生の安樂を願ひて、心を佛門に歸するもの多し。千二百四十八年より同じく八十一年に至るまで、寺塔の建立せられたるもの四十八ヶ所、僧尼に歸するもの千三百八十五人出来たり、其後百濟大寺と稱する大なる寺を建てらるゝ時、東は遠江より、西は安藝までの人夫を募り、材木を徴されしとなり。難波の四天王寺と稱する有名の寺も此時に建てられたり。抑も此時神道の想像實に佛法に及ばざりしかども、之を自然に任したらんには、必ず修整せる體を得たりしならん。然るにその未だ成らざるに當つて、佛法の攻撃を受けたりしかば、是より神道の想像更に進む事なし。聖德太子の十七條憲法第二に曰く、篤敬三寶、一語も述べ給ふ事なし。今其想像の變ずる一二を記載せんに、聖德太子途に達磨に逢ひ給ふ事ありと云へり、元亨釋書に見ゆ。又聖德太子は漢土の僧惠思の再来なりと稱せり。聖德太子の御子山背王、蘇我氏に滅され給ふ時、五色の幡蓋空中に照り光り、種々の音樂聞ゆとあり、又山背王は權者の化身なりと云へり。舒明天皇の九年、大星東より西に流る音あり、時の人の曰く、流星の音なり、僧旻曰く、此れ天狗なり。彗星見はる、曰く饑饉の兆なり。夫の天堂地獄の苦樂、及び觀音、菩薩、如來、大王、明王、藥師、尊天、地藏、羅漢、權者、童子等の神聖なる事を想像するも、皆此時より始まれるなり。

り。

然りと雖も、日本政府の性質は實に神教政治にして、天皇の尊きゆゑんは、神の子孫に御坐ませばなり、政令の善く行はるゝゆゑんは、宗教の權政府にありたればなり。故に神道の勢進むに従ひ、國家愈々靜謐なりき。然るに今や天皇自ら佛を拜し、皇子自ら經論を講じ、大臣自ら僧尼に施惠し、政府自ら寺院を造らば、夫の神教政府に存する所の宗門上の權威は全く僧尼に歸し、天皇は其權威を減じ、政府は其權力を殺がれ、人心を得る事、蓋し従前の如く容易ならざるなり。

斯く天皇の尊威減ぜしより、大臣の專横の弊起れり。佛法の信者蘇我氏の政府に立ちしより、暗殺せられ給ひし天皇あり。峻。大臣の意を憚りて儲位を定め給はざる天皇あり。推。その外擁立し奉りし天皇もありたり、また掩殺せられたる皇子あり、穴穂部の皇子、宅部の皇子、及び山背大兄王等なり。官吏の死するもの亦た多し。然り而して、大臣蘇我氏の病に臥せし時、其治せん事を祈りて出家するもの男女一千人あり、人心の向ふ所變ぜし事明かなるべし。佛法が貨財分布の有様を變換せし事は、著明なる實例を得がたとしと雖も、巨大なる寺院も出来、徒食の僧尼數多出来しかば、國內の入費極めて増加せりと云はざるべからず。千四百年代の始め、三韓を征する能力なかりしも、政府の國內に費す所大なりし爲めならん。

千四百年代の初め、天智天皇藤原鎌足と謀りて蘇我氏を滅し、政治の有様次第に支那風となれり、此事之を次章に説くべし。依つて前文の意を茲に完結せん、蓋し開闢より紀元千二百年代まで、神

道の想像次第に増加し、千三百年代に至りて、佛法三韓より渡りて神道頓に挫く。是より神道の想像進まずと雖も、全く滅すと云ふに非ず、朝廷亦た神祇を祭るの例を怠り給はざりき、故に今此章を結ぶの時に當りて、人心の内に神道佛法の二者ありて存すと知るべし。

## 第二章 漢學の渡りしより京都の衰へしまで

霞たつ春の日の朝には、露を含む楊柳緑を吐き、風そよぐ秋の日の夕べには、霜を帯ぶる楓葉錦を添ふ。凡そ物として外物の爲めに感染せられ、その状態性質を變ぜざるものやある、人も亦た之に同じ。抑々衣服飲食の状態性質を變ずるは言ふも更なり、風俗政治と雖も大に人心を變動せしむるものあり、人心獨り風俗政治を變ずるものにあらざるなり。中村正直先生の譯し給ひし立志篇の人民の心野なれば、善き政治も悪くなり、人民の心明なれば、悪き政治も善くなるもあり。此事然り、然れども政治悪くして人民の心悪くなりし事其例亦た少からず。韓子の語に吳王劍客を好めば百姓に、鞭笞のもの多く、楚王細腰を好めば官中餓死の人多しと云ふ事あり、此の如き事ならずや、上古の世、其政簡易にして其俗勇壯なりしかば、絶えて文弱遊惰の人を見ず、日本武尊の武、神功皇后の功あるも怪しむに足らず。中古奈良の朝より文弱の氣次第に蔓延し、平安に移りて後其勢最も甚し、其時代に至りては、在原の業平、深草の少將、清少納言、紫式部の如き人々出來りて其長處を世に顯したり。上古の時代と相距る既に遠しと雖も、人情の相異なる亦た驚くべきならずや。如何なればか、る人情に至りしか、何れが露となりて楊柳の姿を養ひ、何れが霜となりて錦の衣を染めしか、其は本文に於て説かんと欲する所なり。

漢學の我國に渡りし事は極めて舊し、三韓との交通始まりし頃より往復の文書は悉く漢字を以て記載せるが如し。然れども人心上に效驗を起せし事少きを以て、前章に於て之を説かざりしなり。偕て漢學の渡りしより、種々の事件我國に起りしかど、之を概するに、第一文學の出來し事、第二政府の體裁變りし事、此二つの外に出でじ。先づ文學の事に付て論ぜん、漢學の未だ渡らざりし代には、日本に文字全く無かりしにや、古事記の序にも舊辭の語ありて、舊史舊書等の事を見ず。日本書紀の内に數々一書と記せるは、蓋し千二百年代推古天皇の時に勅して撰まれしものを言ふならん、然らんには是れ亦舊辭より記載せしものなり。然れば古代は未だ文字の發明なく、言語を以て相傳へたるものならん。漢學の渡りし後、直に其音を採りて其言傳を記す、古事記、萬葉集の類是なり、之を萬葉假名と言ふ。其後十五百年代の始め、吉備の眞備片假名を作り、同じ百年代の中頃に至り、僧空海平假名を作りしと云ふ。此文字の出來しより、日本に文學起りて、書物も編まれ、學士も出たる事なり。

第二政府の體裁變りし事は、風俗人情に於て大なる變異を發せしものなれば、茲に詳に之を説くべし。抑々神武天皇より以來、打續て來りし政府の建方は、誠に質素なるものにて、武官文官の差別もなく、天皇其上に君臨して自ら萬機を統べ給へり。近く之を譬ふるに、其時分の政府と云へるは、大なる庄屋の如きものにて、官吏の數も至つて少く、年貢の收納も極めて輕かりしならん。舊史に記する處に據るに、天皇より度々田租を免じ給ひしことあり、政府の御入費多からんには、如

何て度々租税を免ずる事を得ん。又た度々都を遷されし事あり、是れまた輦轂の下に官民多く住み集まりたらんには、斯く度々遷都を仰出さるゝ事は出来まじき筈なり。されば上古の時代には、政府も至つて質素にて、都の内も人民極めて少かりしと思はるゝなり。

支那と通ずるに及びて、彼國の華美にして驕奢なる政治の仕方を目撃し、朝廷にては自國の質素にして簡易なる小政府を恥かしく思ふの心出でたり。蓋し人は其心と其衣食の有様を抄取らせんと思ひて、自己より進める人を摸擬せんとの心あり、是亦死を避け生を保つゝの天性次第に進歩し、快く生を保たんとの心に出でしものなり。夫の寡聞の博識に倣はんと欲し、貧賤の富貴を望むも、均しく摸擬せんとの心に出づるものなり。今日開明の諸國と雖も、其長技は當初一人の發明する所に於て、餘は皆之を摸擬せしものなり。此摸擬の能に於て最も敏捷なりと自ら誇れる日本人が、三韓と交通する頃より、音に聞き名に慕ひし國に和親し、其風俗を見るに至りし事なれば、此時こそと摸擬しはじめ、終には全く自ら捨て、彼國の政治の有様を我國に移さんとする勢なりき。蘇我氏の猶ほ政權を擅にせし頃、初めて遣隋使と稱して使者を彼國に遣はされたり。其後彼國唐の代となりしかば、代々の朝廷は遣唐使と稱して使者を唐へ遣はされて、其國の事情を實見せしめ、更に留學生を遣はされて、其文學を學ばしめ、其政體を調べしめ給へり。此等の人々は全く彼の國の風俗に染みて歸朝し、唐風の冠を戴き、唐風の衣服を着し、唐詩を吟じ唐音を使ひ、意氣揚々として百事唐風を戀ひたり。

かく漢學の方にて留學生等が其道を勉勵し、威風を朝野に輝かせし時に當つて、佛法の方にて亦た書生を唐に送りて其法を修業せしめたり。此僧侶も上達して歸朝し、奇怪なる技術を現はして説教し、朝野の人を恐嚇せり。斯く博士と僧侶とに煽動せられし摸擬ずきの殿上人等は、いかで自ら分別あらんや、何ものなれ唐より渡りしものならんには、悪しきものはよもあらじと思ひしものから、さしも彼の國に於て折合悪しき儒學と佛法とが、仲善く一處に弘まり一處に蔓延したり。朝廷にては兩ながら之を信ぜられしかば、漢學には勸學田三善清行の封事に、罪人伴の家持、越前國加賀郡没官田一の田五十五町を以て生徒の食料に充て、號して勸學田と云ふ。を賜ひて學生を重く用ひられ、佛法には寺領を給せられて僧侶を厚く賞せらる。かく其時の人民の賤しき有様をば差し置きて、早く其政府を立派に爲さんと企てたり。人民の富を唐の如くにならしむる方法には目を附けて、偏に朝廷を唐風に飾り立てんと目論みたり。是より夫の庄屋政府を廢して八省を置き、天皇自ら萬機を聞かせ給はて、大臣之に當り、數多の官員拜任して多分の給料を賜はり、唐風の衣服を官服と定め、官階を定め、服色を定め、皇唐を盛に營まれてらる、東には陽明、待賢、都芳門、南には美福、朱雀、皇嘉門、西には談天、四方に十二門を建藻壁、殷富門、北には安嘉、偉驪、達智門、御殿は紫宸、清涼、溫明殿等なり。百事唐制を摸擬し給へり。千四百年代の初より千六百年代の終桓武天皇の時まで、政府の目的は全く此一點に存するが如し。是より政治の扱方非常に手重になりて、復た古の如く廉なる政府にはあらざりき。其後に至りて其制愈々全備せしかば、政府益々盛大になれり。

唐風を摸擬して、斯く盛大なる政府を立てたればとて、當時果して如何なる事務かある。三韓は既

に我有にあらず、外國より日本に来るもの至つて稀なり、蝦夷は時々穩ならざりし事あれども、其  
 迎も左までの事にあらず、四方の波風静にして、四海の内泰平を歌へり。かゝる世の中には、八省  
 を置き給ふとも、十三階を定め給ふとも、徒に政府を盛大に見せ、入費を嵩ましめたるのみにて、  
 用もなく益もなし、學者はあれども人民に鈞合はず、三善清行の封事に、大學の書生用ひられざるものは、白頭に  
 古郷に歸りては學者と稱して養生し難きゆゑなり、其時は漢學を學びし者も、官吏は多けれども其當るべき事務少し、かく唐風を摸倣し、當  
 時の日本人民に不鈞合なる政府を拵へしゆゑに、數多の殿上人は無聊に苦しみ、何かな遺悶の慰み  
 にもとて、漸く遊惰の風俗に移らんとの勢を現はせり。

斯く遊惰の氣次第に増進するに従ひ、人倫の正しからざりし古來の風俗は、大に禍害を世に散布  
 せり。抑々日本の古代にありては、人倫正否の考は未だ人心に發せざりしにや、品行の一事に至り  
 ては、聖賢の聞えある人々にも闕遺なきにはあらず、然れども武勇の氣盛なりしかば、其禍害は未  
 だ世に現はれざりしなり。儒學の渡りし後と雖も、其訓戒更に人心に感覺ありしを見ず、佛法の渡  
 りし後、頻りに無常を説き火宅を教へて、夫の古代に盛なりし武勇の氣を消耗せしかば、人心漸く  
 柔弱となれり。此柔弱の人々股富を増し、盛大なる朝廷の上に趨走するに至りても、人倫の不正な  
 る事は依然として改る處なかりしかば、大に遊惰の氣を助け、弊風を後世に遺すに至れり。千五百  
 年代奈良の朝廷は最も此責を免かれざるなり。此事に於ては、肉食妻帯を戒とせる僧侶と雖も、實  
 に是禍害を導きし先達なり、是より朝廷遊惰の弊始まれり。

斯の弊風の朝廷に始まりし時に當つて、人心の有様如何なりしやは、和歌の進みし一事を以て知  
 るべし。抑々和歌は神代より傳へ來りしものなれども、中古奈良の朝千四百年代の末より千  
 五百年代の中頃までに至りて、  
 數多の名人出て、萬葉集等撰まれ、其より盛んになりしといふ。按ずるに和歌また佛説に染みてよ  
 り其情巧みになりしものならん。夫の戀の情を陳ぶるは其前の歌にも多く見えれば、古代よりの氣  
 風なるべけれども、あじなき浮世、陽炎の身、消かゝる露の命など云へる詞の如く、無常を觀ず  
 る思遣は佛説より導きしものならん。其後の事なれども、業平、俊成、定家等も佛説を學び、其味を  
 歌に適合せし人なり。又た僧侶にも數多の歌人を出だせり。其後唐詩の風  
 調に染みて、其體をかへしよしは古人も記せり。されば和歌の體を熟知せば、此三者より成れる事  
 を知るべし。而して此三者合して如何なる性質を和歌に與へたるやと尋ぬるに、蓋し見るもの聞く  
 ものにつけて、悄然と憐の情を覺え詠める事なり、四季折々の物に付け事につけて、色々と憐の情  
 を起す事なり、之を物の憐を觀ずと云ふ。かゝる情は働かずして衣食に富み、勉めずして心に暇多  
 く、柔弱にして靜に、知見なくして癡情に富める人に非ざるよりは、之を十分に盛ならしむるを得  
 べからず。此歌奈良の朝より漸く盛になりしとあれば、其時代より殿上人の柔弱の勢ひ起りし事を  
 知るべし。蓋し和歌は人心より發せしものなれば、之を見て其人心を知るを得べきものなれども、  
 又之を讀む人も文弱に導く性質あり、ボックル氏英國文明史の序第五章に、文學、宗門等は人心より發する者にし  
 て、人心を化するの力なしと喋々論ずれども、余は之を信ぜず、故に和歌亦  
 人心を化するの  
 力ありと言ふ。目に見えぬ鬼神を泣かしめ、男女の中を和らげ、猛き武夫の心を慰むと、古今集の序  
 に記せる事實に然り。況してや既に遊惰にならんとの路に進める文弱男兒の之を見るをや。

夫の唐制を摸擬せんと勉めたりし奈良の朝に於きて、人心の有様既に此の如くなれば、既に十分に摸擬し了りたる平安の朝に至りては、其勢更に甚しかりしは、言はて知るべき事ならん。況してや平安の都には幽雅の山河いと多く、霞を分けて花にむせび、錦を踐みて紅葉に狩り、公けの暇もて心を慰め給ふべき勝景風情に乏しからぬをや。されば平安の都に移り給ひてより遊惰の氣益々甚しく、文學より文字より其他技藝に至るまで、漸く艶麗になりて柔弱の性を含めり。律令格式弘仁格の序に曰く、國家制法の始は上官太子十七條憲法なり、其後天智天皇元年令二十二卷を制す、世人の所謂近江朝廷の令也、文武天皇大寶元年、藤原不比等律六卷、令十一卷を撰す、養老二年不比等更に律令を撰び、各十卷と爲す、今世に行はる、律令是なり。然れば兵農分れし後も、令は改まる處なかりしにや。も撰まれ、歴史文集も編まれたれども、此等は却つて政府を盛大にし、人民と政府とを愈々懸隔せしめたる媒となれり。而して朝廷遊惰の勢は益々進めり。

藤原氏が權を廟堂に擅にし、其門戸を廣むるに至りて、千六百年代の始めより門閥の勢益々盛んになり、莊園の領主も多く出來しかば、文弱の風習は一層の勢を得たり。蓋し文運の進むに従ひ、夫の生を保つの天性次第に生長し、生を樂むの心となり、更に進んで快く生計を立てんとの心起るなり。人の智識を琢き貨財を積まんと欲する、亦た此希望に出づるものならん。然るに今朝廷の人々其心身を唯だ快く樂むの一點に用ひられたり、秀才佳人多く出で朝廷にて重く用ひられ、鬪詩奉和など朝廷にて催さる。清行、文時、直幹、融等の如き人も此鬪詩奉和の仲間なりき。御暇の御慰には和琴、神代より傳ふ。琴、箏、千五百三十年清和天皇の朝に唐より傳ふ。笛、笙、鞠、香、香は天平年中、百濟より傳ふ。碁雙六、へんふたげなどあり、宴には曲水の宴、賀には紅葉の賀、樂には青海波、柳花苑、諷ひ物には今様、催馬樂などあり、皆朝廷の秀才佳人が自ら歌舞彈蹴し給ひて、其

技能に誇り給ひし處なり。中にも和歌は最も盛に行はれて、菊合、結合、根合、艶詞合其前書に、内歌讀むと聞ゆるに、官づかへの人の許に、懇懇の歌讀みて遣れとの仰にてと記せり。なんど色々趣向を變へて其優劣を試みらる。時に五節の舞姫あり、天武帝の時。又た采女の制あり、此事仁德帝八十より始まる。七年に始まる。九重の樂悠にして玉簾の内床しくぞ見えにける。是に於て夫の奈良の朝より次第に鬱積したる文弱の空氣の中に人と成り給ひ、日の目にも當り給はて深殿の内に養はれ、出づるには牛車に乗り、入りては御方々に侍かれ給ふ、優にやさしきまめ男、みやび男、優さ男、色ごのみの男等、平安城裏に充ち満ちて、月を賞し花をながめつゝ、物の憐を觀じ、戀に寄せて和歌をぞ詠出で給ひける。是より凡て實際に關する事務は貴人の賤む所となりて、政府の大任なる兵食の權は皆下官をして之を扱はしめ給へり。

かゝる風俗の盛なる時に於きて、貨財の有様舊時より盛なるは言ふまでもなけれども、之を作る人は其利を得ずして、門閥の官吏悉く之を得たり。されば此等の人々は貨財を得んとて心を磨く事もなく、政治上の事につきて心を勞する事もなし、故に其智や極めて小に、其念や極めて偏なり、貨財に足りて死を恐るゝの心盛なる人々に智識少かりしかば、物に恐駭する事極めて甚し、些細の病氣にも物の化生靈などの災か、抑々天魔の仕業かなど恐れ給ひて、僧侶神官を召して、加持祈禱惡魔退治などせしめ給へり。又た咒咀のことあり、變生男兒の法ありて行はる。此時神道佛法漸く相和して、本地垂迹の説も弘まりたれば、此等の事には神道佛法共に關せり。其後内訌を鎮め外患を防ぎ給ふにも、神佛の威力を頼み給へり、又た怨を含んで死せし者を神に崇め尊むも此時代より

始まれり。此時代に至りて租税極めて重し。白雉三年、則ち千三百七年の詔に曰く、「一段租稻一束半、町租稻十五束」と。令義解六束、下々田三束とあり、五分の一の税なりと云ふ。佐藤信淵の農政本論に、承平天慶の頃、則ち千六百年代の末より、保元平治、則ち千九百年代の始まで、七公三民の租税なりと記せり。何書より引けるや詳かならねども、當時奢侈の有様を見れば、其税の重かりし事を知るべし。

都の内は斯かる有様なりしかど、都の外は全く其有様を異にせり、諸國の豊饒なる庄園は、富める者之を領して租税を出す事なし。神皇正統記に曰く、功田と云ふ事は、皆は功の科に隨ひて大上中下の四の功を立てへ、孫子に傳へ、身に止まるもあり、天下を治むると云ふ事は、國郡を専らにせずして、其事となく、不輸の地を立てたる、事のなかりしにこそ。國に守あり、郡に領あり、一國の内皆國命の下にて治めし故に法に背く民なし、かくて國司の行迹を勘へて賞罰ありしかば、天下の事掌を指して行ひ易かりき。其中に諸院官に御封あり、親王大臣亦かくの如し。其外官田職田とあるも、皆官符を賜はりて皆其所の正税を受くるばかりにて、國は皆國司の更迭なるべし。(中略)中古と成りて庄園多く立てられ、不輸の所出來しより亂國と。此領主及び預所領主都にあれば、預所を置きて托す。は常に自ら耕作する事なく、専ら弓馬鎗劍の道を嗜み、心膽を剛にして身體を強壯にする事のみを勉めて、政治上の事件あらば、第一の勳功を致して、名を揚げ家を起さんものと心懸たり。京都より西に當れる國々には、舟都合も善く陸行も便なれば、自ら京都の風俗に染み、勇壯の氣は少なかりしが、關東の諸國は京都よりも程遠く、往復の便利も悪しかりしかば、柔弱の弊風に染みざりしのみならず、度々戦争ありし故に、武勇の氣古より盛なりき。父死すると子は屍を越えて進み、主斃るゝも臣は顧みずして向ふと云へる猛者等が、坂東の國々に臂を振り拳を固めてぞ居たりける。

されば門閥の勢平安城裏に盛にして、血脉を以て貴賤を論じ、歌道を以て人材を判ち、文弱なる大宮人等が廟堂に特權を握るに及んで、民間に於ては次第に黨派を立つるに至れり。蓋し名と利と

を好むは、賢不肖の差別なく人性固有のものなり。是れ亦た生を保ち死を避くるの天性に出づ。而して其名と利とを兼ねたる

ものは、其時代にありては政治上の事よりも大なるなかりしなり。夫の命も惜まで重賞を競ひ、矢石を冒して功名を思ふ武夫が、門閥の風俗を以て其進路を遮られ、柔弱男兒の爲めに其政權を押えられたりしかば、賢不肖の差別なく、自ら名利の存する場所に蟻附して、次第に強大なる黨派を集成せり。

第一佛法のみは當時全く門閥の弊習を免かれ、且つ朝廷にても血統人柄を問はで重んぜられしかば、數多の人傑は佛法に心を寄せて其器量を顯はしたり。剛勇の武夫罪を犯せしもの、姦惡の少年身を容るゝに地なきものも、寺院に投じ佛門に歸せば、其刑罰を免かれたり。されば佛法は初より黨派の性質を存したり。然るに門閥の勢盛なるに及んで、官吏は怯臆の心より、之を尊崇し之に施惠したれば、諸國の氣力ある人々多く之に歸依して八宗も弘まれり。三論宗は千二百八十五年に高麗の僧惠内國丹比郡の僧道昭之を弘む、律宗は千三百九十三年漢土の僧鑑真之を弘む、花嚴宗は千四百十五年河内國の僧慈訓之を弘む、天台宗は千四百六十二年近江の國滋賀郡の僧最澄之を弘む、眞信宗は千四百六十六年讃岐國多度郡の僧空海之を弘む、禪宗は千七百七十四年備中國の僧榮西之を弘む、臨濟、曹洞、黃蘗等は其分派なり、淨土宗は千八百四十五年美作國の僧源空之を弘む、其後我國にて一向宗、法華宗との二宗起れり、一向宗は平安の僧觀鸞之を弘む、法華宗は安房國長狹郡の僧日蓮之を弘む、都合十宗なり。之を弘めたる人々は皆賤しき生れなれど、朝廷にて之を重遇せられけり。其學ぶ處は文學を琢き性理を窮むるにあり、其職とする所は人民を教導し朝野の尊信を受くべきものなれば、其威力は歳ごとに盛なり。而して其内部の有様を見るに、數多の土地を領して自ら之が支配を爲し、巨萬の僧侶を養ひて自ら之が懲罰を行ひ、之が首領を撰び之が規則を立つるも皆な自ら行へり。又た新に寺院を起し堂宇を建つる事あるときは、勸進帳を捧

げて十方檀那より奉加を受け、其費用を辨じたり。實に佛法の黨中には、王政の及ばざる獨立國の姿ありき。千七百年代の末、關白延曆寺の座主を定めんとして山徒服せず、初めて嗾訴の事あり、之より常に軍馬を蓄へ甲兵を蓄へ、少しく意に満たざる事あらば、三千の僧軍神輿を奉じて朝廷に嗾訴せし事數々なり。此時に當つて最も強大なるもの延曆寺、園城寺、東大寺、興福寺等にして、各寺相嫉みて攻撃せし事もあり、又た武夫黨と鬭争せし事もありき。

第二武夫黨の如きは佛法黨の如く自由ならざりしかども、當時の氣風に適せしにや、處として之なきはなし、是亦門閥の弊習の致す處か。夫れ天下の政權を任すべきもの、豈に特に藤原氏の人に限らんや、然るに諸國の膽力ある武夫は、唯其動作の野なるが爲めに夷と賤まれ、之に將たるべき大將すら、實際の事に關するが爲に賤まれて、廟堂の上に齒せざるに至れり。抑かゝる所置を爲すものは誰ぞやと問へば、則ち露と消えぬべき文弱の人々なり。されば千六百年代の末、千七百年代の初に及びて、武夫黨の内に羨みて奪はんと欲するものあり、平將門、藤純友。千七百年代の中頃、私に兵を弄して相戦ふものあり、平維衡、平致頭。同百年代の末又た叛くものあり、常陸、千八百年代の初め奥に前九年の亂あり、安倍頼時、同貞任の亂なり。其後久しからずして後三年の亂あり、武衡、家衡。同百年代の中ごろに、配所に赴かずして叛くものあり、源義親。此等は皆な武夫黨の亂にして、其都途朝廷の危きこと實に浮雲の風に漂へるが如くなりしが、將校の特權を得たりし宗家に、武夫の心を得たりしものありしかば、僅かに能く之を鎮定する事を得たり。夫の武夫の之に従屬せし所以のものは、朝廷にて諸國の武夫を待

遇する事全く無かりしゆゑに、將家に據らざれば實に顯達の道なければなり。故に朝廷に叛きし黨派の鎮定するに従ひ、將家の黨派愈々強大と成りたり。此黨に居る者は、全く將家の申立を以て恩賞をも蒙り、武名をも傳ふる事なれば、其年所を経るに従ひ、おのづから君と臣との如き姿となり、自ら將家の家人と稱し、普代恩顧の郎黨と唱へて相誇り、遠き國々の武夫までも、皆な其家人郎黨たらん事を願へり。千八百年代の中頃より、數多の小武夫の黨は全く將家の黨派に吸収せられ、源平二氏を仰ぎて顯達を求め、心を朝廷に寄するものとは、六十餘州の内其跡を絶ちたり。

此佛法武夫の二黨派は、名こそ相異なれ、其性質に至つては均しく皆な武邊の強黨なり。此大黨派の次第に凝成する折しも、朝廷は依然として門閥の舊弊を固守し、春宵秋夜の榮華に耽りて、方に花下月前の御慰ありたり。彼の勇敢なる武夫惡僧の集成せる強黨の上に、此文弱なる大宮人の充滿せる門閥政府を立つ、其政府豈に能く久しきを保たんや。然るに其政府は強黨の爲めに破れずして、内部より潰えんとするの姿となれり、千九百年代の初に至りて、人倫の正しからざるより發したる皇統の争都の内に起れり、人倫の亂れし世の中の戦なれば醜き事共多かりし。新井君美が、父父たらず子子たらず、兄兄たらず弟弟たらず、夫夫たらず婦婦たらず、君君たらず臣臣たらずと評せしも、此時の戦なり、之を保元の亂と稱す。

此戰に於て源平の二黨大に勳功を立て、文弱の人々其冗官たる事を現はしたれば、朝廷の威權復た黨派を制すべからずして、源平の二黨相軋轢して終に兵端を開く、之を平治の亂と稱す。此戰に



於て源氏の一黨其首領を失ひ、各所に散布して復た統一する所なし、而して平氏の黨全く政權を占めたり。

平氏は武夫の心を得たる家柄にて、其力を以て政權を得たりしかば、其勢一時烈火の如く、生殺與奪の權も全く之に歸し、六十餘州の内、半ば其所有となるに至れり。是に於て夫の文弱なるまめ男、優さ男、みやび男、色ごのみの男などを、朝廷より追ひ降し、遠流し、死刑にし、同族の子弟を以て其官職を繼がしめ、終には法皇を幽閉し、天皇を降し奉るの所業あるに至れり。當時の人之を評して、平氏の人にあらざるもの人にあらずと云へり。斯く平氏が政權を其一門に専有するに及びて、其一族は藤原氏以來の文弱に感染し、詩歌管絃の遊技に心を寄せ、暫時の間に其状態人情まで、純然たる藤原氏流の人物と成りにけり。

此時に及んで東北勇壯の武夫黨は再び源氏の旗下に統一せられ、驕る平家を打滅して名を揚げ家を顯はさんと、數千流の白旗をば筑波嵐に打塵かし、幾萬の甲冑の袖を越路の月に輝かしつゝ、都を指してぞ攻上る。平安城裏の人々は眼に見えぬ鬼神をこそ憐と思はずべけれ、如何で剛勇無雙の猛者に敵するを得ん、衣冠劍履東西に迷ひ、粉面涅齒路傍に倒れ、僅に一二年の間に都の内を追ひ拂はれ、西海の波に漂ひ、空しく水屑と消失せたり、實に千八百四十五年の事なり。蓋し唐制を模倣し政府を盛大にし、事なきに官吏を増し、益なきに事務を擴げ給ひしかば、遊惰の氣風次第に鬱積し、官位の高き人ほど國事に關與せずして、廟堂の上詩歌管絃の戲場となるに至れり。嗚呼此の

如き政府豈に能く久しからんや、此の如き帝都豈に能く政權の地たらんや、其東國に移る。蓋し一二の庸主凡相の罪に歸すべからざるものあらん。

### 第三章 封建の權輿より鎌倉政府創立に至る迄の地方の有様

人の幼き時には、善惡邪正を識別するの心未だ發せざるを以て、人を打ち人の物を奪ふ事、草木禽獸に對するが如く、更に意に介する所なし、此時に當つては他人の喜べるを見るも、怒れるを見るも、心に感ずることなければ、之が爲めに悦び懼るゝことなし、然れども心に快とし悶とするの感覺は天性に存するを以て、他人の己に加ふる所業に於て、一々夫の悶と快との二感を覺えざるを得ず。生を保つものを快とし、死に近くものを悶とす、故に余は保生避死を以て人の天性と爲す。其後度々の實驗を経て、他人の己に快を加ふるも、悶を與ふるも、常に先づ其面に現はるゝことを知りて、初めて怒れる顔の懼るべきと、喜べる顔の悦ぶべきとを解し、其顔色を見て直に泣き或は笑へり。斯くて復た度々の實驗を経て、他人の怒り喜ぶは偶然に起るに非ず、常に己より他に加ふる所業の性質に従ひて、或は怒り或は喜ぶことを悟れり。然れども如何なる所業に怒り、如何なる所業に喜ぶやを詳かにせざるを以て、頻りに他人の顔色を窺ひて事を爲し、數々懲悔する所ありて、己の所業の内、彼れを爲さば人必ず怒らん、此を爲さば人必ず喜ばんと、先づ心に判別するを得るに至るなり。然れども私利を謀るの心極めて鋭なれば、他人の憂を憂とせず、唯だ己の所有のみ多くせんと競ひ、未だ人を喜ば

しむるの善業なるを知らず、人を怒らしむるの悪業なるを知らざるなり。

経験次第に進むに及んで、其私利を謀る亦大なり、衣服飲食も美ならんことを願ひ、父母兄弟も善なからんことを願ひ、親族朋友より見も知らぬ他人までも、耳目に觸るゝ所には淺ましき有様に至らしめざることを願ひ、極めて憐なる有様を見るときは、自ら損失するも之を救はざるを得ざるに至ることなり、是れ己の損失を憂ひざるにあらざれども、見し有様の其心を惱ましむる事は、其損失よりも大なればなり、是れ倫理の情の起源なり。孟子曰く、人みな人に忍びざるの心あり、今ま人乍ち孺子の將に井に入らんとするときは、皆怵惕惻隱の心あり、以て交を孺子の父母に内まふ所にあらざる也。以て譽を郷黨朋友に要むる所に非ざる也と。抑々人に忍びざるの心とは、憐なる状態を見るを嫌ふの私利心なり、親族に美服を著せしめんと欲するは、自ら飾らんと欲する心と同一ならずや。孟子が此心を推して、人性善なりと云ふに至りては、余は眼する能はず、何となれば惡の端もあるべければ也。されば倫理の情は成長せる私利心なり、幼き時は未だ發せず、自ら愛するの心成長し、其境界廣くなりて、而して愈々盛になり、終に他人をして憂へしめず喜ばしめんとの心起るに至るなり、斯く私利心成長するの際、世人の其所業を目撃し、一一之に評を下すものあり、他人を損失せしめ自ら利する時は、世人貶して曰く、此れ悪業なりと。蓋し害亦た自家に及ばんことを恐るればなり、憐れなる状態を見るを好まざればなり。其自ら損失して他人を利するものを見れば、世人皆之を賞して曰く、是れ善業なりと、蓋し自家亦た此幸を得んことを望めばなり、他人の喜ぶを見るを好めばなり。是

に於て乎人初めて他人を喜ばしむるの善業たることを知り、他人を怒らしむるの悪業たることを知るなり、是れ倫理の情の人心に發する起源なり。然り而して一には榮譽あり、一には耻辱あり、漸く人間社會に勸善懲惡の教立つに至れり。世の識者が人の心を考究するに當つて、他人を利せんとの心と、自身を利せんとの心とは、全く水火相容れざるもの、如く思ひ、其惡を制止するの心を良心と云ひ、善を制止するの心を情欲と云ひ、二種の心腦裏に存すと判定したり、大に見るあるの人と雖も未だ倫理の情を以て私利心と同視する能はざるが如し。ヘルバルト・スペンセル氏曰く、倫理の情は度々の経験を積んで變性せる私利心なり、蓋し経験を以て其心を懲戒せしむることは、其神經の構造を變性せしめて之を其子に遺傳し、子亦た之に経験を加へ其性を變せしめて其孫に遺傳し、子々孫々如此くにして、終に経験より來らざる一箇獨立の稟性の如く見ゆるに至り、一人の私利心の経験に基かざるが如き念と成れりと。度々の経験に人を救ふこと利ありしが爲めに、子孫に至りては利害に關せず人を救はんとの心ありと云ふなり。ジョン・ルツボック氏之を駁して曰く、父祖の経験は其性と成りて子々孫々に遺傳し、益益重積すとのことは左もあらん、然れども之を以て正善と私利との如き大異を辨明すること難かるべし、経験如何に積重したればとて、私利を以て正善と思はしむるには至るまじ、正善を爲すは人の義務なり徳義なりと云ひて、教を立つるを見れば、正善は私利と合せざるあるを知るべし。若し正善常に私利に合せば、何ぞ義務なり盛徳なりと賞賛するに至らんや。蓋し人智の進むに従ひ、直に私利と成る所業と、私利にはあらねども、他に喜ぶべきことあるが爲めに爲す所業

との二種あることを悟るに至るべし、是れ私利と正善義務の考の發する所以なり。且つ正善の考は遺傳の性よりも寧ろ幼時の教育に基けるもの多し、故に余は乃ち教則は正善の起源にして、私利は之を計るの尺度なりと思ふなり。ルツボツク氏著開化始論 論二百七十丁を見よ。

右スペンセル氏の説は、私利心を以て倫理の情を説き明さんとしたれども、人に忍びざるの心の如きは全く人の天性に存して、私利と一致すべからざるが如くに思はれしかば、則ち父祖以來の私利心にして、一人の経験に基かずと云ひて説を立てたるなり、故にルツボツク氏の駁論あるに至りしなり。又ルツボツク氏は教則を以て正善の考の起源と爲せり。抑々教則とは品行の正邪を評判する世論なり、此世論は則ち社會の人其利益を害せられざらんことを欲するものならずや、此世論の爲めに倫理の情増進することあるべし、然れども善惡邪正の評判を俟つて、而して人皆他人を救ふにあらざるなり、其心見るに忍びざるあるが爲めなり。抑々此忍びざるの心は何ぞ、人みな其所有物を愛するの私利心あり。即ち親族兄弟朋友を愛するの心あるなり。夫の孝や悌や素と此私利心と同一なり、嗚呼人類の腦裏、豈に二種の相容るべからざるが如き心あらんや、皆私利心の成長してその枝葉を廣めしが爲めに、枝葉の内に相牴牾するもの發するなり、然れども其本源に至りては、素より一根より出でずんばならず。之を要するに倫理の情は私利心の枝葉なり、善惡邪正の考は世人の評判を得て而して後に發するものなり。

故に善惡の教は社會の評判に發するものにして、其所謂善とは行ふ人に利なるに非ず、寧ろ受

くる人に利なるなり。其惡とは行ふ人に害なるにあらざり、受くる人に害なるなり。行ふ人の利害得失は嘗て其算用中に入らざるなり。故に曰く仁者は富ますと。又曰く身を殺して仁を爲す有り。蓋し他を利せんが爲めに、己を損失せしむるものを以て善と爲すなり。 故に

利害得失の他人に關せざる以上は、善にもあらず惡にもあらず。見よ見よ、商人を以て善人とは云ふまじ、農業を以て惡業とは評すまじ、而して社會の人の最も務むべきは、此善とも惡とも評せざる所業に存することなり。抑々他に惠與するが如きは、之を受くるものに利あり、而して受けざるものと雖も、稍々之を受くるの傾きあるを以て、世之を善と評するなり、然れども若し與ふるもの、利害をも併せ論ずるに至りては、未だ必ずしも全社會に利ありとは云ふべからざるなり、幸にして世人未だ善事に汲々として、其私利を捨つるに至らず、是れ人間社會の今日に至りて益々繁榮する所以ならん。此事本文記する所の世態人情變遷のさまに關するを以て、記して以て讀者の參考に供すと云ふ。

源氏の旗下に付き従ひ、平家を西海に攻め亡ぼし、平安朝廷の政權を奪ひて鎌倉政府を取立てたる武夫の有様を顧るに、既に是れ多少の人馬を蓄へ、數个處の莊園を占領せり、是れ東國にて大名小名と稱するものなり。此時に及びて日本の諸國に此豪族の無き地とはなかりけり、熟々其濫觴を尋ぬるに、原と國郡を制するの政其宜しきを得ざるが爲め乎、在昔唐制を模倣し、國造縣主の制舊事記に國造百四十四ありしよを改め、國司守介を以て諸國を治めらるゝに當つて、六十六國、壹岐對馬とも大上中下とし、四年を以て國守の任限と定め、諸國の司近國は一年に一度、中國は二年に一度、遠國は三年に一度參朝して正稅公廩の勘定を爲す、勘解由使之を勤して解由を與ふ。其權限は偏に文墨の事務に限

り、兵馬の事に至りては全く關する處なかりしなり。國司の兵事に關せし任は、兵士の名簿二通を作り、詳かに征討に留め置き、一通を兵部省に送る事なり。征討上番の事あるときは、國司は右名簿に據りて次を以て差遣するなり。尤も伊勢の鈴鹿、美濃の不破、越前の愛登を三關と稱し、三國の國司は守固の任あり、其後陸奥守のみ鎮守府將軍を兼ね。遊惰の弊漸く朝廷に盛なるに及びて、治民の任に當り、華奢なる京都を離れ鄙野なる諸國に派遣せらるゝことは、貴族の嫌ふ所となりしにや、千四百九十年の頃淳和のの廷議に、國守の任に堪ふるもの多く得べからず、一良守を得ば則ち宜しく數國を兼帶せしむべし、一兩の僚屬亦た其請に依つて之を任ずべし、其新に除する者には、特に引見して以て治方を勸諭すべし、而して祿厚からざれば則ち人勸まず、人勸まざれば治立たずと。其後三善清行の封事にも、諸國の小吏并に百姓の告言訴訟に依て、朝使を差遣する事を停止せん事を請ふの文あり。其文中に曰く、使人國に到れば未だ事の虚實を問はず、理の是非を辨せず、偏に使式に依て事ごとに准擬し、其印鑑を領し其禁錮を嚴にす、即ち官長の責を以て、小吏賤民と肩を比べ口を連ね、其推鞠を受く、若し辭對の間難詰も違ふ有れば、則ち立どころに繼進を加へ、便ち牢壁に填す、若し亦た告訴の旨、事皆實ならずと雖も、而かも威權已に廢し政令行はれず、爰に隣境の百姓轉た相見聞し、則ち各々其長を輕侮し、肯て其政教に服せず、化を傷ぶるの源此より甚しきはなしと、是論に據れば、人民の爲めの國司にあらずして、國司の爲めの人民なり。是れ蓋し治民の任に權威と重祿とを附して、官吏の之を嫌ふを防ぐの策のみ。さればにや諸國の守介は儼然として城柵を築きて邸宅と爲し、盜賊の多きが爲め乎。所謂僚屬郎黨の輩は乃ち其邸宅に趨走して任國の政務を理し、兼て長官の私事を贊成せり。然り而して散位の子弟等時に僚屬の上に立つて公務に關せり、是を任限ある一封國と稱するも不可なきが如し、朝廷より差遣したる官吏を以て地方を治め、而して之に權威を與ふるは弊害あり。現是より治民の制度漸く弛めり。また當時の兵制を考ふるに、一國の丁を三分し、其一を以て武を講ぜしめ

特統天皇の時は一國の丁を四分すとあり、其後改まりし也。

京を守るもの衛士と稱し、防上番を守るものを防人と稱す。

勤めて歸郷せし後は又兵役に徴する事なし。されば海内の人民均しく兵役に應じ、未だ嘗て武夫なるものあらざりしなり。奈良朝の末、數々大兵を發して奥羽地方の叛民を征せらる、是に於て熟兵の銳に、新募の鈍きことを知られたるにや、千四百三十年の頃光仁帝のの廷議に因つて冗兵を沙汰し、殷富の百姓其才弓馬に堪ふる者をして専ら武藝を習はしめ、以て徵發に應ぜしめらる。是より兵農漸く分れ、武夫なる者諸國に出來て、軍馬の事は常に此輩の負擔する所となれり。彼の坂上田村麿、文室綿麿等が率ゐて以て東國を征したるも實に此武夫なり。此武夫等上番を動むるの際には、兵部の將士ありて統ぶと雖も、國に歸るに及んでは、百姓と相伍して自ら武勇に誇り、曾て人の之を統ぶるものなし、故に跳梁跋扈して、諸國盜賊漸く多く、是より兵制漸く弛めり。千五百七十年即ち延喜十四年三善清行の封事に曰く、今件等の舍人皆諸國に散落し、或は千里卸驛の外、百日行程の境に在り、豈に門籍編名宿衛分番することを得んや、此れ皆部内の強豪民間の凶暴なる者也、國司法に依つて其事を勘糾すれば、則ち駭奔して洛に入る、(中略)夫れ以みるに、衛卒を差遣する者は警急に備へんが爲めなり、而るに今遠く向服に在りて京畿に居らず、縱令京師處なけんも則ち此輩何用かある、若し急あらば奔起するも及ぶなし、然らば則ち徒に諸國の豺狼たり、嘗て三軍の驍虎に非ず。斯く下に土著にして勇に誇るの武夫ありて、而して上に封公の如き國司領主あり、少しく氣力あるものは兵を弄するを得べし、是に於てか國司の一族その郎黨を率ゐて叛するものあり、平將門關東の數國を奪ひ、偽百官を置き内裏を修す。藤原純友四國に國司の之と戦ふものあり、常陸の十條守國香土浦の城を出て戦ふ、武藏守源經基其居城箕田城を守りて防ぐ。紀の淑人伊豫守として純友を討つ。而して國司の一族私兵を以て之を滅するものあり、平貞盛私兵を以て將門を滅せり。皆領内の武夫を驅り、親族郎黨を以て之を統轄せしめ、以て城を防ぎ戦に赴きたり。然れども此時武夫の集まれるものは、或は催促に應じ已むを得ずして従ふものか、或は私利を謀りて集まりたる者たるを以て、戦利あらざるときは軍勢散じ

て敵となり、國香藤代川に敗れて國中全く敵と成る。戦利あるときは軍勢多く集まり、平貞盛戦に勝ちし時、將門の兵ども今は世の中いで降人に出でけるなり。各々私利を謀りて去就を決し向背を定めたり、一二の親族郎黨にあらざるよりは、未だ他人の爲めに死するを甘んずるあらざりしと思はる。

其後有功の武臣等多く所領を賜はり、初めて大名小名なる土著の領主諸國に起り、源氏は河内の國を築きて居れり、賜はり、香呂峯に此類多し。國司と肩を比べ權を争ふものあるに至れり。彼は累代の封侯なり、此は僅に四五年度の君主なり、故に武夫の心を寄する處は此にあらずして彼にあり、況んや此等の領國多くは武人なれば、終に領地に據りて叛くものあり、千六百八十八年即ち後一條の長元元年、平忠常下總の千葉に據りて叛す、安房、上總、下總其奪ふところとなる、東國の武夫從ふ者三萬人。領主にして國司を兼ねたるもの朝命を奉じて之を征するものあり。朝廷甲斐守源頼信に命じて之を征せしむ、頼信甲斐に居るを以て、其子頼義を召して詔命を傳へしむ、頼義乃ち其一族家人等を帥めて甲斐に至り、父に會して共に軍に赴けり。叛くものは素より一族郎黨を以て領内の武夫を統べしめたり、征するものも亦た任國の領内の武夫を驅り、一族郎黨を以て之を統べしめたり。蓋し人誰か他人の爲めに死するを肯ぜんや、然れども人智の未だ進まざる時、社會の有様已むを得ざる時には、其生を快くせしむるもの高名重祿を得んが爲めに、其生命を失ふもの多し。國司領主の任は太平には人民を治むるの知事たり、騷亂には之を帥あるの將軍たるに及んで、領内の武夫等依つて以て高名顯達を求むる處は、其國司領主の愛顧を得るにあり、故に初めて臣從の氣發して、其指揮に奔走し、其私事に周旋して、其子弟を見る事猶ほ主君の如きあり。前太平記に曰く、頼義朝臣毎度御方を離れて獨身となりて戰爲にあらず、一向士卒の擧動なりと申されしかば、頼義宣ひけるは、我一方を承けて罷向はん時ならば、諸將の命を司つて下知をも事とせめ、今守殿(甲斐守頼信)を云ふ、頼義は其子なり、)の大將軍として士卒の進退を計り給ふ、此時我士卒と共にかけ引して云々、

頼義の調理あり、實は頼義の此軍にあり。而して又武夫の他人の爲めに死を肯ずるものあるを見るなり、和流又六元衛大音あげて曰く、今度千華殿に憑まれまらせ、昨日より此陣にありて敵を落す事數を知らず、されど未だ腕に骨ある武士に逢はず云々、源氏の家人卜部武俊之と戰て互に死す、其他猶ほ此類の死者あり。然れども未だ恩義に感じて死するもの多からざるなり。

此戰に於て源の頼信著しき軍功ありしかば、源氏の名聲武夫の間に盛に稱賛せられ、皆之を仰いで以て其欲する處を求めんとせり。前太平記に曰く、去る長元元年より威を煥東に振ひ、數多の武夫の攻め兼ねたりしに、頼信朝臣の武功に勝し、斯く處と成りにけり、倍こそ東國の武士源家の威名を仰ぎ、代々其下風に立たん事を望むもの市に歸するが如し。しかのみならず源氏に従ひ軍功を立てたるが爲めに、或は郡司となり或は庄司と成り、或は數多の貨財を得、若干の土地を領するに至りしもの多かりしを以て、おのづから其間に恩義を生じて、源家に臣從の心を抱くもの多かりけり。抑々土地を領する武夫は勿論、郡司庄司と雖も多くは世官にして、代々其土地の人民を支配し且つ引卒せり、故に土著の武夫は皆其所有と成りて、勢漸く強大なり、是に於てか郡司の其國守を逐ふものあり、千七百十二年陸奥六郡の司安倍頼時衣川の要害に據りて叛す、祖父忠頼より六郡の朝廷また源家の一族をして之を征せしめしかば、朝廷源頼義を以て陸奥守兼鎮守府將軍となし頼時を討たしむ、頼義即ち一族大名を帥めて河内を發す。

源家に恩義を抱くもの住人等、領内の武夫を帥る軍器を携へ、自ら戰場に赴くものあり。近江の國野洲へば、佐々木源太夫章經四百餘騎にて下向を待うけ馳加はる、之を初として美濃、尾張、參河、遠江、甲斐、信濃、伊豆、駿河の軍兵、下向の路次に待受け、二百騎三百騎五百騎千騎、我も我もと參向す、相模國の住人三浦太郎公美一族相具し五百騎にて參向す、(前太平記)蓋し諸國の武夫私に黨を結んで戰地に赴くに、朝廷問ふ處なく國司制する能はざるが如し。抑々此軍は多年習養せし武夫の職なるを以て、安倍氏は殆ん領せり、容易に鎮定すべからず、源氏の軍數も敗る、然れども尙ほ恩義の爲めに戰ふの大小名あり。前九輪落の時、則明、範季、光任、貞密、景通にて頼義義家を守る、國妙橋と成る、貞任頼義の居處を問ふ、國妙曰く、一族諸從悉く忠義に命を捨て、一人も生殘たるものなければ、將軍の御在所知たるものなしと、茂頼入道して頼義を尋ぬ、或は積

雪に苦しみ、或は兵糧に疲れて、諸國の客兵は言ふも更なり、鎮守府の兵と雖も逃れ去るもの多し、然れども尙ほ源家の爲めに死を忍ぶの武夫あり。前太平記に曰く、或時人々將軍の御前に參じて、斯く兵糧に苦しんで討死せんに如かじと、面々に申し合へりけり。修理進景通申しけるは、死は易く生は難し、今若し源家打滅びなば、天下の武夫悉く彼の下知に墮ひ、朝家に歸するものなかるべし。朝家の安危は一向當家の存亡に任せたる時節なれ、勢と討死の義思ひ懸け給ふべからずと。されば當時の武夫亦彼の家人と云へる語も、此時代より盛んに行はるゝが如し、是に於て乎恩義に報ずるの死あり。然れども武夫と源家の間、未だ君臣の約あるにあらざるなり、其死必ずしも義務なるにあらざるなり。

其後更に郡司の亂あり、前九年の亂に清原真人武則其一族を帥み頼義を助けて安倍氏を滅せり、故に朝廷清原氏を以て陸奥六郡の司と爲す、二世相繼いで鎮守府將軍たり、其一族叛くものあり、之を後三年の軍と稱す。源義家時に陸奥守兼鎮守府將軍たり、故に之を征す、朝廷曰するに私闘を以てせず。關東諸國の家人等其一族郎黨を率ゐて來會せり。斯く數々源家に屬從するに及んで、其幕下に從ふは義務なるが如き習慣となりて、其伺候の長短を以て忠義の厚薄を論ずるものあり、後三年軍記に據るに、義家下問の時業に告げて曰く、我が隨一の武臣安倍宗任、此度西國に辭りて、自然の時先登なく、心若しく覺えしに、今景政武總等を得たり、義家も果報ものなりと。權五郎景政其役義家に謁して曰く、宗任は降伏の人、二心の老武者、何の用にか立つべき、又秩父の十郎は平國香の末葉、源家時代の家臣にあらず、景政事より五代、嘗て二心なし云々。是に於て漸く氏族の爲めに死するの武夫あるを見るなり。是より源家の催促には應ぜざるべからず、源家の軍には從はざるべからざるの風習となれり。

斯く戰亂ある毎に、武夫の小領主は次第に諸國に増加せり、所領なれば勿論其地の吏務を爲せり、而して又土著武夫を臣僕として養ひたれば、兼ねて軍務にも關與せり。故に千八百年代の末より、國司の權は全く下に移りて、兵食の權全く武人に歸す、諸國の人民は專横放恣なる武人の下に支配

せられ、更に氣息を出す能はざるに至れり、然りと雖も諸國に土著の武夫起りしより、世は是れ武夫の世界なり、朝廷之を拒絶して廟堂に登るを得せしめず、僅に衛士となりて平安盛都の繁榮を窺ひ見るを得るのみ、故に皆武功を競ひ死を抛ちて此俸領を得、地方の政務を取扱ふに至りしなり。されば既に封建の萌あればとて、之を平安政府集權の有様に比せば、いかばかりか武夫の幸福なるべき、且つ其地の人民とても、其地方の人に支配せられなば、自ら苛酷の苦も小なかるべき乎、郡縣と封建とを較ぶるときは、封建こそ弊害多からめ、然れども中央集權の甚しき郡縣ならんよりは、封建は利ある事なり、何となれば地方の俊傑は其土地の政務を得て甘んずる所あればなり。抑も内治の調はざるは、古來政務を人民に與へざるに出づるもの多し。是より以後度々の戰亂を経て、次第に此領主の勢力強大になり、終に純然たる封建とはなりにけり。

蓋し人は常に他人より勝れたる事業を爲さんとするの心あり、是亦た生を保たんが爲めには、外物に打勝つ事肝要なれば是心起るなり。自ら以て他人より勝れたる事業を爲せしとするも、世人も亦た爾く思ふや否知るべからず、故に之を世の評判に徴し、其事業の大小を質し、世人の大とする所人之を爲さんと欲し、世人の小とする所人之を爲さざらんと欲す、是れ蓋し榮譽を望み恥辱を避くるの心にして、高名心成功にのみ限の起源亦之に外ならざるなり、然り而して其大とし小とするも、世の事情に由りて大異あり、關東は數々軍馬の巷となりて、武勇の氣は其生命を保ち其資産を守るに要用なる有様なりしかば、心膽の剛と筋力の強と武藝の練とは、人々の最も尊賞する所にして、其榮名最も高きものなり。されば武功を以て拔群なる事業を爲さんと欲し、初めには猛獸を縛し敵

を殺すの多きに誇り、終には人間の最も爲し難き死を潔くして、高名を得んとするに至れり。承平の戦に、都川平六貞包東條次郎兵衛入道玄と戦ふ、東條申しけるは、御邊も我も共に討死と極めたる上は、手を擡ぐ勝負を決するに及ばず、打勝つたればとて老命既に限あり、後榮期すべきにあらず、いざ刺違へて死なん、都川曰く、諸、互に刺違へて死す。

一たび死を以て高名を得る事を悟りてより、漸々此風増進し、死を見ること歸るが如きもの數多現はれたり。死後の榮譽を望むの心は、靈魂不死の説に迷ふより發するものにあらず、何んとなれば死後稱賛せらるゝときは、靈魂之が爲めに喜悅すべしと、自ら考へての上にて爲せしにあらざればなり。死後の名は全く靈魂の死不死に關せず、唯だ生前の事業を抜群ならしめんとの意に出づるなり、嗚呼若し抜群なる事業を爲さんが爲めに其生命を捨つべくば、是れ人間の爲めに事業を爲すにあらずして、人間は事業の爲めの一機械なりと云はざるべからず。

諸國の武夫等一氏族の下に習養せらるゝに及んで、人々の榮辱利害は、其氏族の甘心を得ると得ざるとに存するを以て、萬事其意を迎へて奔走し、心を盡し身を勞して、相競うて其寵遇を得んとするに至るべし。此事只だに其一身に止まらずして、子々孫々までも一氏族の下に養はるゝに及んで、領内の武夫は殆んど其所有物の姿を爲し、家人郎黨の如き詞は、臣僕と同一の意味を爲すに至れり。家來と云へる詞も、此時、將家より對すれば諸國の大名は家人なり、大名に對すれば領内の武夫は家人なり、郎黨と云ふ詞も同じ。軍場に於ては他の武夫の上にも立つべく、賞を得るに於ては郡司庄司の官にも拜せられ、小領地をも賜はるべければ、其社會に於ては最も榮譽ある地位にして、武夫皆家人郎黨たらん事を望めり、彼の氏族の家に生れ、此武夫の長と成りし人々は、其高名心を巧みに運用し、自家の爲に利ある所に榮譽を附し、害ある所に恥辱を揚げて、其勇氣を勵ませり。彼既に寵遇を得んとて競へる武夫の事ならず、いかで此策略に従はざらんや、況や眼前に榮譽と重賞を見るをや。座の酒盃は終身の光榮にして、數口の劍は感涙を催さしむべし、終には一言半句の賞詞をも、武夫をして死

に甘んぜしむるに至れり。後三年戦に義家剛體の二座を分つて將士を饗應せり、未割四郎惟廣體の坐に食する事三十一日當りて死せり。なり、流石の臆病者も之を恥ぢて、一度軍功を顯はさんと、唯だ一騎にて敵方に向ひ、流矢に

斯く高名心に臣従の色を添ふるに及んで、倫理の情善惡邪正の考は更に社會の勢をして忠義の氣を發し、之を稱賛せしむるに至れり。蓋し世の所謂善業とは素と世人の見て稱賛するより發せし詞なるを以て、多くは自ら損失して他人に與ふるを云ふなり。夫の氏族の下に従屬し、漸く臣僕の風習を得る武夫は、善行の爲すべき事を深く信ずるを以て、軍陣に臨み、恩義に報ふるに過分の働きを爲し、所謂一日の恩に百年の命を捨つるの所業を爲せり。夫れ一日の恩に百年の命を捨つるは過當の報なるを以て善行なり、之を忠節と云へり、蓋し勇氣と臣従と善行とを合せしものなり。夫の高名の爲めにさへ命を惜まぬ武夫の事なれば、更に善事を加へたる所爲を爲すに於て豈に躊躇せん、前九年の頃より、忠義の文字は武夫の尊む所となれり。後三年の時、鎌倉權五郎景正善く戦ふ、鳥海彌三郎之を見、景正の右眼を射て首を貫き、甲の鉢付の板に射付けたり。景正些と弱らず、片目にて敵を見留め、唯今獨矢賜はりしは鳥海彌三郎殿とこそ覺へたれ、其處引き玉ふな、答の矢を進ぜん、受けて見給へと云ふ儘に、眼矢を折懸ながら弓矢を番ふて引絞り、之を追ふて遂に鳥海を射殺せり、是れ忠義の爲めに武夫の戦ふ有様なり。

源家の爲に死するは、其社會に於て最も榮譽ある所業と成れり。此の如き人心は千八百年代の中頃より、關東及び其他の國々に起りて、漸く社會の風俗となり、後人をして之に習ふて以て榮名利達を求めしめたり。彼の先代にあり、武勇を以て顯はれ、忠義を以て稱せられたる英名偉業は、後代の武夫をして羨慕して以て武道を磨き心膽を固めしめ、之れに倣はしむる者なり、抑々人間の所業は、多くは先人に模倣するに於て利益多きを以て、先人の爲せし

所業は疑はずして爲す事多し、是れ則ち風俗の起る所以にして、一個を爲せる人民の言語動作、自ら一致する所あるも之が爲めなり。されば先代の奉ぜし氏族は、後代には奉ぜられざるべからざるの勢となり、先代の利として行ひし事は、後代には義務となりて行はざるべからざるに至るなり。後三年以後、諸國の武夫は大名小名に臣従して、而して大名小名は將家に臣従する社會の風俗となりて、星霜を経るに従ひ、其勢愈々積重せり。是を以て苟くも將家一門の人とし云へば、諸國の大名之を奉じ、武夫其命に従ひ、何れの時何れの處にても以て戦闘を試み得べし。義親の出雲に叛き、爲朝の九州を押領し、義平の關東に戦ふ、何ぞ事を爲すの易きや。當時の史乘を考ふるに、國事に關する事件は多く將家の人に出づ、豈に將家のみ人物を出さんや、蓋し高論正理は以て當時の人心を動かすに足らず、唯だ將家の門地のみを以て數萬の人命を死せしむるに足るなり、以て臣従の勢盛なる事を知るべし。

かゝる臣従と武勇の勢は、歳移り星改まるに従ひ、次第に鬱積したるを以て、保元平治の戦の有様は最も烈しく見えたりけり。譜代相傳の郎黨、多年恩顧の家人等、御曹司若くは冠者の前に先きを争ひ、臣由緒あるものは詳かに先祖以來の武功を述べ、由緒なきものも高らかに其姓名族籍を述べ、高矢石を恐れず、敵の多少にも關せず、敵陣の中に驅入りて、一騎一騎の戦を爲せり。勇されば軍に規律なく隊伍なく、魚鱗に備へ鶴翼に戦ふなどは、蓋し形容の文なり。武夫皆思ひ／＼の得物を携へ、自由自在に進退したれども、唯だ恥を知り功を競ふの勇氣あるが爲めに、軍陣を全うしたるなり。

さればこそ千九百年代の中頃、源氏の子孫兵を集め、平家を滅するに當つて、國郡を治むるもの

に、絶えて朝廷の官吏の如きものを見ず、郡司、庄司、權守、城介等の官名は家々の姓名の如く通稱せられ、其支配の土地は其所有の如く、領内の武夫は臣僕の如くにして、皆武勇を勵み死を見ることと歸るが如きものゝみなり。斯く領主の増加し威權の此に歸せしゆゑにや、國司亦た自ら任國に赴くことなく、此輩に命じて目代せしむるに至れり。源氏の子弟を奉じ平家を滅せしものは此輩なり、鎌倉の政府を創立せしもの亦實に此輩なり、源家の軍勢東國より西國に押し渡るの間に、到る處の豪族の武士を統ぶるを見て、朝廷の官吏を見ざるもの亦實に之が爲めなり、地方を制する政の規律なきも亦た驚くべきかな。是に於て千六百年代より、諸國に鬱積したる剛勇敢死の氣、一時に暴發したるを以て、鬪争決戦の有様實に勇ましく見えたりけり。鬼神と呼ばれ天王と唱へられたる勇將勇士等互に死を争ひ、打亂れたる軍場の内に血煙たて、ぞ戦ひける。其間筋力の驚くべきものあり、能登守教經は二三十人力ある武夫、二人をかい挟み海に投じて死す。武術に於て名を輝かすものあり、奈須與一扇の要を射る、佐死を見ること歸るが如きものあり、河原太郎、弟次郎を呼んで云けるは、大名は我と手を下されども、家人の高名を譽とす、我等は自ら手とて、夜中二人にて生田の森の逆茂木を越え死す。而して死を遂ぐるの最も恐るべきものあり。今井兼平太刀を抜て申けるは、日本一の剛者將家が兵權を委ねられしより、堂々たる征討の軍もおのづから一家の私闘の姿となりたれば、官軍の將も嚴命を以て武夫を駈催すこと能はずして、私情を以て援兵を請ふの敬禮なかるべからず。されば臣従の氣盛なりし時と雖も、將軍より武夫を催すに、常に憑むと云ひ、或は之を語らふと云へり、武夫の之に感ずるを、與力すと云ひ、同心すと云へり。與力同心の



武夫集まりたる軍隊なるを以て、嚴肅なる軍律を立つること能はざりしか、抑また之を立つるを知らざりしか、大將の號令にも従はで、氣儘に敵に向ひ自由に駈引したりし有様は、當時の戰に於て數々目撃する所なり、熊谷直實、平山季重等鶴越に進まずして一谷に向ふ、曰く此手は惡所なれば誰先と云ふことあるまじ、功を爲さんと欲さば、一谷に進むに如かずと。されば隊伍を立つるの法も未だ開けずして、唯だ勇氣ある武夫等一處に集まり、一向進み戰ふたるまでの事ならん。之を要するに、我國封建の權輿は、國司の專權にして僚屬を臣従するに崩し、戰功の武夫郡庄の司に拜して其職を世々にし、若しくは土地を領するに發せしものならん。然り而して夫の忠義の心は封建の勢の進むに従ひ、愈々増積すべきものたることを即知し得べきなり。

#### 第四章 鎌倉政府の創業より其治世の間の有様

鎌倉政府は斯かる大小名の武功によりて創立する所なるを以て、彼の次第に増進せる封建の勢を滅消し、之を郡縣の有様に復す事は、素より其威力の及ばざる所なり、之を郡縣に復したればとて、舊時の如くならんには、余は寧ろ封建を取るなり、何となれば地方の政務を地方の人民に委すればなり。然れども其の及ばん限りは、之を抑制したるが如し。彼の王朝の時に當つて、數々叛亂鬪争を爲したりし諸國の大小名は、鎌倉政府の時に於ては、或は帷幕の臣となりて政治の要務に關し、或は政府の優待を受けて地方の人民を治め、復た從前の如く政府の人に凌蔑せられざるに至りしを以て、皆歡喜して鎌倉政府に忠節を盡すの人と成れり、また顧慮すべきものとも見えざるなり。然れども頼朝の疑多き心よりして、木曾氏を滅し、平氏を滅し、陸奥の藤原氏を滅

したる後、關東忠義の大小名、若しくは一族と雖も、其大なるもの名望あるものは皆之を滅し、以て後の患を掃へり。上總介廣常、叔父行家、弟範頼、義經、從子義高及び義經の子などを殺せり。其小なるものと雖も、勳功するに當つて、多くは感狀賞詞を以て其高名心を甘んぜしむるのみにて、土地を分與し實力を附するに於ては極めて吝なり。熊谷直實を日本一の豪の者也と賞して、僅に一所を與ふ、下河邊の庄司行平を日本無雙の弓取也、良弓を是に於て諸國平均し、土地兵馬を有するものと雖も、未だ以て鎌倉政府に抵抗すべき程の實力のあるものあらざるなり。

然りと雖も當時武勇の氣諸國に盛にして、所謂死を見る事歸るが如き武夫等、郡郷に散在するを以て、治むること眞に難かるべし、夫れ人皆天性財を惜み死を哀むの心あるを以て、地方の政務を地方に委ねるも、猥りに叛亂するの患なく、其の利ありて其害なきなり、かの死を惜まざる武夫の如きは、資財の得失を論せず事の成否に關せず亂を爲す者、政府之を統ぶる事なくして可ならんや。大江廣元即ち策を立て、曰く、世已に澆季にして、梟惡のもの最も時を得たり、天下に反逆の輩あらん事更に絶ゆべからず、東海道の内は斯くてましませば靜謐なるべけれど、姦濫定めて他方に起らんか。其を鎮めん爲に毎度東國の兵を發せられんこと、人々の煩なり、國の費なり、今後諸國に御沙汰を交へ、國衙莊園に守護地頭を補せられば、あながちに恐るゝ所なし、早く申し請はるべしと。是に於て頼朝朝廷に請うて、國衙に守護を置き、警察、徵兵、及び裁判の權を附して、御成敗式目第三條に曰く、右大將家の御時に定め置かる、所は、大番權促、謀叛、殺害人、付たり夜討、強盜、山賊、海賊等の事なりとあり。之を總追捕使とも云へり、古の檢非違使と同じ。以て地方の武夫大小名を

統管し、武夫大小名の私に兵を弄するを禁制せり。御成敗式目第三條に曰く、重代の御家人たりと雖も、當時の所帯なきものは驅催すこと能はずと。又諸國の大小名は守護職の催促に應ずべき義務あり、催促に應ぜざれば其所領を沒收せらるゝなり。余熟、當時の御家人即ち大小名の有様を考ふるに、羅馬の滅後に起りし封建の借地人に同じきが如し、又近年まで薩摩の武士が有せし高と云ふもの、類なり、皆軍事に従ふ約束にて土地を領するなり。されば是より武士專横の弊止みたり。又領主の自ら治めざる莊園には、鎌倉政府より地頭を置き、名主の上に立ちて吏務を扱はしめたり。抑々地頭の職は、初めは京畿近國關西諸國に定補したるが如くなれども、其後數々土民領家の訴ありて、唯だ本所の自ら治めざる莊園にのみ置き、御成敗式目第四十七條に曰く、名主職を召して付けらるべきなりとあり、地頭なき所もありしと覺ゆ。領主の自ら其地に居る莊園には、其領主即ち大小名をして、自ら地頭の任を取扱はしめたるならん。故に鎌倉政府は、諸國の領主に地方の金穀の吏務を負擔せしめて、而して領主は此公務に關するを喜び、鎌倉政府は其正邪を責罰するの權あるなり。要するに鎌倉政府は、守護を置きて地方の武夫大名を統べしめ、以て兵權を收め、地頭を置きて地方の金穀を取扱はしめ、以て其財政を制せり。故に其國郡を制するの有様は、前時と全く一變せるが如くなれども、未だ嘗て大に變ずる所あらざるなり。平安政府の時と雖も、諸國の大小名は皆實に地方の金穀を専らにし兵馬を擅にせり、然れども朝廷の官吏之れを擯斥し、見て以て賤務と爲して嘗て共に齒せざりしなり。鎌倉政府の時に及んで、之を擯斥せずして貴重なる公務とし、親しく之を歡接し、其公務を扱ふの是非を明察せり。故に領主皆政務に甘んじ、其地位に誇るの氣ありて、而して亦專横の弊止みたり、是れ實に鎌倉政府治世百四十餘年間、彼の土地を領し兵馬を蓄へ、死を惜まぬ地方武夫

をして、敢て政府に向ひ兵を取るものなからしめし所以なり。抑々この事後世有司の能く心を盡せしに因ると雖も、廣元、頼朝の功居多なりと云はざるべからざるなり。後の史家多くは守護地頭を置くの一事を以て朝廷の力を殺ぐものと爲せり、然れども朝廷より命じ遣せる國司の、地方に於て權なきことは、此時に始まるにあらず、源氏東國に起る時に當つて、如何なる國司が關東地方にありしぞ、多くは地方の大名を以て目代と爲せしなり、故に國司既に權なし、此一事を以て國司の權を殺ぐとは云ひ難からん、余は却つて地方の大小名を制するの續あるを見るなり。

斯く平安政府の制し兼ねたる大小名を、巧に制したる鎌倉政府の内部は、極めて簡易なるものにして、當務の人亦た甚だ多からざるが如し。比等の人々は往時僚屬が國司の邸宅に集まりしが如く、其後家人が領主の家に集まれるが如き有様にて、源家の私邸に於て國の政務を取扱へり。蓋しいづれの政府も其起源を尋ねれば、多くは此の如きものにして、後世次第に擴張し盛大になりて、或は善良となり、或は暴戾の有様となるならん。政所の別當は前因幡守大江朝臣廣元、主計允二階堂行政、案主は鎌田俊長、知家事は岩手小忠太光家、問注所の執事は中官太夫屬三善康信、侍所の別當は和田義盛、公事奉行は前掃部頭藤原朝臣親能、筑後權守藤原朝臣俊兼、前準人佐三善朝臣康清、文章生三善朝臣宣衡、民部丞平朝臣盛時、左京進中原朝臣仲業、前豐前介清原真人實俊、京都の守護は一條能保、鎮西の奉行は天野内膳兵衛尉景遵。

斯く鎌倉政府は左に國郡を制し、簡易なる政體を取立て、後ち、一家政府天下を以て家と爲す者の政府を一家政府と云ひ、政府の役人政權を握るものをの弊害は直ちに其内部に崩せり。蓋し何れの君主も此世界に於ては、后妃妻妾の外、平生交語すべき朋友なきものなり、國中の男子は皆生れながらに其臣下にして、平等の交を爲す能はず、故に親しき友もなく、研磨の利なきを以て、列國の君主にあらざるよりは、其智は自ら平常の人に及び難し。頼朝の死後二世三世の時に及んで此弊大に發出し、加ふるに平安柔弱の遊技又其

心を沈酔せしめしかば、全く孤獨の人となりて、頼朝の時に當つて大に増進したる忠臣義士も、其心を盡す能はざるに至れり。

斯かる時に及んで北條氏は外戚の威を藉り、執權職の權を以て、彼の源家の忠臣の中自家の制し難きものは皆之を討滅し、其餘の小なるものは皆私恩を施して其心を收攬し、執權職を以て自家累代の職務と爲し、千八百七十九年を以て源氏の子孫を滅し、一家政府の主人の血統を絶えしめたり。總べて其所爲極めて隱密にして、後人をして事實を知るに苦ましむるものあり。

然りと雖も門地の貴賤は當時の人の最も信ずる處にして、北條義時の如きも之を制する能はざるなり。蓋し平安政府が門地によつて貴賤を論じ、天下に公示せしより、習慣の久しき、人々皆門地を以て超ゆべからざるものと思ひ、漸く血脈を以て貴賤を分ち曲直を判ずるに至れり。譬へば武夫はして賤しく、公家方は生れながらにして貴しと思ふ事なり、隨つて武夫の公家を征するは曲、公家の武夫を征するは直なりとせり。 熟く其心の起る所以を考ふるに、是れ亦た鬼神を敬するの心と殆んど同一ならん。第一章神道の起りを説きし文を参考せよ。 蓋し人には怯臆の心死を避くる心より發す。 極めて多きものにて、稀に見るもの狎れ近くべからざるもの等には、常に多少の想像を廻し、其を避けんとするものなり。高位高官は人目の集まる處にして、而して狎れ近くべからざるものなり、其人常に金銀珠玉を衣服に飾り、深殿高樓に住するを以て、世人の之を見聞するも、悄然として其嚴威に畏れ、先づ心に自己に同等の人にあらざるの思あり、是に於てか人に貴賤の考あり、其子孫永くその職を保つに及んで、人即ち門地血脈を以て貴賤を判じ、生れながらにして貴者あり賤者ありとの心起るな

り、均しく是等同等の人類なれども、高位の人の血脈は貴しと思ふに至れり。されば自己の親昵せる人の高位に登るに服せずして、彼の數々見るべからず近き易からざる人知愚に關せず。に服するものなり、彼大小名同等同輩の知者に與みせずして源家の子弟に従ふもの、一には貴賤の考其心に存すればなり。傳へて曰く、母は親しと雖も尊からず、君は尊しと雖も親しからず、父は尊と親とを兼ねと、親しからざるものは畏るべき所あればなり、故に人常に親しからぬものに尊敬畏服の心あり、嘗て甲の人あり、乙と某事を論ず、乙甲の説に服せず、甲則ち洋籍を纏いて曰く、泰西の學士亦た此説を持せりと、乙則ち服せり、説同くして一には服せず、是れ亦此説しからぬ者を尊むの一證也、古人を尊み今人を賤む是也、鬼神を敬し天地を祭る是也、其他君臣父子等の間の禮儀に輕重あるも、亦畏服の心に出づ。

人心の有様如此にして、北條氏の門地族望は當時の人心を繋ぐ能はざるを以て、北條氏は貴族の小兒を平安の朝廷より迎へて、奉じて以て鎌倉の主とし、征夷將軍の跡を繼がしめ、以て四海に號令せり。恰も法師の神符を擁して法を説くと一般にして、素と其説を神にして、無知の人をして畏服せしめんが爲めなり。斯く源氏の嗣既に絶え、他の貴族其跡を保ち、一家政府の性質變じて有司政府となると雖も、是れ皆鎌倉政府の内部の變異にして、外部に對する威力に於ては、更に面目を改むる所なかりき。

漸く政權の關東に歸せし後は、平安の朝廷に於て、嫉妬の情なくんばあらざるなり、蓋し神教政府の勢は、佛法渡來の後大に減少したりと雖も、古代の事を追懷する毎に、神代の偉業を思ひ出さざるなし。故に王家が日本の人民を統治するの神權を有すとの考は、常に日本人民の心裏を離るることなく、且つ有識者の首唱する處なり。平安の朝廷文弱に歸せし後、眞の政權なるものは、實に

藤原氏に歸して天皇の與かり知らざる所なれども、朝廷にありて事を執れるを以て、王家亦た怪まらず、人民亦た疑はず、終には關白攝政の權は春日明神の子孫に在りと想像するに至れり。平氏武臣を以て天下の權を専らにするに及んで、王家と藤原氏とは其專權を奪はれし事に心付き、數々之を覆さんと欲して、却つて其威權を失へり、然れども亦平安の都にありて、王家を輔佐するが如き有様なるを以て、人亦怪まざるに至れり。源氏關東に起りて政權鎌倉に移るに及んで、王家は却つて平氏の時よりも尊敬せられたりと雖も、政府の場所遠く關東にあるを以て、其特權を失ひし事灼然たるがゆゑ、王家は之を回復し、往時の如く公家一統の世を爲さんと、頻りに隱謀されたり。是に於て關東調伏の堂を建てられ、關東調伏の堂を三條白河に建て最勝四天王院と名付けらる、其後三代將軍實朝打たれ給ひしかば、白河の水の恐れありとて急ぎ毀たり。關東咒咀の事數々あり、又た關東の長久を祈れる陰陽師を止められし事もありけり、其他猶ほ兒戯に類する事共多かりけり。然りと雖も門地の貴賤を信じ、王家の神權を稔聞し、兼ねて高名顯達には生命をも顧みざる武勇の猶ほ未だ衰へざる世には、數多の大小名をして之に歸せしむるに足るものあり、況んや此時源氏の嗣既に絶え、諸國の武夫等其忠義を盡すべきの主的を失ひたる時に於て、一天萬乘の君を以て征伐し給ふに於てをや、關東親昵の公家は直ちに召籠られ、京師の守護は直ちに打たれ、院宣を直ちに七道に下され、武夫の集まるもの一萬七千人、將に錦旗を翻して東國に攻め下らんとせり。

然りと雖も關東亦た智謀の人多し、豈に豫め此事あるを知らざらんや、頼朝の寡婦乃ち四代將軍

を擁し、大に將士を召して曰く、皆心を一にし承れ、是れ最期の言葉也、故將軍朝敵を征し關東を草創せしより、諸士の恩を蒙る山岳よりも高く溟渤よりも深し、今朝廷逆臣の讒によつて非義の論旨を下し、關東を滅せんと爲し給ふ、早く逆臣等を討取り、三代將軍の遺跡を全うすべし、但し京方に參らんと欲するものは、唯今慥に申し切れと、頼朝の謀士大江廣元、三善善信等策を立て、曰く、今の計たるもの、宜しく速に武州北條をして、單騎なりとも鞭を揚げて京師に向はしむべしと。是に於て東國の武夫十九萬、東海東山の二道より京師の方に攻め上れり、京軍戦ひ敗れ、將士等走りて敗狀を奏せんとす、門を閉ちて入れず、東軍六波羅に入る、即ち勅して曰く、今度の合戦叡慮に出でず、謀臣等が申し行ふ所也と、三皇二宮遠國に移され、謀に與かる公卿數多刑戮せられたり、是を承久の亂と云ふ、實に千八百八十一年なり。是より王室其尊嚴を汚し、復た朝廷に心を寄するものなし、門地を尊ぶの氣大に減少し、皆關東の號令に服従せり。

其後鎌倉政府は更に一層修整せる有様と成れり、其内部の順序も極めて周密にして、國郡に對するにも倨傲の弊なかりき。故に大小の國郡を領し人民を蓄ふる有様は更に減少する處なく、封建の元素は歳月を経るに従ひ愈々増せしと雖も、其專横の弊は全く廢絶し、其決死の勇は漸く減少し、復た名利に死すべき事件もなく、恩義忠節に死する人もなし、武夫の職世職と成りし以來、常に凌蔑せられたる農商も、初めて氣息を伸べ肩を息ふを得て、復た軍馬に踏荒され、盜賊に奪ひ去らるるの憂なく、領主の制壓を蒙むること少し。北條時政、義時以來、數々使者を諸國に遣はし、守護地頭の善惡、民間の疾苦を問ふ、其使者のゆく先にて惡事ありて、誅せらるもの百餘人な

り、時額、貞時に至りて自ら新衣を被りて出づ。斯く視察する時だも悪事あり、之を視察せざる時に、政府の取扱方簡易にして、は如何ならん、公平の政眞に爲し難し、地方を治むるの方法は、治方を人民に委ぬるにあるべし。政府の取扱方簡易にして、歳出多からざりしゆゑにや、徴租の割合も大に減少せり、東鑑に、頼朝親政を鎌倉に立つるに及んで、關東八州一箇處づ、順次に免ぜしなり。又た兵糧米を一段に五升づ、課したるよしなれども、久しからずして免ぜられたり。泰時執權となるに及んで、大に徴租を緩にし大納言五民なり、時額に至り水田五段より粗米十石を生ずるを定法として、其生米十石を三分し、五石を上納せしむ、其五石を代納するに於ては、唐渡錢十貫文を納めしむ、十石の田を十貫文の給分と稱するは是時を始とす(四天王寺製糖古記に詳かなるよし農政本論に記せり)人民是に至りて、己を治むべき政府の爲めに、己を攪擾せらるゝの憂を稍免かれたり。此の如き政府に於て、政事の樞要に關する者に、武斷に誇る僻あるもの少く、又た文弱に陥る弊少し、遠謀深略ありて寧ろ猜疑多き者、節儉果斷にして寧ろ殘忍なる者のみ多かりけり。時に或は經濟の説を持して以て政務を行ふものあり、其見る處正鵠を誤まるものなきにあらずと雖も、傳馬の制は貧民を苦しめ且不公平なり、鎌倉政府之を定めたり。青砥藤綱の誤解は、小幡篤次郎先生の辯駁を得て既に世に明かなり。節儉を以て主と爲し、政府自ら手を下して、製作を營み職業を保護せしことなきを以て、大なる過失を起せしことなし、凶年饑饉に倉庫を發して流民を救ふことは、政府と雖も爲さざるべからず、泰時の之を爲す咎むべからず。又時宗の時、民間少數の貨幣に乏しくして、零賣に不便を生ぜしことあり、金を支那に送り銅貨と交易し來りて、民間の融通を助けたり、造幣の法なき當時にありては、驚くべき偉業と云ふべし。要するに鎌倉政府終始心を民事に盡し、汲々として唯だ其及ばざらんことを恐るゝが如し。唯だ節儉極めて甚しくして、文學を勧めしこと無く、學校を設けしことなく、奢侈を制し、人智の進歩を妨げし跡あるを見て、或は識者の議論を招くものあらん。然りと雖も平安政府の開化は、地方を抑制して以て養生せしもの、國家の爲めに願ふ處にあらざるなり、鎌倉政

府の下に退歩せしは、是れ自然の適度に達せしなり、況んや我國民間の著書見るべきものあるは、實に鎌倉政府の時より始まれるをや。

鎌倉政府内治の方法此の如く嚴肅なるを以て、外國に對するにも亦十分に力を伸ぶるを得たり。此時に當りて元の兵既に鞏固地方を平定し、其鋒を南して金を滅し、宋を滅し、全地過半の人民を統轄し、勝兵の餘威を以て來つて好を求め數々西邊に至れり、海内大に恐れ、朝廷頻りに元寇を讓ふことを祈る。熾盛光法を修して元寇を弭めむことを祈る、金輪法を延曆寺に修す、孔雀經法を修す、大般若經を轉讀す、七石清水に轉讀す(以上大日本史より拔萃す)物に恐る、時迷の心増すと、ボツクル氏の言眞に然り、又日蓮上人は此時兼ねて元寇あることを知りけるにや、鎌倉政府に狀を奉りて曰く、經文の如くは、彼國より此國を攻むると必定なり、日本國中の一人(即ち自ら言也)彼の西戎を調伏すべきものなり、日蓮は聖人の一分に當れり、未萌を知るゆゑなり、彼を調伏せんこと、日蓮に非ざれば協ふべからざる也、日蓮は日本第一の法華經の行者なり、蒙古退治の大將たり、一切の衆中に於て第一たるなり。使者六たび來る、朝廷將に之に答へんとす、鎌倉政府抑へて遣らず、又其使者を斬る、即ち士を選んで鎮西の諸國に分遣し、北條實政を以て九州の探題と爲し、元の入寇に備ふ。是に於て元の兵十萬肥前の鷹島に來る、會々大風ありて元の戰艦を漂没す、我兵之に乗じ奮戦して之を殲す、元の兵免かれ歸る者僅に三人のみ。蓋し此役には左程の大戦もなく、全く颶風の助ありて、勝を得たるが如くなれども、鎌倉政府の依然として動かざりし有様、眞に憑もしく見ゆるなり、但し其構戰の法に至りては、恰も小兒の相逢ふて直に打撃するが如し、極めて固陋なりと云はざるべからず。吉田賢輔先生曰く、後の史家時宗が元使を斬るを以て、國に功あるが如く論するは誤まれり、一民外國に害を受くるも、之を不問に置かざるは、獨立國の職務なり、況んや國書を齎したる欽差大臣に於てをや、彼好を求む、我亦獨立國の當然の禮を以て之に答ふべし、使者を斬るは自ら國體を汚すなり。斯く鎌倉政府が内外の事務に於て、大方の遺闕の少かりしものは、其所以なきにあらざるなり。

鎌倉政府の樞要に當り、政務を裁決したる北條氏は、其門地を以て武夫を歸服せしむること源家の如く、人心を畏憚せしむること王家の如きものにあらざるなり、故に天下の政權は北條氏にありしかども、諸國の大名は之を同輩視し、平安朝廷は之を陪臣視し、未だ天下の主として仰ぐものあらざりき。而して朝廷は常に王權を恢復せんとの形跡を現はし、大名また依然兵甲を蓄へ莊園を占領し、以て忠義の武夫を臣養せり。苟くも政府にして乗すべきの釁あらしめば、北條氏先づ其衝に當らんこと知るべきなり。斯く上下よりの刺衝強かりしかば、北條氏は代々英明果斷の人を出し、絶えて頑愚柔弱の人なく、其親戚朋友に對するの處置に於ては取るべきなしと雖も、公衆に向つて政務を行ふに於ては、代々公平節儉を重んじ、唯だ及ばざるを恐るゝが如し。是れ偏に門地の賤しきが爲めに、良政を以て人心を得、以て其衝に當らんことを思慮するに出でしなり。良政猶ほ安んずる能はず、故に初には藤原氏の一族、後には親王を奉じて、以て其政令に尊嚴を附し、自家は執權の職にありて他の官吏と同列し、諸國の大名即ち地方官吏と應答せり、其職にも一人にて當ることなく、泰時以來加判ありて贊助せしめたり。斯かる有様にて、北條氏の權も咎なきに大名を滅する能はず、上下の權衡平均したりしかば、人民太平を樂み肩を息ふことを得たるなり、此の如き有様に二千年代の末まで打續けり。

斯く鎌倉政府は、親切に人民一般の幸福を保護し、天下を率ゐて王室に服事したれば、假令至徳と云ふべからざるも、大に責むべきものなかりしなり。然れども如此有様に至らしめんが爲めに、

政府の人々は皆人情に背ける事のみ爲したり、彼の忍びざることを忍びたり、之が下たる武夫は婦女子に均しき柔弱の貴族を殺し、其勳功を以て所領を賜はり、富有の生涯を悞むに至れり。之が主たりしものは罪なき一族大名等を滅し、以て自家の後害を除かんとしたり、之が執權たるものは、其主家の子孫を除き、數多の同輩を滅して以て自家の安全を謀れり、其他の有司等も己の危きを懼れ、主家の亡ぶるを知らざる如く打過ぎたり、且つ皇統の繼位にも口入し奉り、擁立する所の將軍も年長ずるに及んでは之を逐ひ拂ふを常とせり。是等は却つて一般人民の幸福の基となりし事どもなれども、倫理の情の最も責むる處なり。されば畏懼の心は安樂の長ずるに従ひ愈々増進し、此罪業を消滅せんが爲めに、佛法は最も尊信を受け、其威力を政府の間に及ぼせり、封賜に吝なる頼朝をして、數々僧侶に施惠し、寺院に封領を給せしめ、甚しきに至りては、平重衡を東大寺に送りて誅せしめ、以て其恨を晴らさしめたり。重衡亦た罪深くして如來の妙助に遇ひ難きことを歎けり。鎌倉政府の基を計劃したりし大江廣元をして入道せしめ、覺阿と稱す。隱謀多き義時をして數々祈禱を爲さしめ、節儉なる時頼、剛勇果斷の時宗をして數多の大寺を建立せしめたり。且つ鎌倉政府に圓顧の有司多きは前後比なし、當時の人鎌倉の狀況を記せしあり。

東南の角一道は舟楫の津、商賣の商人百族にぎはひ、東西北の三方は高卑の山屏風の如くに立廻つて飾れり。南の山の麓に行きて大御堂、新御堂を拜すれば、佛像鳥瑟の光、瓔珞眼に輝き、月殿畫梁の粧ひ、金銀色を争ふ。源光行の海道記を見よ、蓋し千八百八十四年の紀行なり。

源頼朝營館を此處に造り、佛神を崇めたてまつりしより、今の繁昌地となれり、大御堂と聞えしは、石巖のきびしきを切り開き、道場の新なるを開きしより、禪僧肩をならぶ、しかのみならず、代々の將軍以下作り添へられたる松の社、蓬の寺、町々に是れ多し。親行の東關紀行を見よ。茲に記するところを以て、佛法繁盛の一端を見るを得べし。就中最も時を得たりしものは禪宗なりき。

## 第五章 鎌倉政府の滅亡より南北朝の戦まで

鎌倉政府の組立は緻密にして善く國家の權衡を保ちしかば、海内久しく穩かにして、人民泰平の澤を樂みたりしかども、其泰平こそ實に後來の禍を胚胎して、此政府を滅亡せしものと見えたり。これ抑々前章に説き示せし如く、鎌倉政府が關東有功の武士を守護或は地頭に補して諸國に配布したるは、彼の剛勇にして死を惜まざる土着の武夫を統管せしむるの主意に出で、地方を制するの策に成りしことなれども、數世を経るに及びて、此守護地頭等も又諸國の武夫の一人となりて、最早政府の爲めに計るの人にあらず、所謂梟惡のものを鎮むる人にはあらで、寧ろ梟惡のもの、棟梁とは變りけり、是れ其いはれなきにあらず。抑々人情の忠義を知るは利害を共にするに發するものなり、彼の守護地頭等が關東の忠臣たりし所以のものは、政府と痛痒利害を共にしたるが爲めなり、其職は鎌倉より命ずる所にして、親族友人も多く關東にあり、言語風俗も關東に親密にして、關東の事

を惡し様に言はるゝさへ、自己まで肩身狭く思ふ程なりしが爲めなり。然れども遠き者益々疎きは人情の常なれば、數世の後に及びては、友人は既に去り親族までも互に打忘れ、政府との關係も次第に弛み、却つて其土地の人民と親密になり、其生土に愛情を生じ、其武夫と痛痒利害を共にし、其國人の榮辱に就ては自己亦喜怒を同じくするに至れり。されば初めには政府の爲めに武夫の姦濫を抑へ、其高名心を制したれども、終には武夫を使用して自己の高名を輝かさんことを心掛けたり。且つ其れ守護地頭の職は代々武夫に長たるものにて、應分の郎黨を養はざるべからざる定めなれば、末代に及びては、式目の制に背きて、地頭にて盜賊を平げたる功に誇れるものも見えたり。されば守護地頭は、外形には變化なれども、内實に於ては最早鎌倉政府と利害を共にするものとも見えず、鎌倉政府に忠節を盡すものとも見えず、純然たる封建の一貴族にして、政府なれ、他の黨派なれ、自己に利益ある方に、武夫を帥ゐて馳せ加はらんとする有様となれり。

社會の有様かやうに變化し、守護地頭と政府との關係大に緩みしかども、彼の祖先の時に盛なりし武勇の氣は、此時に及びても更に衰ふる事なく、却つて豪勇の氣風久しく打續きたるが爲めに、更に然諾を重んずるの氣を武夫に與へたるが如し。抑々道理を考へ是非を質すは、無學なる武夫の天性好まざる處なれば、其與みする所には必ずしも正邪曲直を問はず、國家に利害あるに關せず、唯だ一度與力したる人の爲めには、死に至るまで變ぜざるを以て快とし、世の人も是を見て天晴の大剛の者やと稱したり、此等の實例は當時の史上に歴々たり。蓋し任俠を尊び一諾を重んずるの氣

は、所謂爲し難きを爲さんとの心に發するものなれば、彼の勇敢剛猛の武士等に此風俗あるは、固より驚くに足らざるなり。社會の有様此の如く、人心の有様此の如きに及びては、鎌倉政府は宜しく舊例を墨守して、當分の處分を施さざるべからざるべきに、凡べて隱然の變化は容易に認め得難き者なるがゆゑに、此を防ぐの術に心付かざりしのみならず、泰平に狎れ驕傲の風自ら出て來りて、地方の武族に對するにも、復た祖先の如く敬禮を盡すことなく、其自ら居るにも復た祖先の如く謙謹なることなし。殊に末代に至りては、政府の威權全く北條氏の家臣の手に落ちて、假令外部の撞動なきも、内部には潰裂の勢を來さんとするの有様なりき。

是れ千九百九十年の頃に至るまで、社會の内に胚胎したりし現象なり。かゝる時に及びて、九十六代の天皇后醍醐鎌倉政府を打ち滅し、公家一統の世となさんとの隱謀を企てられたり。抑々此事一朝一夕の故にあらず、二千年代の初めに皇統二流に分かれ、一を大覺寺殿と稱し、一を持明院殿と稱す、此兩流共に八十九代の後嵯峨天皇より出てたるものなり。蓋し承久の亂後、鎌倉政府の威權漸く王室に及び、繼位の君を選び奉る事共ありしかば、後嵯峨の二子後深草、第二子。持明院。龜山。大覺寺。の子孫繼位を争はるゝに至りて、之を選むの權は全く鎌倉政府の手に落ちたり。鎌倉政府は是時の前に、攝政の特權を專有せる氏族を五流に分ち、相争はしめて以て大に其威權を殺ぎたる事あり。故に此兩流の分るゝに及びて、大覺寺流は後嵯峨の望を屬されし著明なる證據はなかりしかども。こと明かなれども、王室をして常に鎌倉政府に依頼せしめんが爲めに、兩流交立の議を定めたり。然るに此事其期する處

を得ずして、却つて大覺寺流の激怒を醸し、終に後醍醐に至りて最も其意を伸べんとぞせられける。然れども此時猶ほ藤原氏以來の柔弱の氣風京洛の間に盛にして、王家も皆此暗霧に掩はれたれば、後醍醐の是隱謀を企てらるゝに於て、唯だ頼む所は當時強大なる僧黨と、然諾を重んずる大名との武力を藉りて、政權を王室に復せんとする事、及び従前よりの慣手法なる呪咀祈禱を以て、怨敵を退散せんとする事の二事に限れり。北條氏の政道は衰へたりと雖も、未だかく人頼みなる企を以て容易に打撃すべからざりしかば、一回に敗れ二回に敗れて、謀に與かれる公家僧侶武士等は夫々の刑に處せられ、天皇西州に幸して波風も靜かに、四海の内また治まりぬらんと見えたりし。凡べて人類の沈淪せるは見るに忍びざるものなるに、別きて高貴の人の零落したるほど、人の心を傷ましむるものはあらざるべし。殊に神孫の教世に治ねき時に當りて、社會の上位に立たせらるる天皇の身の、置き處なきまでに落ぶれ玉ふを見るに於ては、これが臣子たるものは黙止する能はざるべきなり、況してや然諾を重んじ死を恐れざるの氣風盛なるの世に於てをや。後醍醐の笠置に在せらるゝや、楠枝僅に夢を護り、六波羅に臨まるゝや、檻輿に身を汚し給へり。かゝる類の事共は最も嚴しく人情に感衝するものにて、因習の久しき、此感覺は終に世の訓言となりて、之が爲めに兵を起すを義舉として稱し、之が爲めに命を捨つるを正理として賛するに至れり。是れ其故なきにあらず、蓋し此學や全く一身の私を離れて、其身命を抛ち他人の利益を計ることなれば、人々皆是を以て善事なりと心に決し、人の最も爲し難き事なれば、世之を稱して剛の者とせり。既に之を



善事と決し、且つ之に高名の存することなれば、數郡を領し一隊を帥ある大小名等は、内部の感動に激せられ、外部の稱譽に誘はれ、後醍醐の西行の時に當つては、既に諸方に城廓を築き兵器を執りて、鎌倉政府に叛くもの多かりけり。

然りと雖も社會の動靜は自ら因襲の餘勢に抑へられて、未だ俄に轉換すべからざるものあり。鎌倉政府の舉措は既に人情の惡む所に出て、輿論の正とする所に背きて、地方の大名等皆能く之に叛かんことを望むと雖も、社會因襲の餘勢は猶ほ之を維持するに十分なりき。是時に當つて、鎌倉政府の威望既に天下を呑みたれば、各人皆之に叛くを欲すと雖も、又皆之に叛くことを危めり。既に之を危むときは、即ち政府の催促に應ぜざるを得ず、政府の催促に應じて以て敵に向ふときは、即ち勇奮して以て勝利を得んことを務むべし。是れ人情の常にして、社會の事之が爲めに靜寧に歸すること寧ろ多かるべし。北條氏の命に従ふもの百萬騎、心服せざるものなきにあらず、然れども京攝の地方に轉戦して、殆んど諸方の城廓を攻め破り、天下復た承久の昔の如くならんとぞ見えにける。

斯く社會因襲の餘勢は、當時の人心を制御するの力を具へたれども、一人の智略を以て之を轉覆し、其潮流を返動せしめしこそ恐ろしけれ。此時楠正成と云へる人あり、千餘の孤軍を以て蕞爾たる孤城の内に籠り、敢て戦を爲さざりしかども、實に能く百萬の銳氣を挫き、其結合を解き、敵をして其攻むる所を知らざらしめたり。敵其攻むる所を知らず、故に鎌倉政府の威望即ち地に墮ち、

之を維持するの繩索次第に弛緩し、諸方の武族をして皆其領地に據りて其一族郎黨を率ゐ、鎌倉政府に叛くを敢てせしむるの念を胸裏に蓄へしめたり。夫れ社會の未だ進まざるに當つて人心を維持すべきものは、門地の貴賤と兵馬の權力より先なるはなし、人民の權利、社會の公益等は未だ以て人心を動かすあるに足らざるなり。鎌倉政府に源家の血統絶えし後は、君臣の名分既に絶え、諸國の家人これに叛くも道德上の罪ありとは、人々の思はざる所なり、其泰平を致せしものは、其權力の平均せし爲めのみ。されば楠氏の一撃、一たび鎌倉政府の權力を挫き、人心既に分離の勢に進みし後は、北條氏の威望また之を收拾すべからず、諸國の大名靡然として響應し、皆合一して政府に反したれば、さしもに精強なりし鎌倉政府も、僅かに三ヶ年に過ぎずして悉く解體し、百五十年の太平も一朝の烟とぞなりにける。

鎌倉政府はかやうに容易く滅亡したれども、之に叛きて兵を執りし大名家人等に於ては、實に危を蹈み險を冒すの事業にして、非常の決斷を要せしものなり。蓋し此舉や諸方一時に蜂起したるが如くなれども、素と相互に同盟し計を通じ、事を共にしたるにあらざれば、各人皆一箇の兵力を以て政府に抵抗すると、同一なる地位に臨めり。抑々各人一箇の兵力は、北條氏の精密なる配分の下に、極めて僅少なるが爲めに、勤王の二字に激せらるゝと雖も、其之を思ひ立つや、亦非常の危険を冒さざるべからず。故に鎌倉政府全く滅亡して、後醍醐歸洛ありし後、諸方の勝ち誇りたる大名家人は、各其功に誇り其勇を稱へて、其拳を振り其劍を鳴らして、多年鎌倉政府の下に、窒屏した

りし積鬱の氣を、十分に伸べんとする勢にて、東より西より、南より北より、皆京師を指して雲集せり。是等は何れも敢死の兵剛勇の士にして、後醍醐の爲めに鎌倉政府を亡滅するに就ては、親族を失ひ身體をも傷け、敵の一隊をも破り一將をも滅せし者どもなれば、中興政府の下に於ては、我こそ若干の封領をも給はらめ、我こそ何等の官位にも叙せらるべけれ、家を起し名を立つるの時至りにけりと、皆欣々として非常の望を後醍醐の政府に屬してぞ居たりける。神皇正統記に曰く、我功を以てせば、日本の半國を給ふも猶ほ足らず。

然るに此等の武夫が京師に到着するに及びて、其兼ねて期せし所は皆悉く失敗したりけり。彼の後醍醐の兼ねてより望を屬せられし所は、鎌倉以來盛なる武人の權を殺ぎ、公家一統の世となさんとの目的なるを以て、之を打滅するに於てこそ武夫の力を借りたれ、既に之を打ち滅せし後は、之と安樂を共にするは其好まざる所なり。神教政府の教は永く帝室を柔弱ならしめたれば、後醍醐の如き天皇と雖も、一點の勇氣を胸中に蓄へざるなり。故に事ごとに武夫と性質を異にし、最も困難の時と雖も武人と面會することを嫌はれたり。其目的彼の如く、其性質此の如くなるを以て、鎌倉滅亡の後に及びては、彼の柔弱にして決斷もなく、智略もなく、唯だ詩歌管絃にのみ巧みなる、婦女子の如き無功の公家原、祈禱を爲せし僧侶、及び腰妾等が第一に恩賞と高官とを占め、廟堂の上に充滿し、諸國の莊園を拜領して、亦た武夫を補すべき任もなく、武士に給ふべき地もなし、或は之あれば一ヶ所を以て數名に給ふことあるに至る。太平記に曰く、或は内奏より訴へ勅許を蒙れば、決斷所にて其地を別人の恩賞に行はる、かゝりし程に所領一ヶ所に四五人は給主付く國々の動亂止む時なし。故に武人の功勞全く無効となりて、其利は白面の人に奪はれ

たり。然れども是猶ほ武夫等の蒙りたる不幸の最なるものにあらざるなり、彼の公家僧侶は俄に國家の政權を執り、諸人の上に立つ身となりしかば、諸國の武夫は皆その賤蔑する所となれり、而して其俸領亦多かりしかば、家俄に富みて驕侈の有様人の耳目を驚かし、品行敗れ風俗崩れ、醜聲四方に聞えたり。太平記に、其外五十餘ヶ處の守護、國司、國々の關所、大庄をば悉く公家被官の人々拜領しける間、陶朱の富貴に誇り鄭白の衣食に飽けりと、其外千種殿と文觀僧正の奢侈淫亂の事を記すこと詳かなり、(卷の十二を見よ)

然るに諸國の武夫は之と比肩する能はざるのみならず、外にありては香車の後に走り、内に在りては青侍の前に跪かざるを得ず、且つ當時最も武夫の榮譽としたりし御家人の名も廢せられ、凡下と區別なきに至れり、是れ豈に武夫の最も怒るべき點ならずや。然れども是猶ほ武夫の蒙りたる不幸の最なるものに非ざるなり、中興の政府は天皇の政府なるを以て、萬事様式を正しうし裝飾を要するものあり。故に官省新築せざるべからず、宮殿新設せざるべからず、是に隨ひ無用の土木盛に起り、官庫空乏、紙幣を發行するも償ふ能はずして、終に日本國總ての地頭御家人の所得二十分の一を課して之に充つるに至れり。其他武家の法制は悉く廢絶せられ、武士の慣習は皆賤蔑せられ、政令朝夕に改まりしかば、財産も頼むに足らず、勳功も訴ふるに處なくして諸人安き思はなかりけり。梅松論に曰く、今の例は昔の新法なり、朕の新儀は未來の先例たるべしと、新なる勅裁漸々聞えけり。記録所、決斷所を置かるれども、近臣臨時に内奏を經非儀を申行ふ間、論言朝に變じ夕に改まり、諸人の浮沈反黨の如し。

此の如きは、諸國の勳功に誇り恩賞を望みたる大名武夫が、京師に到着するに及びて遭遇せし所の有様なり。故に武夫の功勞はすべて水泡に歸したるのみならず、却つて鎌倉政府の時代より許多の不幸を蒙むれり、是れ豈にいつまでか耐忍すべけんや。夫れ當時の大名は既に鎌倉政府の威力を以

て制すべからざる程の兵力を有するものにあらずや、其轉戦の間に顯せし拔群なる武略軍功等は、更に其兵力を増し其結果を固めしめられたれば、封建の勢次第に膨脹し、地方の有様亦従前の如くならず。されば鎌倉政府よりも一層嚴肅にして且つ威力ある政府を創立するにあらざれば、政事上の權衡を保ち得べしとも見えざりけるに、却つて柔軟なる公家を率ゐて勇敢なる大名等を制御せんと欲するこそ淺猿けれ。故に武家の面々皆申狀を捨て訟を止め怒つて其本國に歸り、藤房後醍醐を諫むる語に曰く、元弘大亂の爲め、天下の士卒、皆官軍に屬せし事更に他なし、只一戰の利を以て勳功の賞に預かんと思へる故なり、されば世稱諍の後、忠を立、賞を望む輩、幾千萬と云ふ數を知らず、然れども公家被官の外は未だ恩賞を給はりたる者あらざるに、申狀を捨て、訟を止めたるは、忠功の立たざるを恨み、政道の正しからざるを編、今之如く公家一統の天下ならんには、諸國の地頭御家人は皆奴婢雑人の如くにてあるべし。哀れ如何なる不思議の事出來て、武家再び四海の權を執る世中になれかしと、思ふ人のみ多かりけり。此の如き人民の上に立てる此の如き政府は、善く永久を保つ能はざるや知るべきなり。是より親政の名稱も武夫の心を繋ぐに足らず、天皇の綸言も世の冷笑する所となりて、天皇歸洛の後未だ一年を経ざるに、關東關西共に叛きて、一方を鎮定すれば又一方に起り、其他種種の事情よりして、諸國の武夫は終に源家の末流なる足利氏と新田氏の二黨を奉戴するに至れり、故に中興政府は天下を得るの暇なく、既に天下を失へり。

此二黨強大になるに及びて互に釁隙を生ぜしかど、公家の政府素より之を鎮定すべきの兵權もなく、之を裁判すべきの智略もなく、唯だ僅かに新田黨に命じて足利黨の強大を制せんとぞせられける。斯く後醍醐新田黨の上に立つに及びて、足利黨は持明院の血統を奉じ立て、之と争へり。是より

り兩黨の争は帝室兩流の争となり、諸國の武士と此兩流の下に従ひ互に相戦ふ、是れ則ち世に南北朝の戦と稱するものにして、我が日本人民が嘗て經驗したりし最も殘虐なる革命の一なりけり。

南北朝の戦の間に、新田氏、楠氏の如き豪族は亡滅したれども、猶ほ足利氏の親屬臣下の志を得ざりしものは、數々南朝に投じて之に抗したるにつきて、五十餘年間殆んど戦亂止む時なし、此打續きたる戦亂の間に、弱は強に食まれ、小は大に併され、鎌倉政府の時に一度整ひたりし順序は、全く破壊して復た見るべき跡方もなし。此際に當りては一般人民の有様最も憐れなりき、何れの黨

の勝つにもせよ、最も損害を蒙むるものは、之に關係なき人民なり、其君に忠を盡し、其黨に勝を得させん爲めに、人民の財産は奪掠せられ、家屋は焼き盡され、丁壯は奴隸となり、老弱は饑餓に迷ふ、其有様見るに忍びざるものあり。(本記)北畠顯家の陸奥より登る時、其勢都合五十萬、元來無慚無愧の衷共、塵を拂つて、海道二三里が間に、在家の一字も殘らず、草木の一本も無かりけり、○越後の兵新田義貞を越前に救はんと、加賀まで攻込みし時、是より京までの道は、多年の兵亂に國つひえ民疲れて、兵糧あるべからず、加賀の國に暫く逗留して行末の兵糧を用

意すべし云々。蓋し古來我國の人民此時程の辛苦は多くあるまじ、北は奥羽の片隅より、南は九州の末に至るまで、大軍の横行する前後幾回なるを知らず、恰も大風の砂を捲き石を飛ばして、四海の内昏朦となりたる有様なり。此戦連綿として永く打續きしかば、諸國次第に凋弊し、初めには常に數萬の兵を動かして戦ひたる強黨も、終には其勢力を失ひ、毫も動く能はざるが如く見えたり。

されば鎌倉政府の滅亡せし後、また世を治むるの豪傑なし、唯だ名爵を有する貴人、武力を蓄ふる大名等が、徒に無辜の民を驅りて互に相呑噬せんと欲するのみ。其志す所を問へば、或は忠臣あ

り孝子あり、皆必ずしも暴戾殘虐を憚しとするにあらずと雖も、忠の爲め孝の爲めに、已むを得ずして之に至るなり、嗚呼人民たるもの、豈に猥りに兵を弄して政府に叛するを得んや。鎌倉政府滅亡の事の如きは、嫉妬の心に發し、忠義の感情に潰へ、武門の高名心に終る者なり、是れ皆以て兵を擧るの理ありとするに足らず。然れども一度之を得て能く治めば猶ほ可なり、徒に世を潰爛して止むに至りては、如何ほど忠臣孝子なりとも稱賛すべきにあらざるべし。

### 第六章 南北朝の戰亂以後戰國に至るまで

南北朝五十餘年の戰亂後、國家の有様全く一新して、舊時の状態を存するもの極めて稀なり、今其景況を略記せん。蓋し鎌倉政府の時に於ては、所謂大小名即ち守護、地頭、御家人を云ふ。なるもの其數甚だ多くして、其領する所の土地大なるも五六莊に過ぎず、而して皆その領所に邸宅を構へ、農工も少しくその近傍に集まりて小部落を爲し、其小なるものは數十人の武夫を率ゐ、其大なるものも數百人には上らずして、其配分の法極めて均一を勉めたり。南北朝の時及び其後に及びては、大名の小にして弱なるものあれば、或は滅亡し或は併吞せられて、大名の數大に減少し、其領する所の土地、大なるは四五州に涉り、小なるも一二州に下らず、皆堅固要害の地に城廓を構へ、商工も其近傍に多く集まり、其帥ゐる所の郎黨も、大なるは數萬人、小なるも數千人に下らず、而して其臣下の内にも數千人を率ゐるものあるに至り。又公家武家の間の關係を考ふるに、鎌倉政府の時には、公家

は猶ほ尊威を世に失はずして、以て高名心ある武夫をして、屢々其指顧に應ぜしむるに足り、且つ鎌倉政府をも抑制せし所ありき。南北朝の時及び其後に及びては、公家は武家に對して權威なきのみならず、全く是に凌蔑せられて、所領をも專領せらるること數ふなり。太平記卷二十六に、妙吉侍者、高師守越後守が振舞にては、世の中靜まり得じとこを覺えて候へ、我彼官の者の恩賞をも賜はり、御恩をも拜領して、少所なる由を數き申せば、何を少所と歎き給ふ、其近邊に社本所の所領あらば、境を越えて知行せよかしと下知す、中略、又正しく承りし事の淺猿しかりしは、都に王と云ふ人のまし、若干の所領をふさげ、内裏、院、御所と云所の有て、馬より下る六かきさよ、若し王なくて叶ふまじき道理あらば、木を以て造るか、金を以て鑄るかして、生きたる院、國王をば何方へも皆流し捨て奉らばやと云ひし言の淺猿さよ云々、是れ二千零一年頃の事なり。太平記卷三十三に曰く、天下此二十餘年の兵亂に、禁裏、仙洞、竹苑、椒房を初とし、公卿殿上諸司百官の宿所多く焼けて、今は總に十が二三残りたりしを、又今度の東寺合戰の時地を拂つて、京白川に武士の屋形の外は、在家の一字も續かず、(中略)運府槐門の貴族、なま上運部上藤女房達に至るまで、或は大井、桂川の波の底の水屑となる人もあり、或は遠國に落下つて田夫野人の賤しきに身を寄せ、或は片田舎に立忍びて、桑門竹扉に住わび給へば、夜の衣薄くして曉の霜冷く、朝氣の煙絶えて後、首陽に死する人多し、(中略)公家の人は斯様に窮困して、溝壑に墮り道路に迷ひけり。また大名、武家の族は富貴日頃に百倍して、身には錦繡を纏ひ、食には八珍を盡せり云々、是れ二千零十八年の頃の有様なり。また大名及び人民の關係を考ふるに、鎌倉政府の時に於ては、守護地頭の職は有功の將士に與へられたりと雖も、猶ほ人民を治むるは其職務にして、時々其治法を視察し督責する擧も見えたり。南北朝の時及び其後に及びては、人民は地頭の所有の如く、地頭は守護の所有の如くなりて、其掠奪を擅にしたれども、之を禁ずるものなし。太平記卷三十三に曰く、前代相模守の天下を成敗せし時、諸國の守護大犯三箇條の檢任すれば、地頭、御家人を郎黨の如くに召仕ひ、寺社本所の所領を兵糧所として押へて管領す、其權威只古の六波羅、九州の探題の如し。其變遷此の如くなるが爲めに、其社會なるもの復た往時の社會にあらず、其人民政府なるもの復た往時の人民政府にあらず、其王室公家なるもの復た往時の王室公家にあらず、唯だ日本人民一蹴して一新世界の内に入りたるが如くぞ見えにける。

何を以て此の如き變遷を生ぜしやを考ふるに、蓋し鎌倉政府既に亡び、南北の兩黨兵を内地に動かすに當つて、兩黨共に其兵力大に相異あるにあらず、其土地亦兩黨の有にあらず、其門地亦大に貴賤を異にするにあらず、其武夫亦悉く養兵なるものに非ずして全く烏合のものなり、故に一勝一敗、以て敵となるべく、以て味方となるべし、其安危存亡瞬息の間に變ずるを以て、之が首長たるもの常に戦々競々として、唯だ一たび得たる土地人馬は復た之を失はざらん事を顧慮せり。蓋し諸國に土着の武士起りしより、地方を治むるの任には、將帥の器を選まざるべからず、鎌倉政府の置く處の守護職の如きは、警察裁判を兼ねと雖も、其實鎮將の如き者なり、天下亂るゝに及びて、此等の武夫亦寄る處なし、唯だ強者に就て其武力を試みんと欲す、故に戦勝てば雲の如く集まり、敗るれば霞の如く散ず、之が將たるもの亦之を如何ともするなし、故に一たび得たる土地人馬は復た之を失はん事を恐れ、即ち己の黨與を諸國に配賦し以て管領せしめたり、之を守護と稱す。是法能く小武夫を約束し得べしと雖も、其守護たる者未だ以て忠節無二危に堪ふる人と爲す能はず、故に之に許すに專權を以てし、之に與ふるに土地の富と榮譽の位格とを以てし、其甘心を得て以て其黨を固結強大ならしめんと企てたり。斯く廣大なる土地を分與せらるゝに及びて、此守護亦之を失はざらんが爲めに、主者の爲す所に倣ひて、之を其從者に分割し、從者も亦之に倣ひて分割し、各其從者に任じて以て其領地の武夫を統轄せしむ。故に土地の領主は即ち軍門の部將にして、一朝事あれば則ち帳簿を閣して甲冑を着し、算筆を抛て刀劍を提へ、各其統轄する所を率ゐて、將軍の旗下

に集まり以て敵に向ふ、されば人間の階級大に増加して、上は將軍より、下は部卒下民に至るまで、次第に君臣の約を立て、以て統轄するに至れり。是れ時世の勢然らざるを得ざるに出づと雖も、其土地人馬を守るの方法亦巧なる處あり、南朝北朝共に此方法を勉めたり。而して南朝に於ては、時務に暗き公家専ら事を執るを以て、智略ある諸將も力を伸ぶる能はざりしが、足利氏は此方法を十分に行ひ、數多の武人を己の黨與となしたりしかば、終に能く南朝を亡ぼし一時天下の武將と仰がるゝを得たり、是れ則ち右の如き變革を國家に發する源因にして、我國封建の勢終に熟成に至りしも、全く之に基すと云はざるべからず。

然りと雖も足利氏をして其抗敵を滅せしめしものは、亦た足利氏をして其威力を海内に失はしめし所なり。抑々黨與を封建するの事は、敵の侵入を防ぐに利ありと雖も、結合するの力に至りては極めて弱き者なり、夫の土地の富と軍馬の力とを蓄ふるものは、少許の不滿にも主者に向ひて抵抗を試みんとするの勢あり。史家或は足利氏に叛者多きを以て、尊氏南朝に叛く應報と爲すものあり、然りと雖も古來各國封建の世には必ず亂臣賊子あり、温良の君と雖も亦害に遇ふものなきにあらず、封建の武族を威服せしむること未だ品行を以て論ずべからざる也、足利氏は眞に武將と仰がれたり、然れども仰がしめたるにあらざるなり、南朝の勢

衰ふると同時に、此守護は漸く制すべからざるものとなりて、足利氏の初三代は、其君臣父子兄弟の戦に殆んど暇なきものゝ如し。而して其代の末に至りては、關東の藩鎮たりし足利氏の一流漸く室町と相闘ぐの色を現はせり。されば南朝の亡ぶるに及びては、更に南朝より恐るべきもの諸國に充滿せり、名分の上に於てこそ君臣上下の差別あれ、其實力に至りては、之に顔顔すべき程の大名

極めて多し。而して其叛くや足利氏十分に之を討滅するの力あるなし、故に其降るや亦其罪を責め其封を割く能はず、されば當時の大名等相語つて曰く、家を大にせんと欲せば叛より善きはなしと。又曰く、弱き者は誅せられ、強き者は禍を免かる、兵を連れて自ら強ふするに若かずと。其凌蔑する此の如し、故に位足利氏の下にありと雖も、力能く執事を定め又能く之を倒し、威能く將軍を擁し又能く之を追ふ、其專横放肆至らざる所なし。是れ特に室町のみならず、鎌倉亦然り、されば是より政事上の一致全く破れて、所謂政府なるものもなく、人民なるものもなく、全國一般の法令行はれずして、皆一地方に限り一局處に止まれり。此時に至りて人心再び北條氏の政治を追慕し、鎌倉の禮義法度を知るを以て選まるゝの執事あり、斯波高經貞永の成敗に似たりとて選まるゝの管領職あり、細川其他一二の人物なきにあらずと雖も、國家の勢亦救藥すべからず、空しく舊政追慕の情を史上に訴ふるのみ、建武以來式目追加の正文に曰く、義時、泰時の政に倣へば天下治るべし。所謂善者ありと雖も亦之を如何ともするなしと云ふものなるべし。然れども南朝の亡びし時二十二年より應仁の亂二十七年に至る迄殆んど七十年間、稍少康と稱すべき者あるは、此等の人の力に歸せざるべからざるなり。其間敢て戰亂なしと云ふに非ず、則ち鎌倉將軍も此際に亡滅し、室町將軍も此際に弑せられたるあり、關東及び九州地方は絶えず戰亂の有様にして、京畿近傍亦時に大戰あり、室町にありては、二千零五十七年に大内義弘の亂あり、二千零八十七年に赤松滿祐の叛あり、二千零一年に赤松滿祐將軍唯之を前後の時代に比すれば、較く戰亂少しと云はざるべからず。此際足利氏の制度少く定まり、室町にては三職、七頭、奏者、弓長、禮式奉行、武者頭等の制を定む、鎌倉の管領は之に倣ひ、自ら公方と稱し、家老を

管領と稱し、更に八屋形を置けり。法令亦設けらる、建武以來式目追加の類。其制度法令必ずしも實行せられたるにあらずと雖も、稍大名等の威權を制し、其皇張を抑ふる所あるが如し。然れども一般の人民に至りては、此時に至りても猶ほ休息するを得ず、戰亂の未だ鎮定せざる頃より、將軍及び大名等は早く既に人民の財産を奪掠して其驕逸を資けたり、戰亂の定まるに至りて、之を行ふこと益々甚し。(太平記卷之三十三)都道道譽を初として、在京中の大名、衆を結んで茶の會を始め、日々に奇合、活計を盡すに、異國本朝の重寶を集め、百座の粧をして、皆曲象の上に豹虎の皮を布き思々の緞子金襴を裁着て、四主頭の座に列をなして並み居たれば、只百福莊嚴の床の上に、千佛の光を雙べて坐し給へるに異ならず。異國の諸侯は遊宴をなす時、食膳方式とて、座の四方一丈に珍物を備ふなれば、其に劣るべからずとて、面五尺の折敷に十番の齋羹、點心、百種五味の鳥魚、甘酸苦辛の菓子共、色々様々居雙べたり、飯後に旨酒三盞過て、茶の懸物に百物百の外に又前引の置物をしけるに、初度の頭人は奥染物各百づ、六十三人が前に積む、第二度の頭人は色々の小袖十重づ、區く、三番の頭人は沈のほた百兩づ、麝香の臍三づ、副へて置く、四番の頭人は沙金百兩づ、金絲花の盆に入れて置く、五番の頭人は只今仕立たる鏡一箱に、鉸懸たる白太刀、柄鞘皆金にて打く、みたる刀に、虎の皮の火打袋をさげ、一様には是を引く、以後の頭人二十餘人、我人に勝れんと、様をかへ敷を盡して山の如く積重ぬ、されば其費幾千萬と云ふ事を知らず、是をもせめて取て歸らば互に此を以て彼に替たる物とすべし、供につれたる通世者、見物の爲めに集まる田樂、猿樂、傾城、白拍子などに皆取られて手を空しくして歸りしかば、窮民孤獨の飢を資くるにも非ず、又供佛旅僧の檀施にも非ず、只金を泥に捨て、玉を淵に沈めたるに同じ、此茶事過ぎて又博奕をして遊びけるに、一立に五貫十貫立ければ、一夜の勝負五六千貫負る人のみありて百貫とも勝つ人はなし、此も田樂、猿樂、傾城、白拍子に賦り捨ける故也、抑も此七人々(中畧)寺社本所の所領を押し取り、土民百姓の資財を責め取り集めたる者共なり。夫の後世の開化を飾るべき器具技藝は、早く既に此人々をして飽かしめたり、建築には金閣あり銀閣あり、花の御所の薨は其費六十萬緡、高倉御所の障子は一間の價二萬錢、皆珠玉を琢き金銀を鑲めたり。將軍此の如くなりしかば、大名亦之に倣うて邸宅を壯麗にし其驕侈を極め、領内の民財を奪略し來りて、之を京洛の内に散ぜり。されば異國本朝の珍器翫具多くこゝに集まり、綾羅錦繡の美も委して地にあり、鼎は鑑、玉は石、金は塊、珠は礫と云ひける代の有様も斯くやと思ひ知られたり。此時に當つて、遊技亦大に改まりて、茶の會も屢々行はれ、茶は鎌倉の時五山の禪僧支那より之

を傳習し來りたれども、足利義政の時に至りて最も盛りになりたり、義政の茶をもてあそぶ、茶具より茶室に至るまで、美麗を盡さざるなしとぞ。田樂、猿樂の類は常に遊宴に伴ふの一樂となれり。田樂は北條氏の時に始まるよしなれども、今詳かならず。猿樂も亦北條氏の時に始まりて、足利氏の時、井田の八郎、秦の嘉兵衛、此職を大に進めたるよしなり。嗚呼古來人間幸福快樂の具、多く暴君汚吏の世を擅にし、貨財配分の公平ならざる時に發するを以て、識者の賤む所となりしも理なりと覺えたり。

かゝる貴族、日本人民の頭上に立ちて、其貪婪を擅にせしことなれば、當時の人民の艱苦果して如何ぞや。蓋し封建の世は是れ奪掠の世界なり、其奪掠を免かれんと欲せば、黨派の力を頼まざるべからず、當時の如きも人民間、黨派を立て、財産を守らんとせざるにあらず、然れども其力弱くして直に破却せられ、他に爲すべきの術なきを以て、唯だ黙々として上者の命に是れ従ふのみ。彼の大名等は斯く之を抑壓して、人民の氣力を奪却したるの後、乃ち之に課するに租税を以てし、其室を空しうし其財を盡すに至る、然れども其暴貪猶未だ之に止まらず、彼の豪族貴人が此財産を握收し之を驕奢の具に濫用して、商賈少しく富を得るに及び、即ち之に命ずるに倉役を以てして其貨財を取戻し、倉役とは強ひて金、錢を借り受るなり。其負債額の漸く嵩むに及びて、即ち徳政を行ひ以て其負債を解けり。徳政とは借主の爲め負財を解きて、債主に償ふことを免すなり。されば民間の貨借全く壅塞して、窮民生を營むと能はず。(應仁記)諸國の士民百姓に課役を懸け、段別、棟別を色々の様を變へて課責すれば、國々の名主百姓にかゝりけん、普應院殿(義教)の御代となりて、一年に十二個度なざる、然るを御當代(義政)となり、倉役の臨時しげくかゝりしかば、大嘗會のありし霜月には、臨時九個度、臘月には八個度なり、又彼の借錢を破らんとて、前代未聞の徳政と云ふ事を云ひ出して、御當代に十三度まで行はれければ、倉方、地下方、皆絶はて、夏の民が此日いつか亡びん我爾と俱に亡びむと云ひしが如し。要するに海内の人民は皆君主を戴き、其屬隸とな

りて其厭くなきの欲を満たさざるを得ず、其暴虐の命に従はざるを得ざるの極に陥れり。此時若し人民をして威力あらしめば、其肉を食ひ其骨を碎くも猶ほ飽き足らずと云ふべきに、彼の開明の人民の最も嫌忌せる主僕の教漸く盛になり、此暴戾無慚の盜奪者を君主と仰ぎ、君恩の萬一に報いよと教へられたるこそうたてけれ。

然りと雖も是れ未だ我人民不幸の極點に達せざるなり、海内の人民此の如き有様を以て、殆んど百三十七年間楠氏兵を擧げしよの苦痛に堪へたりしが、終に二千二百年代の中頃に至つて、限りなき潰瀾の内に沈没せんとぞしたりける。其淵源を尋ぬるに、足利氏の御所中に於て最威力ある豪族二人が、嫉妬の心より互に兵を執て相争ひしかば、勇氣ある諸大名は、各々其好む所に従ひ、靡然として之に應じ、攝津、丹波、土佐、讃岐、阿波、三河、備中、淡路、和泉、紀伊、河内、越中、隱岐、出雲、飛驒、近江、播磨、備前、美作、加賀、凡そ二十州十六萬人の武夫は、夫々の守護に従ひて京師の東に陣し、但馬、播磨、備後、伯耆、備前、因幡、美作、石見、越前、尾張、遠江、大和、河内、紀伊、能登、丹後、伊勢、土佐、美濃、周防、長門、豊前、安藝、伊豫、凡そ二十五州十一萬六千餘人の武夫は、夫々の守護に従ひて京師の西に陣し、互に獅子の如く怒り、虎の如く叫びて、日頃の武勇を現はせり。此時に至りては、足利氏も亦王室の如く京洛文弱の氣に薰染せしかば、彼が初め王室を擁して戦ひたるが如く、亦此二軍の爲に擁せられて、將軍の名は唯だ僅か旗鼓に光榮を添ふるの一具となれるのみ。然れども此等の事は最早武夫の氣を輕重するに足らざるな

り。此戰の鬪なるに當つて、兩陣の主長共に俄かに死去せしかども、無數の將卒猶ほ相對して、日夜々戰爭止む時なく、殆んど十一年間洛中に相對峙せり、斯く洛中に於て戰爭するの時に當つて諸國に於ても亦其黨に従ひ互に相鬪争せり。就中關東は早く亂れて、足利氏の威力及ばざりしかば、此戰に關係なきが如くなれども、其豪族等又各々相軋りて、自己の戰止む時あるなし。されば人民の家屋は概ね兵燹にかゝり、夫の豪族等の翫具たりし貴貨珍寶も、互に取り合ひの目的となりて全く消滅し、京洛の内に傳はりたる古來の記事文章等も多く燒き盡たり。

彼の南北朝五十餘年の戰亂より、王家の尊威大に衰へたるに均しく、應仁の亂十一年間打續きたる後、足利氏の威力悉く地に墜ち、將軍の命も大名を動かす能はず、王朝の時より久しく武人の景慕を得、尊氏の創業にも士心を攪る助となりたる源氏の血統も、此に至りて武人の顧みざる處となれり。是より諸大名は皆各々其國に據りて隣國を攻撃し、天皇命ずるも聞かず、將軍令するも肯ぜず、唯だ無益なる戰爭に人命と財産とを糜爛して、徒に其高名心を慰めんとしたるのみ。されば諸國十分に分裂して全く戰國となり、如何なる小國と雖も、皆城廓を構へて其領主の親族を防護したり。國家の有様此の如きに及び、海内一般丁壯は人類を滅絶する職業に従事し、老弱は之を支ふるの器具糧食を製し、人間社會は幸福を營むの場所にあらずして、吞噬を試みるの區域と成り、猛惡無雙の勇士諸州に充滿して、さしにも尊むべき人命も鴻毛より軽く見做され、人さへ見れば唯だ常に相戦はんとぞ構へける。諸國の大名等は之を養ふに忠義の教を以てし、之を勵ますに奮死の榮を

以てし、即ち之を驅つて以て隣國に侵入し、其貨財を掠め、其人命を奪ひ、目に觸るゝものは凡て刀鎗と兵燹とに委して以て歸る、或は敵國反つて勝を得る事あれば、必ず之に報いるに更に甚しきものを以てす。二千四百十年の頃より二千二百五十年の頃迄、かゝる有害の戰亂海内一般に行はれて、甲興り之倒れ、丙散じ丁集まり、昏々粉々相亂れて其常形を見るなく、交互錯綜して理まる處なし。其混蕩の間に、將軍も管領も、名ある公家も大名も、行方知れず消え失せたるもの極めて多し、人間社會の此有様の如きに至る、眞に憐むべき事ならずや。嗚呼人豈に他人の爲めに世に生れんや、然るに當時の人民自ら世に立つ能はず、生命を以て他人の用に供せざるを得ざるのみならず、因習の久しき、之を以て人間の榮譽となすに至る、人間の有様憐むべきの極度に達すと云ふべきなり。

神教政治の勢盛なる時に當つて、帝統の神權を信ぜざるものあれば其朝廷亂る、其朝廷亂るゝときは其人も亦世に立つ能はざるべし。封建戰國の時に當つて、忠義の教を疑ふものあれば其君家亡ぶ、其君家亡ぶれば其人も亦世に立つ能はざるべし。列國對峙の時に當つて、報國の心なきものあれば其國破る、其國破るれば其人亦世に立つ能はざるべし。彼の報國、忠義、神權の如きも、當時にありては皆人々を益するものなりし、若し其利益なくば、豈に能く人心を集合する此の如きに至らんや。聖人出づるに及びて、之を經典とし之を集録して以て世に教ふ。而して世人の之を信ずる愈々厚く、社會の結合愈々固し、之を終古に徴し之を萬國に質すに絶えて異例を見ず、即



ち知る、此等の教皆當時に欠くべからざるの一具にして、異時異處の見識を以て賤蔑すべからざる事を。然りと雖も余を以て之を見るに、是皆一時變を制するの教なるのみ、何をか變と云ふ、請ふ逐一之を述べん。夫れ人の社會に仲間入するものは、素と其便を得て、一生を快樂ならしめんが爲めならずや、各自ら其利を計りて勞作し、害を他に及ぼさざれば其事已まんのみ、素より國を立てず、何ぞ報國を要せん、素より君臣なし、何ぞ忠義を知らん、素より君統なし、何ぞ神權を用ひん、人々善を爲さず、人々惡を爲さず、善惡邪正の教永く跡を人間社會に絶たん、人間社會たるもの宜しく此の如くなるべし、是余が人間社會の正狀と稱する所也。社會の有様に正變なし、余は其幸福最も多きを以て假りに正狀とし、然りと雖も人世變多し、或は國を立て或は主を立て、動もすれば相吞噬して以て快と呼ぶ、神權、忠義報國の教亦少しく其勢を懲慙するものなきにあらず、豈に能く萬世不易の教となすを得んや。且夫れ此等の教、皆一身の利益を捨て、他人の利益を計るの語なり、若し一點私心を其間に挟むときは、之を貶して偽とす、是れ其意偏に國に許し君に許すを尊ぶがゆゑなり。嗚呼人間豈に他人の爲に世に生ぜんや、其私心を抱かざるは、實に其私に利あるが爲めに、人々之を尊び、聖人之を教ふと雖も、人々の爲には、私利を計りて私利を得たる時こそ初めて憾みなかるべし。故に余は神權、忠義、報國等の教を以て、人間社會の變狀を處するの一具と爲し、而して完全無缺の教と認むる能はず、然りと雖も俄に之を排除するを望むにあらず、唯だ速に排除するの氣運に達せん事を望むのみ。

## 第七章 日本文學の起原より千八百年代まで

文學とは人の心の顯像なり。大凡そ人の心の世に現はるゝもの其種固に多し、或は政治の上に現はるゝものがあり、或は風俗の上に現はるゝものあり。文學とは文章の上に現はるゝものなり、其現はるゝもの智あり情あり、情の文章に現はるゝもの、之を記事體と云ふ、歴史、小説の類之に屬す。智の文章に現はるゝもの、之を論文と云ふ、學文、論說之に屬す。此二者共に是れ文學の本體にして、其文章に現はるゝに至りては、互に相錯綜して明に判別すべからずと雖も、其性質自から相異なる所あり。蓋し論文は研究を主として物の理を説き、以て讀む人の智を服せしむるものなり、故に之を記する人は必ず高尙の智なかるべからず。記事は想像を主として物の有様を寫し、以て讀む人の情を感じしむるものなり、故に之を記するもの必ず高尙の情なかるべからず。されば智と情との進歩は、文學史の最も明に示さざるべからざる所なり。人の心は得て區別すべきものであり、然れども今論辨の便ならんことを求めて、外物より感觸を受くる者を情と云ひ、外物を制せんとするものを智と云ふ。今其智情の進むと進まざるに因りて、人の心の有様如何に異なるやを尋ぬるに、初代にありては、人々衣食に急にして、物事に研究を経ざる部分多きが爲めに、凡そ心に解し得ぬ事は、大かた之を神業に歸すること多し、是れ其智の有様なり。又數多の事物に接することもなく、數多の交際をも經ざるを以て、其想像淡泊にして味なく、迂遠にして曲折少し、是れ其情の有様なり。

文運進歩の後に及びては、人々一事に其心を注ぎ、其原因を發見するにあらざれば安んぜざるが爲めに、物ごとに研究を経たる部分多し。蓋し初代の人とても、今日の人とても、職掌外の事は多く世人の言ふがまにまに信ずること常なれば、各自職掌上の事に就て研究の増進するに従ひ、世人一般自ら迷謬の事を信ぜざる様になることなり。是に於て乎自然の道理を説明する所の學問、社會の有様を進捗せしむるの論文等出て來るなり、是れ智の變遷なり。人は源内を探るの心あり、野蠻の人の變動を理に尋ぬるが如きも、皆理を探るの心なり、此原因を探るは、即ち福災を免かれ實利を求めんとの心にて、生を保ち死を避くるの天性に出づるなり。 又た實際も漸く廣くなり、各種の人情風俗をも見聞するが爲めに、想像甚だ靜かに且つ緻密になりて、詩歌小説等の樂ましき趣向出づ、是れ其情の變遷なり。要するに記事の巧みなるは想像の密なるにあり、論文の精なるは智の洽きにあり、其精粗巧拙は則ち社會貨財の進歩に従ふものにして、之を以て開化の進不進を徵證するに足るものなり。識者或は言ふ、詩賦の想像は古に盛んにして後世に衰へ、學問の研究は今日に盛んにして古代に缺くと、特に知らず、兩者共に時世の隆盛に従ひて進むものにして、詩歌は特に先づ現はるゝものたることを、我が日本の文學史を見るものは、其言の虚ならざるを知らん。

二千二百年代に至りて、封建亂離の災日本諸州に洽ねくして、世の有様彼が如く衰へ亂れたりしかば、文學の式微亦た極まれり、今更に往時に溯りて日本文學の本源を尋ね、其流に沿ひ其變遷を探りて、二千二百年代までに下るべし。熟く我が國文章の最も古きものを尋ぬるに、千三百年代よ

り以前の事は貌として考ふべからず、蓋し我國古代にありて文字なく、人々唯だ言語を以て其意を通じたるのみなりしが、彼の祝詞、宣命及び和歌の類も、文學あるの前既に行はれたるが如し。其後三韓入朝し、百濟内屬するに至りて、漢字漸く我國に傳はり、其音を以て其儘に和語を寫すこととはなれり、之を假名と云ふ。吳音先づ入り、其後漢音入りしものなり、古事記皆吳音なり(山崎美成著文教温古) 然れども此時より以後専ら行はれし所は、漢文を學ぶにありて、和語を以て文章を綴ることは全く行れず、唯だ和歌、祝詞若しくは宣命にのみ此假名を用ひたるが如し。されば我國古代の文章にして今に傳はるものは實に漢文を以て始めとす、即ち千三百年代、上宮太子の十七條憲法こそ最も古き者なれ。之に次ぎて千四百年代天智天皇の時より以後、漢文愈々盛になりて、此年代には近江朝廷の令、太寶令、古事記、菅野真道、藤原繼繩、書。古 日本書紀、舍人親王、太安麻呂等撰。 養老令の撰あり。千五百年代に至りて、續日本紀、菅野真道、藤原繼繩、書。古 語拾遺、齋部宿禰、廣成。王等撰。 新撰姓氏錄、萬多親、王等撰。 令義解、清原夏野等撰。 性靈集、共にか、海の撰。 秘藏寶鑰、近江朝廷より奈 詩集なり、撰者淡海三船なるべしと云へり。 文華秀麗集、撰者詳かならず、亦詩集なり。 經國集、良岑安世、滋野貞主等の撰にして、千四 千六百年代に至りて、日本後紀、藤原多房等撰。 續日本後紀、藤原良房等撰。 文德實錄、藤原基經等撰。 三代實錄、藤原時平等撰。 内裏式、藤原多弘 仁式、藤原多弘等撰。 貞觀式、延喜式、本朝文粹、藤原明衡編。 の撰あり、茲に至りて我國の文學初めて顯はると云ひて可なり。蓋し史を紀し事を論ずるは、人心進歩の成績にして、之を其以前に比すれば、大なる懸隔あるべしと雖も、時世の幼稚なるに當りては、其成績の美を見る甚だ難しとす。されど夫の千三百年代より千六百年代に至るまで、編纂せられし史類を閱するに、其最も意を注

きたる所は、歲月日時の詳細、神祇の祭祀、赤雪白雉の發現等の類、並に其外當時の人心を以て祥瑞妖孽と認めたる事件を統記したるまでにて、絶えて事件の要不要を識別し、取捨筆削の智を用ひたる所なきが如し。故に後世の史學が認めて以て編史の要點となせる、一事件と他の事件との關係を示す等の事には、絶えて心付かざりしのみならず、彼の支那の史に多く記する所の一人の品行性質より、公衆に及ぼしたる影響をも記する事なし、唯だ面前に現はれたる事件を其儘に記載するに止まるのみ、而して其如何なる事情よりして起りし乎に至りては、著者全く注意を缺く。蓋し社會事多し、史たるもの唯だ有要の事件を記するに止めざるべからず、然るに當時の史更に之を削るとなく、苟くも事ありと云へば、人事に關係なき事迄も之を記載し、唯だ卷帙の浩瀚なるを以て功績ありと心得たるが如き實に惜むべきことなり。要するに是等は年表にして歴史にあらざるなり、史を紀するに於て此の如し、故に事を論ずるに於ても又其弊を免かれず。

蓋し人の事を論ぜんには、先づ一箇の定説なかるべからざることは論を俟たざるなり、然るに古人が序文若しくは論文を書くを見るに、己れ先づ一個の定見ありて而して後筆を執るにあらざるが爲めに、大かたは四六の句、排偶の文を以て、外部より議論を引出すを力めたるが如し。抑々文學は人の心を顯はすものなり、人の心固より四六を以て量り得るものにあらず、天下の事物亦初めより排偶より成らず、されば滿腔の議論を吐露せんと欲せば、必ず心の導く處に従ひ、決して文章上の法則に掣肘せらるべからざること理の當然なり。然るに議論なくして之を記すが故に、法則の

手引に依りて言ふべき事を思ひ出さんとす、其體決して眞體にあらざるなり。之に加ふるに、至難の文字を連ねて、強ひて古語に博きに誇らんと欲するの弊あり、夫れ十分議論ありて、之を記するにすら古字を用ふるは解し悪きものなるに、初より言はんと欲する主意なくして、強ひて古字を用ふるに於て、豈に高論を聞くを得んや、是れ蓋し人心の未だ進まざるに當りて、至難の外國語を以て、之を文章に現はさしめたるの致す所なり、唯僅かに三善清行、菅原文時の二封事の見るべきあるのみ。

然れども文學進歩の勢は、永く文體の澁滯を以て得て、抑制すべきにあらず、千六百年代の末より、彼のかたぐるしき漢文の體は、漸く日本の語法と親和し、稍々人々の自由に記載し得るの體を見るに至れり。彼の將門記、純友追討記の如き、其文體今日より之を見れば、極めて奇異にして驚くべく笑ふべきものありと雖も、之を彼の法則に拘束せられたる國史、論文に比すれば、自から其意を述ぶるに滑かなる姿あり。且つ此等の書は決して巧みと稱すべきにあらずと雖も、稍々人の動作より世の事情を述べんと欲するに適するあるが如し。此變成の文法終に一箇の體裁を爲し、書翰の往復、日常の日記等にも用ひらるゝ事とはなれり、之を日記體と云ふ。されば是より文章大に世人に親接し、漢文を以て歴史を書し格式を書くことは全く衰へ、漸く此體を以て記載する事となり。其日記の名あるもの、九曆、權記、小右記、中右記、春記、水左記、經信卿記、長秋記、台記、山槐記、玉葉の類にして、之を讀むに味なく、其體俗醜を免れず。其書中或は後世史家の採摘

を要すべき事件を記さざるにあらざると雖も、之を要するに古人筆削の智なく、凡そ耳目に觸るゝ所は、事の要不要を問はず皆之を洩さざるを務むるの姿なるを以て、其文體の稍自由を得るに及んで、却つて無用の事のみ多く記載し、讀むものをして當時の事情を知るに苦しましむるに至れり。

斯く漢文一變の時に當りて、日本の語法を以て文章を作る事、漸く世に現はるゝに至りしは、眞に日本文學の幸なりし。蓋し和文の最も古きものを云はゞ、古事記に如くなかるべし、然れども其語や固と古語にして、既に當時の語にあらざり、當時の語を以て記載するに至りしは、平假名、片假名の發明ありて、之を以て和歌を記すこと大に行はれ、歲月の久しきを経て世の習俗に親和し、終に日常の言語を筆に寫すに至りし時に在りと見えたり。千六百年代の中頃より、和文を以て紀行或は小説の類を記すると漸く起れり、今其一二を示さん、千六百年代には伊勢物語、作者業平朝臣取物語、作者は源順なりと云ふ説あれども證なし。土佐日記、紀貫之の作なり。住吉物語、作者詳ならず。須磨記、菅家の作なりと云ひ傳ふれども確かならず。宇津保物語、作者確ならず。大和物語、作者滋春とも華山院とも云ふ、共に確かならず。の類出でたり。千七百年代に至りて、落久保、作者源順と云ふものあり、確かならず。濱松中納言物語、紫式部の作。源氏物語、紫式部の作。狭衣、大貳三の位の作。和泉式部日記、とりかへばや、作者詳ならず。枕の草紙、清少納言の作と云ふ、確かならず。松島日記、清少納言の作と云ふ、確かならず。紫式部日記、紫式部の作。蜻蛉日記、右大將道の綱の母。の類出でたり。是時に至りて、其用語漸く廣く、其文字漸く艶に、春宵秋夜の眺を記し、少年佳人の情を寫すこと、眞に細かに且つ巧みを添へたり。嗚呼文字を以て事を記し且つ論ずるは至難の業なり、然れども自國の言語を用ひ、自國の語法を用ひて之を寫するに、いかでか其心の働を現はすに至らざらんや、千

七百年代の和文は眞に我が日本人心の曙光にして、恰も朦昧の雲霧を闢き晴明の影を現はすが如し、寔に目覺しく見えにけり。

蓋し文學の史は文章の和漢を撰まず、唯だ其主意趣向の巧にして味あるをこそ取るべきなれ。彼の漢文の論理なき體を讀み來りて、和文の有様を顧みれば、其事の顛末あり、其語の味ある、固より數等の上にあると云はざるを得ず。然れども不幸にして和文の起源は多く婦女子の手にのみ成り、男子にして之を記すを賤し嫌ふの有様なりしかば、文章に最も必要なる精神を缺き、且つ其語句冗長にして、各異の事情に乏しく、徒に一樣なる有様を記すのみなりき、彼の物語の諸書の如き、當時の幼稚なる時代においては、極めて巧みにして、且つ其進歩も極めて速かなりしと疑を容れずと雖も、活潑の氣力もなく、又人の注意を促すべき有様の變化もなきは、當時人心の幼稚なることを示すの明證なるべし。蓋し小説の味は各種の状態を集むるにあり、文章の巧妙は抑揚頓挫の其節を得るにあり、然るに此物語の如きは、多くは唯優遊閑暇なる雲上人の癡々たる有様を長々しく綴りたるまでにて、其他を記すことあるなし。嗚呼文學は人の心を顯はすものなれば、藤原氏以來の柔弱なる風俗を以て活潑敏捷の文章を得んこと固より望むべからずと雖も、其文の氣力なき亦驚くに堪へたり、夫の源氏の如き、狭衣の如き、優美の情極めて多しと雖も、決して此弊を免かれざるなり。

蓋し人智の進むに従ひ、用語の愈々廣く、文章の愈々精なることは、自然の通理なるを以て、用

語の愈々廣く、文章の愈々精なるを見れば、直ちに認めて以て人心の進歩せるとを證するに妨なかるべし、千八百年代の以前にありては、漢語の用法尙ほ未だ日本の習俗に親和せずして、漢語和文各分離の有様なりしが、歳月を経るに従ひ漢語漸く世俗に浸染し、千八百年代の末、千九百年代の初より、彼の所謂和文中に漢語を交ふること愈々多くなりたり。此時に當りて漢文の變體なる日記體は愈々日本の俗語に和し、日本の俗文も亦漢文の句調に近似し、其間自から一種中間の文法を生ずるの萌芽を發せり、余は之を日本文と云ふ、即ち當今まで用ひ傳ふる文章を云ふなり。千八百年代の末、榮花物語と云へる一書四十卷世に出たり、其著者は藤原爲業なりとも云ひ、又赤染衛門なりとも云ふ、確かならず。千九百年代の初に至り、續世繼十卷世に出たり、其著者また詳かならず。是數書は實に我が國に於て日本文を以て歴史を記載したるの濫觴なり。

蓋し物初より完全なるを得ず、前の二書の如き、未だ彼の冗長なる物語の文法を免かれずして、その編史の體は、恰も彼の物語に於けるが如く、月の宴、夕霧、雲井、子の日、はつ春等の題目を掲げて、篇々を區分したる者なり。且つその記せる所も、主として帝王の遊宴、大臣の榮華、后妃の入内等の有様を記し、其間に和歌を交へ、以て女々しき状態を寫せしものなり。されば其意を注ぎし所決して國家有要の事件と稱すべからずと雖も、これを何事も差別なく混合して記載したる六國史等の錯雜なるに比すれば、稍々選擇の智を存すと云ふべし。且當時の情勢たる、王室優柔の極なるを以て、所謂政事上の重なる事件として、人目に觸る所も、遊宴漁色に過ぎざるやも知るべからず。今之を記して後世の史家をして古情の一斑を窺ふを得せしめ、且つ將來進歩の第一階梯を構成すること其功極めて多し。

王朝の時に當りて、唐人の説大に我國に行はれ、學校を建て學士を優待する類の事は、仁政なり美學なりとして稱賛せられ、所謂聖人の道は、政府を以て教育を保護するにあるが如く見做せしものと思はる。近江朝廷の時千四百年代初めて學校を建てられ、奈良朝に至りては、諸國にも學校を建てられ、且つ大學寮を設けて之を式部省に管せしめたり。當時漢文を讀むに、未だ片假名の發明なきが爲めに、和讀はレ、或はハ、或はホ、或は、一等の點を漢字の四隅上下に附して、其動を顯はすなり、漢は漢ヲと讀み、漢は漢ニと讀むが如し、此方は片假名の行はれし後漸く廢れたりとぞ。是より以後歷朝、金銀田園等を學士に給して文學を獎勵し給へり、之を學文科と云ふ。又燈油料、火の望等の名あり。桓武天皇都を平安に遷し給ひし後、又學校を之に建て、教師を唐より迎へ、又學士を彼國に送り給へり。是より大江菅原の二家起りて専ら學事を管せり。其外貴紳の學校亦た多し、弘法大師の綜藝種智院、檀

林皇后の學館院、藤原氏の勸學院、源氏の獎學院等一時盛なりき。其勉學する所の經籍は、毛詩、尙書、禮記、周易、左傳、五經と云ふ。周禮、儀禮、公羊傳、穀梁傳、以上之を加へて九經と云ふ。論語、孝經、老子、莊子以上之を加へて十三經と云ふ。是なり、王朝の文學を獎勵し給ひし事至れりと云ふべし。さればこそ其時世の疎野なりしにも似ず、六國史其他律令格式の如き、浩瀚の書類を撰む事をも爲し得たるなるべし。然れども人智の度に至りては、必ずしも政府の獎勵に由りて増進すべきものにあらざれば、今に至りて見るべきものは、唯だ淺薄なる大冊の高閣に堆きを見るのみ。抑々學士たるものは、何が爲めに他の

職工よりも重んずべきか、文學なる者は、何が爲めに他の貨物よりも尊ぶべき乎、其功績の人類に及ぶ所如何に相異なる乎、余を以て之を見るに、更に貴重すべきあるを見ざるなり、然るを況んや徒に古字に通じ古書に明かなるのみの學士をや。抑々人心の進歩は貨物の進歩と併行すべきものなれば、今其貨物の進歩を妨げて、特に文學のみを盛ならしめんと欲するは、恰も車の兩輪の一を退けて他を進めんと欲するに異ならず、其目的を遂ぐると能はざるなり。されば見るべし、王政の柔弱に歸し、學士を保護する能はざるに至りて、我國の文學漸く獨立の萌を得、其將さに傾覆せんとするの時に至りて、初めて見るべきの書あることを、之を自然に任ずるも何ぞ文學の衰零を憂へんや、況んや自然に任して衰ふるものは、即ち人世に無用なるの明證なるをや。

## 第八章 鎌倉政府創立以後戰國に至るの間日本文學の沿革

千九百年代に至りて、我國政事上に起りたる事件、即ち鎌倉政府創立の一事は、文學の上に於ても非常の進歩を促せしものなり。蓋し天下非常の改革は非常の感觸を人心に來さざるを得ず、熟く此革命の成績を考ふるに、其及ぶ所特に政府設置の場所を關東に移轉したるのみに止まらず、上は帝室專有と思ひ來りたる政權も、自から帝室を離れ去りて武臣の手に歸し、下は萬民管理の職に任じ、地方の事務を理めたりし國司も其權を殺がれて、地頭の威權諸國に興立したりしかば、此世運の移轉の際に立てるものは、其方向に迷ひて驚駭せざるを得ざるべし。殊に其以前より例し少き事

ども、多く政事の上に出て來て、一天萬乘の尊きも、數々幽囚の辱を免かれ給はざりし類の珍事、續々として踵を接せしかば、太平に慣れ榮華に耽りし都人等、如何てか恐怖せざらんや。此時に當りて、夷と賤しみ慣れたりし東國の男兒は都に攻め入り、都の人は關西に追はれ、其他人民の移住諸國の間に起りて、人々新らしき風俗を見、新しき言語を聞くに至れり。抑々人智は物に接するに長じ、人情は事に觸るるに精しきものなれば、彼の數百年來依然として運動なき有様なりし人々が、此新らしき世間の現像を目撃するに及んで、自ら數多の元素の胸中に貫徹するなくんばあらず。此元素や則ち鎌倉政府の勤儉なる政務の下に愛育せられ、爛漫たる花を開き、馥郁たる香を發するに至りしこと、誠に時日を費さざるなり、千九百年代の中頃に至りて、大鏡、水鏡の二書世に出でたり。此二史の如きは、大に歴史の體裁を簡明にし、後の世の人をして古代の沿革を知り易からしむるの好書なり。蓋し此等の書未だ決して國家の有要なる事實を記せるものと稱すべからず、又決して事實と事實の關係を記せるものにあらずして、徒に帝王大臣が歌を詠み詩を吟ぜられたる事どもを記すを以て、一篇の本主と爲すが如きを免かれずと雖も、之を彼の千八百年代の末、千九百年代の初に現はれたる榮華物語及び續世繼等に比するに、編史の體裁大に備はる所あり、即ち物語の體を免かれて、歴史の體に近似せしを見るなり。蓋し榮華物語の世に出づる頃まで、我國に於て正史を記す事は、必ず漢文を用ひたるにて、漢語交りの和文を以てせし事絶えてなし。和文は重に草子物語の類を記すにのみ用ひたる習俗なりしかば、榮華、續世繼の記者が此文章を以て歴史

を記すに當りても、自から嚴格の體裁を用ふるまでに勇進し難きの事情やありけん、優雅なる題名を掲げて篇章を區分せり。然れども此二鏡の現はれし頃に至りては、世の勢既に正事實のものまでも、此文法を用ふる有様となりしかば、斯く治世の順序を逐ひて歴史を記すを敢てするに至りしものと見えたり、是れ以て時世の進歩を知るべし。

之に續きて葉室大納言時長の著せる保元物語、平治物語、源平盛衰記、

保元平治二物語は語句軟にして漢語も亦少なし、而して源平盛衰記は稍

漢文の口氣を帶ぶ、故に二書同一の手に成ること疑ひなきにあら

ず、然れども暫く今群書一覽に據りて、其作者を葉室時長に歸す。

及び信濃前司行長の著せる平家物語の數書世に出でたり。此二氏の記す所を見るに、行文の巧なると、體裁の具はりたるに於て、遙に千八百年代の諸書に超越するのみならず、實に後世の史家をして、永く之に據つて編史の術を試ましむるの基を爲せり。蓋し文學の進歩は文體の自由を得て、十分に思想を吐露せしむるに因るなるべし、而して文體の自由を得るは、言語の増加を以て第一の助とす、漢語の和文に入りしより、文章の用語大に増加し、行文の自由を得るに至ると雖も、千八百年代にありては、未だ十分なる親和を遂げずして、自ら分離の體なきにあらざり、然るに二氏出づるに及んで、漢語を以て活潑勇壯なる状態を記し、和語を以て幽鬱悲哀なる有様を顯はし、相交へて以て色々の趣を寫し、之を統ぶるに文章に最も有要なる想像力を以てせしかば、無限の情趣毎句の間に存して、誦讀の際自から興味の湧出する思あらしむ、是に於てか我國の文章、漢語和文の間に胚胎して、初めて當今日本文學の基礎を固うせりと言ふべし。

然れども二氏の日本文學に大功あるは、決して其想像力の緻密なりしと、文章の體裁を修正したりしとに因るにあらざるなり、彼の世に所謂記事體、即ち事實に因りて統記するの文體を以て歴史を記載せし事是なり。抑々歴史とは事實を記すものなり、故に事實の種類に因りて沿革を示さざるべからず。然るに我が王政の時より編年體、即ち年度を以て事實を敘するの文體行はれて、全く關係なき事實をも、年月さへ同じければ之を一文の中に混記せり、而して其年月を詳にするは、史家の最も精神を籠めし所なりき。されば當時の政事の有様如何なりしか、人民の情況如何なりしかを聞かんと欲するも、全く之を記さざるのみならず、其記す所の事すら其緒を見出すこと甚だ難し、唯々菅公の類聚國史のみ稍々其緒を見出すの便あり、人をして其卓見に服せしむと雖も、其六國史の記事を類聚したるものなるを以て、また必ずしも國家必用の事にあらざりき。然るに二氏出づるに及んで、年月の古今に關せず、事柄に従ひて之を記載せしかば、數代の事件自から一讀の下に瞭然たるを得たり。嗚呼天下の事多し、其沿革一々相異なり、之を述べんと欲せば決して編年の欄中に嵌入すべからず、二氏乃ち其約束を解き、人心をして自由に發露せしむ、其功多しと云ふべし。且つや此數書の著はされしより、歴史漸く和歌の端作りの如き體を免かれ、政事上の事件を記すに至り、又人の品行言語の政事上に及ぼせる事どもを記せり。此體裁の一たび世に出でしより以後、數百年間の史家皆之によりて以て當時の事情を記載し、後の世の人をして興廢存亡の理由を窺ふを得せしめたり、其功多しと云ふべし。されば見るべし、我國の歴史に於て、政事上并に人民の有様

を詳かにするを得たるは、實に保元平治以後の事たることを。

鎌倉政府の治世は、斯く編史の體裁と行文の方法とに於て、大なる進歩を示せしのみならず、實に法律の點に於ても、亦後世の模範となるべきものを出せり、蓋し王政の時に當りて制定せられし法律は、全く唐の制度を移したるものにて、果して能く當時の習俗に適合せしや否やは今之を知るに由なし。然れども武人地方に群起し、封建の元素を形成するに及んで、其法律亦地方を制するに足らざりし事は、前に述べし所にて詳かなるべし。鎌倉政府の時に至りて、即ち其習俗の因る所に從ひて、法律を編制し以て國體を固くす、貞永式目則ち是なり。此法こそ我が國において初めて自國の習慣に基きて制定したるものにして、能く時世に適し、後の政府までも永く之に據らしめたるは、編者の榮譽多しと云ふべし。

鎌倉政府創立の初めに當りて、文學の進歩此の如く著しかりしかば、其治世の間、世に現はれたる書籍、皆見るべきもの多し、今其一二を擧げんに、承久記、著者未詳。今昔物語、古今著聞集、辨内侍日記、讚岐典侍日記、源親行の東關紀行の類は、或は政治上の得失を議し、或は數多の奇事を纂集し、或は佛理を演述せしものにして、凡て見るべきの意見を存せり。而して其文章は則ち和文に漢語を交へたるものにて、其體裁亦た趣を同じくせり。

然れども是時漢學より一變せし日記體の文尙ほ行はれざるにあらず、彼の猪隈關白記、玉藥、明月記、三長記、平戸記、吉黄記、仁部記、管見記、吉續記、公衡公記、吾妻鏡の類は、朝廷若しく

は鎌倉政府の官吏の手に成りたるものにして、依然として往時の紛雜なる體裁を存し、更に改良するものあるを見ざるなり。又日蓮上人の註畫讚、年中行事の如きも、皆此體を以て記せり。されば當時と雖も、公けの尺牘、日記等は尙ほ此體を用ひたることを知るべし、唯だ其愈々和語に親和したる有様を見るのみ。

蓋し人智の未だ進まざるに當りてや、自然の道理を講究し、人類の幸福を増進せしむる類の事は、未だ十分に行はれずして、却つて人心を恐怖せしむる事件に人心を集むること多し。されば太平の時に當りて世に現はれたる事件は、常に曖昧の内に埋もれ、却つて鬪争戦亂の際に當りて、人を殺し城を攻むる勇將猛卒の武者振のみぞ史上に詳なるは、諸國の歴史其揆を同じうせり。鎌倉政府の治平を致すと百五十年、其間執權并に評定衆の智略あり勳功ありし事は、古史にも數々述ぶる所に於て、且つ足利將軍の時に至り、大に武人の羨慕する處たりし事は、當時の史に見ゆ。然れども此平和なる行は、當時の史家の目を注ぎし所にあらざるを以て、如何なる政道なりしか、如何なる文勳なりしかを、今日に詳かにする能はざるは、寔に惜むべきなり。此一事を以て鎌倉時代に於て文學尙ほ未だ民間に洽からず、人心の度未だ進まざりしを知るに足るべし。

かゝる有様を以て、日本の文學殆んど百五十年の太平の雨露に浴せし後、再び政事上の動搖出來て、鎌倉治世の文學の最後の光輝を發せしめたり、是れ即ち二千年代の末、元弘建武の争亂なり。蓋し前文にも略ぼ説示せし如く、戦亂は到底文學を進歩せしむるものにあらずと雖も、多く人心を



蒐むるの事件なるを以て、其時代に適したる進度の著書、多く此際に現はるゝことなり。されば元弘建武の亂起るに及んで、鎌倉時代に養成したる文學の種子は、更に熟練の香を添へて世に咲き出でたり。今其最も著名にして且有益なるものを列記せんに、増鏡一條多良の著なりといふ、前の大鏡、水鏡と合して三鏡と稱す。神皇正統記北畠親房常陸にありて之を著す。保曆間記未詳。太平記作者極めて多し。船上記未詳。伯耆卷未詳。關城書裏書未詳。皆見るべきの書なり。其述ぶる處は、多く戰亂の有様、若しくは帝統將門の確執等を記すに止まると雖も、其間或は政事の得失、帝統の正潤、并に公家武家の盛衰の基く所を論ずるもの多し。其記者の智力相同じからず、其議論素より功拙なきにあらずと雖も、其文體は則ち盛衰記平家物語等と同一のものにして、稍々漢語を交ふるの多きを見るなり。就中太平記の如きは、之を用ふる事極めて多く、稍々博きに誇るの姿なきにあらず。之を要するに、文章の點に於ては未だ盛衰記平家物語等と輕重し難しと雖も、其眼目の注ぐ所に至りては、當時の書却つて往時より勝る所あり。就中神皇正統記の如きは、日本古來の沿革を統括し、國家有要の事實を網羅して殆んど遺す處なし、その王家の衰頹、武族の興立等に注目し、其源由を推究するが如き、眞に得がたきの書と云ふべし。蓋し我國に於て社會の有様を記し、其變遷の基く所を論ずる書籍實にあることなし。盛衰記平家物語の如きは、其文體極めて巧みなりと雖も、着眼の鋭なるに至りては、遙に之を二千年代の末、二千年年代の初に現はれたる諸書に譲らざるを得ず。而して神皇正統記は實に銳の鋭なるものなり、之を後世の歴史に比すれば、其議論尙ほ議すべき處多く、其體未だ備はらざる所ありと雖も、二千年代に

して此書あるは、以て當時の文運を後世に誇稱するに足るなり。

此時に當りて隨筆の書亦見るべきもの多し、明惠上人のぼろ／＼草子、兼好法師の徒然草の如きは、議論も高尚にして、如何にも手際なる書體なり。而して其論稍々心理の事に及ぶ所あり、實に日本の文學を飾るの一具と稱すべし。又程朱の學も此時初めて我國に傳はり、玄惠法印之を學びしと云ひ傳ふ。されば我中世文學の最も盛んなりしは、此時にありと云ふも誣言にあらず、蓋し學問上の研究を人心の中に發する事は、後世開化の結果にして、經驗少き世には、絶えて現はれざる所なりと雖も、彼の想像力に至りては、早くより人の心に結ぶものなり。されば鎌倉時代の諸書中にも、智慧を進むるの資料に至りては、殆んど之を缺くと雖も、情を動かすの趣向に至りては、既に大に文章上に現はれたり、其所謂進歩なるものも、實に其想像の増進に外ならざるなり。當時の史を記し事を論ずるを見るに、多くは皆無常を觀じ、物の憐を説くこと多し。抑々此想像は全く佛法より由來するものにて、王政の時には未だ十分に文章上に現はれざりき。源氏、狹衣、榮華の如き、艶は則ち艶なりと雖も、未だ悚然として恐るゝの想像少し。此想像源平盛衰記より起り、平家物語に至りて最も盛に、太平記、徒然草に至りて極めて密なり。其他神皇正統記の博識にして卓見なる、保曆間記の簡單にして靜肅なるも、佛法の想像に至りては、自ら全篇に貫通するものあるが如し。抑々此の如き所以のものは、王政の時より佛道久しく人心に浸染し、鎌倉政府の時に至りて禪學愈々盛んなりしが爲めに、文學の上に大に現はるゝに至りしなり、而して我國の文學、此想像の

爲めに裨益を得たること少々にあらざるなり。

鎌倉政府既に亡び、封建武族の海内に割據せしより、世の中次第に衰へ亂れたりしかば、文學も亦随つて退歩の姿となれり。然れども二千百年代の中頃、即ち足利氏治世の初に當りては、鎌倉以後の文物尙ほ存するものありて、文學の見るべきもの少からず、南朝の末路に當りて世に出てたる續神皇正統記、梅松論、南朝記傳、櫻雲記、吉野拾遺の如きは、前の諸書に及ばざる所多しと雖も其文法整ふ所あり、以て當時の事情を詳にするに必要の書なり。されば此時に於ては未だ遽かに文學衰零せりと稱する能はざるものあり、其後封建潰裂の勢日に月に増進し、世の有裨益々危殆に迫りしかば、當時に現はれたる書も、從ひて情味を失ひ、其文章いよ／＼枯燥するに至れり。されば應永記は明德記より劣り、嘉吉記は應永記より劣れり。其後椿葉記、鎌倉大草子此書は稍見るべき處あり、應仁記の類ありと雖も、皆文意の明かならざるもの多し。要するに二千百五十年の頃より殆んど百年間、文學次第に退歩の姿を示せり、眞に歎ずべきことなり。蓋し斯く文學の衰微に至るも、彼の王政の時の如く、外國の古語に汲々として、人間天性の智力を働かしむる能はざりしが如き弊風のはれしにあらず、其文體の自由を極めたることは、恰も鎌倉時代と異なるなけれども、唯人々晏然として思想を此點に注ぎ難き世の有様となりしがゆゑなり。嗚呼海内麻の如く亂れ、群雄割據するの世に至りて、人民豈に文學を事とするの暇あらんや、則ち天然に打ち勝つゝの志は去りて、敵を亡ぼすの略となり、筆硯に親しむの樂は散じて、奮戰鏖殺の怒となる。茲に至りて終に文學の光を東

洋孤島の内に滅せり、嘆ずるに勝ふべけんや。

思ふに、文學の消長を知るは、其記す所の時代の様子を想見することそ便利なるべけれ。彼の源平の戦、南北朝の争の有様を想ひ見るに、關東武夫の勇ましき、王都の小婦の美しき、其他攻城野戰の鎬を削る駈引まで、顔前に見るが如くに思はるゝにあらずや。去りて應永二千零五年嘉吉二千零九年の世の亂れ、海内湧くが如きに至りて、如何なる將士が智略ありしか、如何なる武夫が猛勇なりしか、思ふに武勇の氣當時に滅ぜず、鬪争射撃の術古より拙からじ、殊に此時とても秀才佳人の全くなきにもあらじ、唯だ其れ文學の衰へたるが爲めに、其人柄の慕ふべきなく、事跡の好みすべきを見ざるなるべし、是れ以て文學の盛衰を證するに足るなり。

以上に於て略ぼ文體の變遷と智情の盛衰とを通覽したれば、更に古代を回顧して、文章上に現はれたる氣風を一瞥すべし。蓋し往昔千三百年代より千五百年代に至るまで、漢文のみ世に行はれて、文章上研究想像の行はるゝことなく、唯だ渾沌として智情の未だ分れざる姿なりき。是れ蓋し幼稚なる精神を以て至難なる外國の文章言語を記憶せんと勉め、絶えて其他を顧みる能はざりしが爲めならん。千六百年代に至りて、日記體及び和文の二者出來て、稍々人心の一斑を窺ひ得べきに至れり。今當時に現はれたる想像を竹取物語うつほ物語等に就きて考ふるに、其感情全く當今の人情に相違し、恰も異境に入り異人に逢ふの思あり、如何なれば斯かる想像の心裡に發するやと疑はるゝ程なり。蓋し當時の人未だ多く事物に接せずして、其想像精密ならざるが爲めに、自ら世にあり得

ぬ想像の胸裏に發するなるべし、故に其文も亦素樸にして更に味なし。然るに千七百年代の末より、文弱の氣風都の内に發生し、滿堂婦女子の如くなりければ、其文章稍々猥褻淫風の加はるを免かれずと雖も、亦自から艶美の情味を添ふるに至れり。而して千九百年代に至りて、關東武夫の氣性漸く世に顯はれたれば、活潑勇壯の氣又文學の中に加はりたり。是れ即ち源平盛衰記、平家物語の氣と優とを兼ね、之を讀みて樂ましき所以なり。是より天下治平を致す事殆んど百五十年、人智初めて社會の大勢を見るを知る、故に時勢論漸く文學の中に參入して、文章自から靜肅完備の體を致せり。是れ則ち保曆間記神皇正統記の自から精神を存し、而して嚴格の體ある所以なり。其後に至りて武人專横の世の中と成り、下りて殺伐鬪争の災雲世を蔽ひしかば、文章紛雜の姿となりて終に全く情味を失ふに至れり、然れども之ある猶ほ可なり、二千二百年代の末には全く之を失ふに至れり、豈に哀しからずや。嗚呼我國文學を史上に見る近しと爲すべからず、然るに王政の時之を保護に失し、強ひて日本の精神を驅りて、外國の文章と古語とに注ぎ、之をして十分に發達するを得せしめず、鎌倉政府の世となりて、日本の文學は最も便利なる文體を求めて發育し、終に我國文學の基を立てしと雖も、又久しからずして封建亂離の世となり、文學も亦世事紛紜の中に滅するに至れり。應仁の亂より以後、徳川氏の天下を制するに至るまで、殆んど百五十年間、文學更に再興の勢なし、唯だ武人鬪争の慘狀を見るのみ。

物の理を究め、其功用を知らんとするは、固より智力の働にして、研究の部類に屬すべきもの

なれども、其理を究め其功用を知るの後、さてこそと感ずるの感情に至りては、即ち想像の部類に屬すべきものなり。之を例へんに、諸行無常、是生滅法と云へる語の如きは、萬有の理を説明したるものなるべけれども、其理を心に悟りて、人生の墓なきを觀ずるに至りては、即ち是れ想像なり。されば研究と想像とは其性質大に異なれども、其相移るや恰も比隣の如き處あるなり。研究の淺き時に當りては想像も自から淺く、研究の進むに至りては想像も進みて高尚になれり。彼の赤壁の賦に、西望夏口、東望武昌、山川相繆、鬱乎蒼々、此非孟德之困於周郎者乎、と云へるが如きは、往時を追懷するの智あるにあらざれば感ずる能はざるの想像なり。又客亦知夫水與月乎、逝者如斯而未嘗往也、盈虛者如彼而卒莫消長也。云々の如きは、理を解するにあらざれば感ずる能はざるの想像なり。徒然艸に「あだし野の露きゆる時なく、鳥部山の烟立ち去らで、住みはつるならひならば、如何に物のあはれもなからん」と云ひ、又「花はさかりに、月はくまなきをのみ見るものかは、雨にむかひて月をこひ、たれこめて春のゆくへしらぬも、なほあはれにて情ふかし」と云ふが如きも、亦た十分なる研究なくして、能く言ふべき處にあらず、故に最も巧なる想像を述べんと欲せば、最も研究を博くせざるべからず、是れ想像と研究と文學上に於て相待つ所以なり。

## 第九章 戰國亂離の有様より二千三百年代の半頃まで

足利氏の末に至りて、政事及び文學の有様は、前章に述ぶるが如く衰へ亂れたりしかば、世は常冥の姿となりけり。亂臣賊子其君を弑し其父を害して以て起り、親族兄弟相屠りて以て争ふこと、此時の常なりしかば、昨日までは數多の土地人馬を領せし宗家も、今日は跡方もなく消え失せ、今日大權を司る程の人も、明日は亡命の姿と零落する、更に珍らしからず、三管領四職の如きは云ふも更なり、其下々の大名とても、家臣の數に應じて分離し、其家臣の家も亦た陪臣の數に従ひて散亂して復た集合すべからず。時に或は集合の事ありと雖も、暫くにして復た離散して更に痕跡を止むることなし、唯だ陰雨晦冥の夜に、雲霧の風に従ひて集合離散するに異ならざりき。

蓋し社會の秩序ある時には、人々利益の存する所は、一國一家互に相協和するにありと雖も、封建離離の時に當りては、人々の利害相異にして、其君に利あれば則ち其臣に害あり、其父に益あれば則ち其子に損ありと云へるが如き事件の世に現はるゝこと多し。若し其れ臣にして君を弑せざれば君必ず臣を弑すべく、子にして父を追はざれば父必ず子を苦しむべき世上の有様ならんには、元來人の天性は己を愛するに切なるものなり、如何で忍びて君父を弑虐する程の人此世に現はるゝなきを得んや。抑々人情誰か其父を害するを好まん、誰か其君を弑するを欲せん、路人の貧しきものを視てすら尙ほ且つ之を憐む、何ぞ親戚朋友兄弟夫婦の間、相親愛和睦するを望まざらんや。然るに封建の紛亂鬪争を却つて君臣父子夫婦の間に發するもの多きは、思ふに封建の性質に於て其利益を離間せしむるものありて止むを得ざるに出るなり。されば何れの世何れの時と雖も封建の亂に至

りて此事の現はれざるはなし。聖賢の人之れを警戒するも禁ずる能はず、報仇の義戰ありて之を誅するも制する能はず、然らば則ち封建紛亂の有様にして、亂臣賊子を社會に絶たんと欲するは、蓋し輒く得べからざる事なり。二千二百年代の初めより、二千三百年代の初に至るまで、日本社會の有様は唯だ此慘憺なる殺戮を世上に見るのみなりき。

斯く幽暗世界の間に、妖雲慘霧を拂ひ、青天の清爽なるを社會に示さんとする一箇の電光各地に赫灼せり。其は何ぞや、豪傑の腦裏に伏在せる智略是なり、蓋し人間の智略は死を避けんと欲するに當りて發するより敏なるはなし、此等の英雄が斯かる亂世に身を置くに當りてや、一敗すれば國亡び身死するに至るべく、一勝すれば家を起し名を揚ぐるに足るべき程の機會なれば、其智略は辭然として盛なるものあり、整然として密なるものあり、戛然として速なるものあり、忽ちにして起り、忽ちにして止み、千轉萬化して社會に現はるゝもの固より極まりなし、是れ則ち斯かる社會の有様において、常に世に發生する所の現像なり。二千二百年代の末より二千三百年代の初に至るまで、北條氏は伊豆に起りて關東八州を討ち從へ、武田氏は甲斐に起りて信濃飛騨駿河上野を併せ、上杉氏は越後に起りて越中能登加賀を併せ、毛利氏は安藝に起りて山陽山陰諸國を併せ、織田氏は尾張に起りて近畿東山北陸の諸州を併せたり。皆大兵を擁し軍糧を貯へて、天下を併吞せんと欲するの志あらざるなし。

熟く此數氏が兵を用ふるの法を考ふるに、各々特別の軍形あり、譬へば北條氏の兵は務めて弱を

示し、其銳を避けて其羸を衝くものなり、其狀恰も敵の背後に向ひ其脚を抑へて引倒すが如し。武田氏の兵は正々堂々以て敵に向ひ、而して奇兵一隊急に其間に突出す、其狀恰も相組みて而して一拳不意に敵の胸部を衝くが如し。上杉氏の兵は團々として中堅を目懸けて進入し、苟くも之を破らざれば退かず、其狀恰も雙拳を振ふて交々敵の横頬を打つが如し。毛利氏の兵は謀を貴び鬪争を好まず、其狀恰も敵の身體を疲らして、而して後之を倒すが如し。織田氏の兵は弱は則ち之を討ち、強は則ち之を避け、一たび之を破れば則ち之に乗じ、敵をして自ら防禦するに暇あらざらしむ、其狀只管虚を窺ひ隙を尋ね、敵を備へざるに踏み倒すが如し。

蓋し仁者敵なしと云へる一語は、此等の數氏が因つて以て自ら強大を致せる事實に於て之を徵證する能はざるなり。數氏の爲す所を見るに、或は君父を追ふものあり、或は親戚を亡ぼすものあり、騙詐百出人を殺し財を奪ふも敢て顧慮する所なし、何ぞ曾て人民を塗炭の中に救はんと欲するの念あらんや、只だ其一身の私欲を遂げ私利を肆まゝにせんと欲するの一事に過ぎざるのみ。然りと雖も飢者は食を擇まず渴者は飲を擇ばずと謂ふが如く、足利氏末路の人民は封建糜爛の時に在るを以て、必ずしも重税を畏れず、必ずしも抑壓を憂へず、特に其恟々たる所は、己れが郡村の戦争の巷となり、貨財を掠められ生命を奪はれんとするにあり。彼の數氏は實に耕戰に巧みにして、敢て敵軍をして其領内を侵さしめず、以て人民の心を安ずるに足るものあり。故に人民多く之に歸服し、之をして強大に至らしめたり。されば數氏の能く強大を致せし所以のものは、敢て仁道を勉めしに

因るにあらずして、其私利とせし所の實に衆人の公利と合する所ありたるに因れり。是を以て數多の人民を統治し、之に重税を課し、之に壓抑を加へ、數々戰亂を營むも嘗て内顧の憂なし、愈々天下を併合するの志を逞くするを得たり。

舊慣を慕ふの人情は歲月の久しきを経るも尙ほ減ぜざるもの乎、彼の古昔英雄豪傑の輩出して久しく社會を統治したりし舊都城、若しくは累代人民の尊崇を得たりし宗家は、唯だ名のみを遺す有様に至るも、世人は之を愛慕するの念慮を抱き、久しくして變ぜざるものなり。王室及び足利氏の衰零して、帝都の日本を統治せざること既に久し、故に之を得るも勢を加ふるに足らず、之を失ふも威權を損するに足らず。然れども其名は自ら世人の耳目に存するを以て、天子を擁し將軍を助けて、都に兵を出すの一聲は直ちに英名を天下に傳へ、武人の心を震懾せしむるものありき。されば應仁以來海内紛亂の際と雖も、諸侯の少しく勢力あるものは、常に都に止まりて足利氏を助け王室を護りて天下に誇らんとしたり。天下の大名固より其威權を恐れずと雖も、亦た之を以て他の國郡に割據したる大名とは同一視せざるなり。是を以て彼の二千三百年代の初に當りて、海内に割據したる英雄豪傑が其志を屬したる所は、均しく都に上り足利氏を助け王室を挟みて、天下に號令せんとするの一事なりき。其四隣を併呑し其威力を蓄ふ所以のもの、實に從來旗を京師に樹つるの力を養はんと欲するの主意に出でたり、其狀さながら夏虫の暗夜に燈火を慕ひて四面より之に向ふが如し。

織田信長は其地勢の便なるを以て先づ都に入るを得たり、是時に當りて毛利元就、北條氏康、武田信玄、上杉謙信の諸豪傑は前後死亡し、其嗣子皆先人に及ばざりき。織田氏乃ち將士を分ちて各地に向ひ、將に従來割據の大名をして遺類なからしめ、其將士を以て之に代へ、以て天下を統一せんと欲するの志ありき。然れども其人たる殘忍嚴酷にして、久しく臣下の心を取る能はず、終に其臣下の爲めに弑せられ、其業中道にして敗れたり、實に二千二百四十二年なり。織田氏の倒れしち、天下再び解體せんとぞしたりける。是時に當りて、徳川氏は甲信駿遠參の五國を併せ、島津氏は殆んど九州を呑み、長曾我部氏は四國を併せ、北條、上杉、毛利の諸氏は尙ほ舊地に割據し、而して織田氏の諸將は各々其領國に分據して獨立の志あり、雲霧の將に大に合せんと欲して、風の爲に暫く妨げらるるの有様なりき。

羽柴秀吉は織田氏の將士なり、信長の爲めに仇を報いて勃興し、他の宿將を討滅し、若しくは服従せしめ、國富みて而して兵強し。是に於てか速に天下を一統せんと欲し、天子の命と稱して以て諸侯を招き、招きて而して應せざれば諸侯を率ゐて之を征す、而して強大にして輒く志を達す可からざるものは、或は母を質とし、或は單身國に臨み、以て之と和親し、終に能く足利氏以來分離したる日本の社會をして再び連合せしめたり。

然れども豊臣氏の海内を連合せしめたるは、實に外面の連合にして、其内實は未だ能く之を制服するの力あるにあらざるなり、諸侯の之に屬するも、過半は之に和親したるのみにて、其封領は依

然として舊に依れり、尾大振はざるの勢あるも、豊臣氏は大に之を減削する能はず、甘遇優待して以て一時を苟且せしのみ。其高官に上り瑤臺を起して、以て富豪を天下に示すが如きは、固より兒戯に類するものにして、永く英雄を維持する能はざりき。豊臣氏諸侯を削弱するを欲せざるにあらざるなり、唯だ之を決行するを危ぶみて、只管權謀を以て之を行はんと欲せり、故に諸侯一たび之を拒めば、之を行ふ能はざるなり、毛利氏に養子を與へんと欲して、小早川隆景に拒まれたる類多し。其末年に至りて、失望の極、終に征韓の軍を起して天下を混亂するに至れり。故に秀吉の死するや、天下の諸侯獨立の心を蓄ふること、足利氏の初よりも甚しくして、再び戰國紛亂の有様に戻らんとぞしたりける。

是時に當りて徳川家康威望最も高く兵力最も強くして、諸侯及ぶものなし。諸侯の勇材あるもの、先づ徳川氏を除きて、而して自ら其私を遂げんと欲し、連合して關ヶ原の戰を起せしも、徳川氏は一戰に之を破り、以て天下の諸侯をして震懾せしめたり。是に於て浮田、長曾我部の封土を沒收し、大に毛利、上杉を削弱し、其他の小諸侯をば討滅若しくは責罰し、以て名を好み功を喜ぶの姦雄武夫の爲めに、天下を亂るなからしめたり。是より政權上にありて能く天下を制服し、永く戰亂の跡を社會に絶ちて、海内人民をして泰平に安んぜしめたり、實に二千二百六十年の頃なりき。

されば元弘建武の頃、我日本の社會に於て、協和の約束を絶ちしより、殆んど二百七十年にして、初めて泰平の日を見るを得たり。蓋し其内二百餘年間は封建門閥の氣風尙ほ世運に浸染し、凡庸の武族を以て人民を支配せしかば、其の協和は年毎に解體して、遂に一郡一村互に割據するの有様に

まで離散せしかども、その極に至るに及びて、門閥の事全く跡を絶ち、高材逸足の士其筋骨と其智略とを揮ふて社會に興起し、是より以後漸次に集合の點に進めり。嗚呼弱の肉は強の食とは、世の開進を成就するに於て避く可からざるの事實なるか、彼の二千三百年代の初め、世に輩出したりし英雄豪傑が其隣國を併呑し、以て大國を形造りし後にあらざれば、織田氏の兵鋒銳なりと雖も、其國を廣むること彼の如く速なる能はざるべく、而して織田氏の攻伐四出、以て海内を震懾せしめたる後にあらざれば、豊臣氏の百方媾和を主として以て親和を求むるも、諸侯は輒く首を垂れて之に服従するを肯んぜざるべし。而して豊臣氏の甘遇優待以て諸侯を連合したる後にあらざれば、徳川氏の威風當時に雙びなきも、焉んぞ能く一戰して天下を震懾せしむる此の如くなるを得んや、然らば則ち二千二百年代の末より二千三百年代の半頃に至るまで、我國の氣運は英雄豪傑の智略則ち私利心の助を得て、年ごとに集合に向ひ、終に幽暗の雲霧を排除して、青天白日の光を世に顯はすを得たりと云ふべきなり。

抑々天は有道に與みすと云へり、蓋し社會の人永く己に不利なるものに與みせざるの意なるべし。足利氏季世の戰國より漸く集合に進みし順序を考察せば、以て其言の確實なるを知るべし。夫れ織田信長の死せし後、其將士の主家を爭奪する彼の如きものは何ぞや、豊臣秀吉の死せし後、其臣下の其國を紛亂する此の如きものは何ぞや、豈に其平生の行事に於て、臣下の心を取る能はざるものありしに因るにあらずや。徳川氏に至りては、上下の相密著すること恰も一身の如く、其利害能く

一致せり、故に士卒の敵に向ふや水火を避けず、蓋し徳川氏の天下を得る所以のもの、智略遠謀の之を助くるもの固より多しと雖も、臣下の勇武を固結し以て之に至らしめしもの多しとす。故に家康一たび瞑目すと雖も、家臣永く徳を慕ひ、忠義を其子孫に盡さざる無し。是れ家康の利益は臣民衆庶の利益に一致せしに因るにあらずや、余是を以て道德の理を知ると云ふ。

## 第十章 徳川氏禍亂を戡定せしより二千五百年代の末に至る

徳川氏の兵一たび關ヶ原に勝つや、天下の向ふ所既に定まれり、勝敗を觀望したりし諸侯は勿論、抵抗せしものと雖も、皆首を垂れて徳川氏に降り、其指揮を奉ずるに至れり。然りと雖も是時に當りて海内に割據したりし諸侯は、皆嘗て豊臣氏の歡遇優待を受け、大國を領し大軍を有し、弓箭の道に於ては、吾こそ日本一の剛の者なれと自負して、死をも厭はざるの人々なり、其千軍萬馬の間に驅突するや、勇氣凜々として或は壯馬を高嶺の雲に驅り、或は長鎗を曠原の風に揮ひ、以て敵軍の耳目を驚かせり。故に社會の平和は以て其希望を遂げしむるの機會にあらざるなり、閑居無事は以て其心を慰むるの道にあらざるなり。朝鮮の戰に其志を得ずして歸れり、彼れ常に其心に於て快からざる所あり、關ヶ原の一戰は僅に一日にして勝敗を決せり、以て其望を滿たしむるに足らざるなり。故に常に脾肉を撫して天下の亂を思へり、徳川氏は亂を防ぐものなり、故に常に天下の變を待てり。

若し夫れ徳川氏の天下を經紀する方法をして、夫の豊臣氏の如く若しくは足利氏の如く緩慢ならしめば、決して此英雄の名譽心を抑制して永く太平を保つ能はざりしならん。幸なるかな、徳川氏の組立は鐵石の碎くべからざるが如くなりき、其君主たる家康は仁徳の人にして、當時の諸侯能く及ぶものなく、其家臣は皆忠義の人にして君家の爲めには水火をも避けず、之を仰ぐこと親の如く、之を見ること子の如し、君仁にして臣義なり、故に固結して離るべからず、此固結せる一體を以て關東形勝の地に據りて、以て海内英雄の名譽心を鎮壓せんとしたり、其壓するもの太だ重しと雖も、其支ふるものも亦強し、關西の諸侯の如きは未だ俄に屈服せざるなり、危いかな上下の軋轢一たび起らば、其結構は忽ち破解せざるを得ず。

是時に當りて豊臣氏二たび兵を大阪に起して其舊臣を招き、此結構を破壊せんとしたり、然れども其力能く當時の氣運を挽回するに足らずして、終に滅亡するに至れり。此二回の戦闘は却つて徳川氏をして諸侯を壓伏するの好機會を得せしめたり、往年觀望を抱きしもの、及び徳川氏に向ひて兵を執りしものは、其罪を贖はんが爲めに、皆徳川氏の爲めに財を費し兵を出して徳川氏を助けたり。是に於て命運既に歸する所ありて復た動かすべからざるものとなれり。豊臣氏且つ之を動かす能はず、況んや其他の諸侯をや、徳川氏の命ずる所、一に之を遵奉せざるを得ず、即ち諸侯の質を江戸に徴し、其項を扼して其背を撫せんとするも、諸侯首を垂れて之に従ふに至れり、是れ徳川氏天下を制するの第一の政略なり。

諸侯の質を取りて以て天下を制するに至り、徳川氏の威權大に伸張する處あり、然れども封建の俗たる、血脈の愛は深く頼むに足らず、若し夫れ徳川氏が諸侯を制するの政略をして、特に此に止まらしめば、家康死するの後、諸侯或は其生命と領國とを抛ちて、其名譽心を慰せんと欲するものなきを保つ可らざるなり、是に於て徳川氏の目的は、親藩を各道の要地に配付して、外様大名と境を接せしめ、以て之を鎮壓せしむるにありき。家康の時より著手し、三代將軍の時に至りて全く成就したる諸侯配置の有様を見るに、關八州は盡く譜代の大名を置きて以て中軍を形どり、其東海道の尾州の親藩を置き、南海道に紀州の親藩を置き、以て東海道を塞ぎ、京阪に通ずるの路を開き、北陸に於ては越前に親藩を置きて、以て加賀の前田に備へ、畿内に譜代を置きて以て京師を護り、大阪形勝の地は幕府にて、之を直轄し、其中國に於ては親戚なる兩池田を備前因幡に、淺野を安藝に置き、以て毛利氏に備へ、其九州に於ては、前には黒田、後には細川を置き、大に之を封じて其歡心を買ひ、以て島津氏に備へ、伊豫に松山、讃岐に高松等の親藩を封じて、以て山内氏に備へ、東北には水戸會津ありて、伊達上杉等に備ふ、其他外諸侯の傍には必ず二三の譜代大名を封じて、常に其虚實を窺はしむ、是れ實に徳川氏天下を制するの第二の政略なり。

此處大に未廣重恭君の補正を蒙れり。

然れども徳川氏は尙ほ之を以て足らずと爲し、諸侯を貧弱ならしめて以て其自立の力を失はしめんと企てたり、其方法極めて多し。例へば徳川氏又は其親藩の城池を築くや、必ず外諸侯に課す、帝宮若しくは諸廟を建つるや必ず外諸侯に課す、勅使の饗應、罪人の管守、亦之を外諸侯に課す、



其他事の大小にして費の多なるもの、一として諸侯に課せざるなし。其會計償はざるに至れば、紙幣を發して其缺乏を補ふを許し、財政上の困難を以て其威力と精神とを消耗せしめたり。其少しく指揮を奉ぜざるものあれば、直に令して曰く、命を奉ぜざれば宜しく國に就きて大旆の出づるを待つべしと、其嚴且つ烈なる大慨此の如し。家康は下に忍ぶの人にあらざるなり、而して其抑壓の此の如きものは、豈に寛貸の封建諸侯を制するの道にあらざるが爲めならずや、是れ實に徳川氏天下を制するの第三の政略なり。

すべて此等の大策は徳川氏が當時の雄藩豪將を壓服せんが爲めに用ひたる所なり、而して其功を賞するを見るに甚だ驚くべきものあり、諸侯の功あるものは徳川氏必ず之を賞し、未だ功ありて賞なきを聞かざるなり。然れども其賞たるや佩刀なり名馬なり金帛なり、衣服なり言語なり拜謁なり、其の土地を分つに至りては必ず小藩に限る、大藩に至りて之を存するは削らざるの賞なり、之を削るは滅せざるの賞なり、嗚呼何ぞ其吝なるや。豊臣氏の諸侯に對するや、之に與ふるに土地人馬の富を以てし、之を慰むるに盛宴大會を以てし、歡遇優待して以て之に接せり。徳川氏其後を受け、其嚴且つ吝なる此の如し、家康は豈に其危道なるを知らざらんや、偏に以爲らく、天下の權衡を保たんと欲せば然らざるを得ず、諸侯の背かんと欲するものは宜しく背くべし、一時を假定する豊臣氏の如くにして成らんより、寧ろ成らざるに如かずとて、斷乎として之を行ふ、其膽力亦大ならずや。

斯の如き抑壓をして、若し私心あるもの、手に發せしめば、假令兵馬の力ありと雖も、能く久しく諸侯を制服せしむるに足らざるべし、家康平生の行ひ信義を重んずる事は、當時の諸侯と雖も、能く知る所なれば、好みて此の嚴烈を行ふに非ざるを許し、敢て之に服せずと雖も、亦之に背くに至らざりしなり。

斯く諸侯を制服すると同時に、王室の威力を抑へ、以て亂離の基を防ぐの方略は、家康の胸裏に發出したり、是に於て公家法度十七ヶ條を撰して、天子、親王、公家、門跡等の權限を定め、専ら其思想を詩歌管絃の遊技に止めしめ、以て政事に干與するを制せり。蓋し足利氏の末、天下紛亂して王室頽廢を極め、世人其尊貴を知るものなきに至れり。織田氏京師に入るに及びて、大に王室を尊崇して以て天下に號令せり、豊臣氏に至りて愈々之を尊奉し、之に因つて自ら高官に拜し、織田氏の遺孤を排して他の諸侯を制御したり。故に王室を尊ぶの人情は、二氏の間に至りて大に世に發揚したり。徳川氏の王室を孤注とする、二氏の如くならずと雖も、將軍を以て諸侯を率ふるに至りては、全く二氏の遺法に據れり。夫れ王室既に名爵を與ふるの源となりて、而して徳川氏は其爵を受くるものなり、其爵を受けて而して其爵を與ふるの人を抑へんと欲する甚だ難し。而して天下をして永く平安ならしめんと欲せば、其政令の出づる所を一にし、王室を政權の外に置かざる可らず、其方法甚だ難し。徳川氏は淳和塾學兩院の別當たるを以て、公家方を支配するの權ありと雖も、如何にせん公家は官位貴くして、徳川氏老中輩の能く匹對し得べきにあらず、加ふるに勅命を稱す、一應の勅命

は徳川氏之を拒むの權ありと雖も、再應の勅命は奉ぜざるべからざるなり。但だ當時の公家たるもの積衰の餘を受けて皆氣力なく且貧困なりき、故に京師の所司代には、常に非常の人材を撰びて之に任じ、其智辯と金權とを以て巧みに王室を抑制したり、是れ徳川氏天下を制するの第四の政略なり。此の如き大策を行ふに、家康一人を以てこれに當らずして、専ら嗣君をして之が主任たらしめしは、最も深慮の存する所なり。彼の大阪の二役より以後の事は、家康既に老して、嗣君秀忠將軍たるの時に行はれたり。夫れ嗣君の幼にして其家を治むる能はざりしは、織田豊臣二氏の以て亡ぶる所なりき、家康の勇武を以て此の如き政略を行ふに、一人を以て之に當る、素より避けざる所なり。然れども公在世の間は可なり、公死して嗣君天下に威なくんば、徳川氏は復た織田豊臣二氏と一般ならんのみ、故に大阪の二役より以後は、秀忠をして常に兵馬の權を握りて諸侯を統御せしめたり。されば家康死すと雖も、徳川氏の威權は己に堅固なり、然れども是等は實に家康が大策の概略に過ぎず、其他の細事に至りては、一々枚擧するに遑あらざるなり。

斯く周密なる謀計に網羅せられて、王室並に天下の諸侯は皆其分に安んじ、毫も手を出す能はざりき。然れども猛將勇士の胸裏に埋藏せる名譽心は未だ以て消耗せざるなり。家康の終りに臨み諸侯に告げて、天下は一人の天下にあらず、將軍失徳あらば、諸侯其任に適するもの宜しく自ら執るべしと云ひ、又秀忠が天下將に亂れんとすとの一言を聞きて、欣然として瞑目せられしを見れば、當時英雄亂を思ふの氣未だ消せざるあるを知るべし。

家康の死せられし後秀忠既に將軍たる久し、資望既に定まれり、而して秀忠の人たる、孝順にして善く祖先に事へ、王室を尊崇し諸侯を愛撫せしかば、嘗て人心を失ふことなし。其諸侯に對する、一に家康在世の時のごとく、一毫も假す所なかりき。然れども其意全く祖宗の法を重んずるに出づるを以て、天下の諸侯其徳の慕ふべきを知つて其の忌むべきを見ず、故に敢て其生命と領土とを抛ち、萬一を期して以て名譽心を慰するもの有る無し、荏苒歲月の久しきを經るに及びて、諸侯皆富貴の樂しむべく戦争の嫌ふべきを解し、徳川氏に頼りて永く治安を受けんことを欲するに至れり。秀忠亦早く其職を嫡子家光に譲りて、大政を參り聞くこと十年にして死去せられたり。

家光の將軍職を繼がるゝや、戦國の勇士は前後死亡し、開化の樂み大に社會に現はれて、武功の望は全く雄藩の間に消耗したり。是に於て諸侯を召して曰く、我祖卿等の力に因りて天下を定めたり、故に賓客の禮を以て之を待てりと雖も、家光に至りては、生れながらにして天下に主たり、自ら先世と同じからず、故に今より卿等を待つ譜第と同一なるべし。若し心に快とせざれば、宜しく國に就て熟慮すると三年、以て去就を決すべしと。諸侯之を聞き皆懽服す。是より外諸侯も盡く徳川氏の家臣となりて、其封を徳川氏に受くるに至れり。家光は聰明果斷の主にして、賢相亦此時に輩出したりしかば、徳川氏の文物制度は全く此時代に成れり。彼の家康の企てられし諸侯參觀交代の事、親藩配置の事、諸侯の邸宅を設置する等の全く成就したるは實に家光の時にあり。其他大老の職を置き諸奉行の任を分ちしも此時にあり、鑄錢の事、尺度權衡の事、亦此時に定まれり。三都

の地租を免し都會を旺盛ならしむるの政略を行ひしも此時にあり。家光の職に在る二十七年、能く徳川氏をして天下に重からしめたり。天下の大勢茲に至りて全く定まれり。故に一片の紙を下して、大藩を廢滅移封すること掌を反すが如く、封建を以て天下を治め、永く人民をして太平を樂ましめしものは全く此の力に基けり。

然りと雖も右の諸公が諸侯に對するを見るに、常に其意を失はん事を懼れて、敢て猥りに諸侯を煩はさず、十分に其獨立の治權を領内に行はしめて敢て之を問はず。諸侯を役使するが如きも、同時に數多の諸侯に命ずることなし、必ず二三若しくは五六の諸侯に課せり、是れ其勢をして連合せざらしむるなり。故に諸侯皆謹みて其命を奉じ、唯だ其愛を失せんとを恐れ、其負債を増すを憂ふるに違あらざるなり。彼の徳川氏の世に當りて創立したる金城瑤臺、今日に存するもの極めて多し、若し郡縣の時にして此の如き驕奢を擅にせば、其滅亡する期して俟つべし、然るに徳川氏にありては、實に天下を制するの政略に出でたり、亦奇ならずや。又諸侯を亡滅するが如きは、實に法律上止むを得ずして之を行ふが如し、而して偶ま其封土を沒收する時あるも、徳川氏は必ず其舊功を記し其遺孤を重封せり、故に諸侯皆其法律を守るの嚴なるを懼れて、其情義の厚きに感ぜり、是れ徳川氏が政略の密にして、能く當時の世態に適したる所以なり。

故に徳川氏と諸侯との軋轢全く平均するに及びて、上下の關係は十分に能く整頓せり。彼の祖先が馬上の軍功に因りて領したる土地は、其子孫地方官となりて之を治め、租税より裁判の事に至る

まで其領内の事は、凡べて家臣に命じて之を司らしめたりと雖も、若し其家政の治まらざるときは、徳川政府より之を譴責するの大權を有せり、然れども太平の久しきに從ひて、其領内の政治は全く國老の手に歸し、其主人たるものは唯だ逸樂して歲月を送れり。故に徳川政府の基礎は、二千三百年代の中頃より其末に至るまで、殆んど五十年間に成就したりと云うて可なり、此際に英雄亂を思ふの氣は全く消耗し、諸侯復た徳川氏を覆へさんと欲するものなし。

徳川政府が諸侯を抑ふるの目的は十分に其功を奏せりと雖も、政事上の望は人心より排除すべきものにあらざるなり、徳川政府の組立てたる、素より封建を以て成りたるものなれば、民間に在りて才能を抱くものありとも、出て、政權に干與する能はず、其制度の弊習を改良せんと企つるも、之を口に發するを得ず、其積弊や必ず一たびは破裂せざるを得ず。されば三代將軍の時に當りて、肥後の島原に耶蘇宗を以て人民を煽動し、再び天下を混亂せしめんと企つるものあり、三代將軍の死去の時に際して、三都を燒き拂ひ天子を狹みて、徳川氏を倒さんと欲するものあり、此大謀を企つるものも、初より其事の成らざるを知ると雖も、唯だ英雄名を好むの心より、空しく老死せんよりは、寧ろ醜名を萬世に傳へんと欲するにあるが如し。而して此等の容易に征服誅戮せられしより、愈々徳川氏の政權は人民を以て之を争ひ難きものなることを世に知らしめたり、何となれば徳川政府の組立たる、地方政府と中央政府との權衡甚だ堅固にして、徳川氏を倒し得るとも、大名を懷けざれば、政權を保ち難き姿なれば、人民の力を以て之を覆へさんと欲するは、到底望むべからざれ



譜代の諸侯を重んじ、常に之に政權を委ねんと欲し給へり、蓋し忠義の士は多く譜代の家に出づるを以てなり。故に重臣專横の際若しくは將軍幼稚の際に當り、全く其力に據りて能く之を防止せし事も多く之ありと雖も其弊の生ずる所以も、亦之に存せり。其故如何となれば、抑々富貴に生るるの人は、民間の疾苦を知る能はざれば、才智ありし者の子孫と雖も、多くは暗愚に陥るものなり、此人にして百般の政務を裁決せんと欲するも固より得べからず、故に必ず才智あるものを引き、之に委託せんと欲するに至るべし。さて其才智ありとして選擇せらるゝものは、果して如何なる人物ぞや、蓋し政治上の事務は名利の存する所なれば、君子と小人との別なく、共に其選に與からんことを欲するなるべし、然れども斯かる貴族の眼力に於ては、節義ありて面折抵争する者よりは、奸佞にして意を迎ふる者を才智ありと信ずるものなり。されば此人にして一たび貴族の選に逢はば、是より累進して主君を籠絡するまでに至る事、其方寸の内にあるとなり、何となれば其對遇する所皆暗愚の貴族なればなり。既に主君を籠絡するに至れば、是より酒色を勧め、祭祀を行ひ、其心志を迷はし、政事の考を起さしめずして、而して己れ全權を握りて官吏を黜陟し、滿堂皆自己の黨派となして、終に君家を滅さんとの大望を發するに至ること、是れ人情の自然なり。されば下位より上進して政權を執りしもの多くは悪人にして、其奸謀を行ふこと常に右の如き順序を取れり、唯だ僅に外諸侯の己に服せざるを憚りて、顧慮する所あるを見るのみなりき。故に常に良善の重臣を得るの方法に於て、徳川氏の制未だ完全ならざる所あるが如し。然りと雖も封建の制徳川氏の如きも

のにして、其完全を望むは蓋し得べからざるべし、徳川氏の如きは最も能く其弊を防ぎ得たるものと云ふべきなり。

斯く中央政府に於て重臣の弊を見ると同時に、地方政府に於ては更に甚しき有様を示せり。夫れ雄才狡猾の人は、何れの世にもあることなれば、若しその私を爲さしむるの間隙を制度の内に見るあらば、直に之に乗ずるもの出づ。是時地方政府の内情を探ぐるに、其君主は幼より婦人の手に人となりて、是非得失を辨別するの智識もなく、唯だ逸樂をのみ事とせり。而して徳川氏の如く其政治を監察するもの少ければ、其宰臣たる者にして如何なる事を企てんとするも實に爲し得べきなり。役人任免の權己にあれば、己が黨派を作ること極めて容易なり、裁判の權己にあれば、其惡を蔽ふこと甚だ容易なり、而して其君主にして庸愚なれば、之を殺すも生かすも亦容易なり。されば惡意を逞しくして其宗家を亂るもの多し。黒田騷動、倉橋重太の惡、越後騷動、小栗美作の惡、伊達騷動、原田甲斐の惡計、小笠原騷動、犬神兵部の惡計、前田騷動、大槻傳藏の惡謀、秋田騷動、那川采女の惡謀、仙石騷動、仙石左京の惡謀の類、皆奸臣の虚に乗じて地方に顯はしたる現像なり。其他斯かる表向き沙汰に至らずして止みしものも蓋し多かるべし。之を要するに、徳川氏の時下位より昇進して政權を取りしものは多くは悪人なりき。

されば徳川氏の時にあたりて、小人位にあるの弊習は、日本の各地に洽ねかりき、是れ封建の制度に於て免かる可らざるの弊害ならざるを得ず。然れども封建政治の利益も亦時々現はれたりき。抑々斯かる姦臣の其私欲を逞しくせんと欲するや、必ず忠臣義士の其宗家の爲めに死をも厭はずし

て之を防ぐものあり、其心中を察するに、一點の私利心なく、唯だ君家の利是れ重んずるを知るあるのみ。蓋し人の天性は自愛に切にして他愛に疎なるものなり。此二心共に私利心に出づ、第二卷を參見せよ。然るに其心志此の如く變ずるものは、實に封建世祿の制を以て、累代恩義を蒙られるに發するものならん。抑々忠良の人其君に事ふるに至りては、固より譜代と新參との別なかるべしと雖も、其主君を愛し其君家を重んずるの情に至りては、譜代は新參より親切なる處あらざるべからず。されば徳川氏の時、善良なる家臣が其政權を執るに當りては、常に君家の爲めを思ひ、諸務を施行して一點の私なく、後人をして其の赤心を感歎せしむるもの多かりき、是れ則ち徳川家康の譜代を重んじたる所以にして、封建政府の據つて以て立つ所の基本ならざるを得ず。

斯の如く二千四百年代の初より二千六百年の初までを經過し、世の有様は全く無事にして、上下安逸を樂しむにより、中央政府は地方に顧慮する所なくして、其内政弛みて右の如き現像を生じ、而して地方政府も亦中央に従ふの餘に爲す可き事もなければ、自然に其内政は此の如くなりたり。一方の源因は一方の結果を生じ、其結果又他の源因となりて他の結果を生じ、連綿として相照應したりしかば、社會遊逸の勢は靡然として風を爲せり。其間に明君賢相出て、此弊を矯めんと欲し、一時社會逸樂の長夢を覺醒したることありと雖も、如何て永く社會の勢に抵抗するを得んや、暫時にして再び以前の有様に立ち戻れり。蓋し敵國外患なきもの、國常に亡ぶと云へり、此時の人々は皆世に懼るべきものあるを知らずして、日本孤島内の太平に沈醉し、唯だ遊樂のみを事とせり。

嗚呼二千四百年代及び五百年代太平社會の現像を以て、之を二千二三百年代戰亂社會の現像に比するに、その相異なるもの如何にぞや、共に是れ封建政治にして諸侯各地に割據せるも、一は人民相殺害し、一は人民相和樂せり、其の之を致す所以のものは何ぞ、中央政府と地方との權衡相平均せると否らざるとに因るなり。

## 第十一章 徳川氏治世の間に世に現はれたる開化の現像

斯く世の有様靜定するに至れば、社會の有形及び無形の現像は大に進歩せざるを得ず。彼の戰亂紛紜の間にありては、人民は饑渴して飲食を擇むの暇なければ、衣食住の有様は進まんと欲するも得べからざれども、太平の世となりては、其需要を抑制せらるゝことなきを以て、偏に筋骨を勞し其欲する所を求めて、其生涯を快樂ならしめんと欲するものなり。之に於てか開化の源素は、草木の春風に逢ひて嫩芽を發するが如く、太平の空氣に養はれて、勃然として發育する事其れ防ぐべからざるなり。抑々人の天性は生を保ち死を避くるものなり、生を保ち死を避けんを欲するには、衣なかるべからず、食なかるべからず、住なかるべからず、而して其衣なり食なり住なり、皆饑寒を防ぐ丈にて足れりと云ふにあらざるなり、其膚に弱かに、其口に甘くして、其風雨を防ぐに密ならんとを望むものなり。此望を達せんが爲に、人々は其智力を働かさざるを得ず、故に貨財の有様進歩するや、人心の内部同時に進歩す、人心の内部進まずして貨財の有様獨り進むを得ず、貨財の有

様退かずして人心獨り退くを得ず、何となれば智力を發達せしむるものは貨財にして、貨財を蓄積せしむるもの人心なればなり、今其進歩の順序を説かん。夫れ物の進歩に性質と分量との二種あり。譬へば分量の進歩を云へば、古の人は衣一襲食一菜にして、家屋家財の數も少かりしに、今は衣數襲食三菜、家屋家財の數も極めて多きに至りしは分量の進歩なり。又性質の進歩に就て云へば、古の衣は織り方も粗末にして糸も太く、食は舂き方も疎にして料理も下手に、家根は葦葦にして柱は丸木なりしが、今の衣は織り方も精密にして糸も揃ひ、食は舂き方も精しく料理も上手に、家根は瓦葺にして、柱の削りも滑かになると云ふが如きは性質の進歩なり。大凡そ社會の進歩せる時とても貧者もあり富者もあることなれば、古のもの悉く性質劣れり、今の物悉く勝れりとは云ひ難し。古は貧者の需要に應ずべき衣を織り出すことも知らざりしを、今は廉に之を織り出すの術をも發明したれば、古の上と今の下とを比較せば、素より優劣處を異にするものあらん、只だ古の貧者と今の貧者と其快樂の度如何、古の富者と今の富者と何れが需要を満すの便あるかと云へば、自から世運進歩の理を知るを得べし。

凡そ人の需要は限りなきものなれば、貧者は固より、富者といへども常に失望を抱くなるべし。然れども社會自ら生計の度と云へることありて、一般の人民は之を標準として勤勞するものなり。譬へば古へ綿衣を以て常の衣類とせし時に於ては、當時の人は此度まで上らんと欲して勤勞すべし、今の人は絹布を以て常衣となせば、世人皆此度まで上らんと欲して勞作すべし、故に古の人は

綿衣菜食にして窮し、今の人は絹衣肉食にして窮す、共に其窮たるを免かれずと雖も、この生計の度は一般に進めり。然れども此生計の度なるものは容易に進むべきものにあらず、或は政府に於て制限せざれば、人民の驕奢度なきが如く思ふものあれども、決して然るものにあらず、此生計の度なるもの、一般人民の財本の増殖に連れて進歩するものなれば、實に開化の標準と爲すに足るものにして、決して破産の階梯とは見るべからざるものなり。

然れども此開化の標準は明細に知るを得ず、中等社會を以て標準と立つべき乎、其中等なるもの種類多し、未だ如何なる飲食、如何なる衣服、如何なる住居を以て、中の中なるものと定むべからざるべし。當今且つ能はず、況んや往日の史家此事に注意せざりし時に於てをや。今より往日を顧みれば、漠然として雲霧を望むが如し、嗚呼我れ何を本として開化の史を記せん。

且つ夫れ社會の進歩するや、職業の種類日々に相分れ、凡百の貨物を製出して、以て人間の需要を満たさんとす、其職の分れ、貨物の出づる、以て文運の進むを表すべし。今日の世の職業と貨物とを以て、之を戰國の時に比較せば、その多きこと實に云ふべからず、抑々此職業貨物は何れの時に分れて何れの歳に始まりしか、今日現に其分れ其始まるものと雖も一々記すべからず、況んや往日の人之を注意せざるもの多きをや、嗚呼余何に據りて開化の進路を記せん。

故に精細なる進歩を記するは難事たらざるべからず、加ふるに余の寡聞を以てす、焉んぞ其萬一を窺ふを得ん、唯だ見聞に任せて左の一表を製出し、以て開化進歩の概綱を會了するの資に供する

## ○戦國の頃

足利氏の末より二千二百六十二年(慶長七年)まで

## 飲食

〔おあん物語〕 おれが親父は知行三百石取りでいられたが、其時分は軍が多くて、何事も不自由な事でおじやつた。勿論用意は面面貯もあれども、朝夕雑水たべておじやつた。おれが兄さま折々山へ鐵炮打に參られ、其時に朝菜飯をたいて、晝飯にも持れた。其時に我もなめしをもらうて、給ておじやつたゆゑ、兄様をさいさい勸めて、鐵炮打に行とあれば、嬉しうてならなんだ。(中略)又晝飯なぞ喰ふといふ事は、夢にもないこと、夜に入り夜食といふ事もなかつた。

〔加藤清正七ヶ條〕 食は黒米たるべし。

〔小笠原小實記〕 山海の珍味は蕨、梅干、くらげなり。

## 家屋

〔三省録〕 御人國のとき、遠山の居宅は日光そぎ甲州そぎなどを以て葺く、臺所かやぶき。

〔石川氏筆記〕 天正年中までは家に兩戸なく、天文までは木綿なく、皆麻の衣類なりし。

## 衣服

〔おあん物語〕 さて衣服もなく、我が十三の時、手作りの花染の帷子一つあるより外はなし。一

つのかたびらを十七の年まで着たるによりて、脚が出て難儀にあつた。せめてすねの隠れるほどの帷子一つほしやおもふた。

## 夜着

〔近代世事談〕 夜着の事、慶長の頃より専らにすと云ふ、昔は小寝巻とて、常の衣服のすこし大なるを下に巻きて、其上に蒲團をかけて、上つ方も之をめしたり。

〔同書〕 蒲團は蒲にて作りたる團座なり、木綿の渡らざる以前には、庶人の冬の衣服には蒲芦の穂わたを入れて着たり、よりて布の子の名あり。

## 婚式

〔三省録〕 元龜のころには、高祿の武士の妻女も、乗物に乗ることなく、嫁入の時だも、麻のかつぎを着て、負木といふものに尻かけて、うしろさまに負はれて行きける。

## 女の髪

婦人の髪を結ぶに稻藁を用ふ。女出て歩むときは、必ず麻のかつぎをいたゞく。當時の書畫を閲するに、下々のものも、髪を束ねざるもの多し。

## 帯

〔京傳骨董集〕 文祿前後より寛永の頃までの古畫を見るに、男女ともに絲を細こにし繩なわに似たる、兩はしに總をつけたるを、幾重ともなくまはして、帯にしたる體數多見えたり。其色は白あ



り紅あり、青黄赤など交へて粉色したるものあり。按ずるに、是は所謂名古屋帯にして、昔肥前の名古屋にて唐糸をもて組みたる故に、名古屋帯とも又組帯ともいひしと、或人いへり。

#### 浄瑠璃及び歌舞伎芝居

戦國の頃に専ら行はれたるものは、則ち猿樂則ち能狂言の芝居なり、而して又平家物語を琵琶に合せて語りしものあり、又説經、歌念佛、讚語など名づけて、鉦鼓を鳴らして、佛弁の縁起を唄ひて、佛道を勧めしものありと云へり。二千三百年代の中頃に至りて、浄瑠璃出來て、稍々謠の節に似寄りたる節を以て、浄瑠璃物語、酒頭童子、山姥の事などを語る、皆扇子又は手にて拍子を取りしと見えたり。此時に至りて傀儡師また起れり、其始祖上村日向少椽百太夫は、元來人形を作りて禁裏へ奉りし者なるが、浄瑠璃を語りて人形をあやつり弄びたり、是より人形遣ひの受領、自から浄瑠璃語の爲に奪はるゝに至れり。戦國の末に至りて蛇皮線琉球より傳はれり、舊と二絃の樂器なりしが、泉州堺の盲人中小路之に一絃を加へ、三味線と爲せり。慶長の頃、澤角(或は澤住)と云へる盲人琵琶の上手なりしが、又三味線をも手練し、琵琶に平家を合する如く、三味線に浄瑠璃を合せて弾けり。是に於て三味線、傀儡、謠曲の三者合せりと見えたり、

〔東海道名所記〕 浄瑠璃は其比(即ち慶長の末)京の次郎兵衛とか云ふ者、後には淡路の丞と受領せし西の宮の夷がきを語り、四條川原にして鎌田政清が事を語りて人形をあやつり、其後がうの姫あみだの玉手わりなどと云ふ事を語りたる次に、河内左内といふもの出たり。女にも南無右

衛門、左門よしたかなどとて、浄瑠璃を語りけりと。

此時出雲の女巫に阿國と云へるものあり、鳧鐘を首にかけ、塗笠に紅のこしみのを纏ひ、笛鼓に拍手を合せて念佛踊を歌舞す、名古屋三左衛門と云へる狂言師を夫とし、傳助と云へるを語りて、舞臺を立て、種々に舞ひをどる、是れ歌舞伎の初めなり、然れども此時未だ三味線を用ひず。

#### 繪畫

〔近世名家書畫〕 我邦上代の丹青名家は姑らく置き、今に其門庭の存して衰へざるは土佐氏、狩野氏なり、之を和畫専門と云ふべし。土佐は上代の遺風を傳へ、狩野氏今傳ふる處は一定あり、されども當時狩野正信は小栗宗丹に學び、其後周文の弟子となり、又人物は宋の梁楷に倣ふと。書にも見えたり、之に繼ぎて嗣子元信は出藍の目あり、永正の頃(二百六十年の頃)其畫を明國に傳へければ、彼國知勤縣の鄭澤といへる人を見て、畫法は趙昌、馬遠の如しと贊美せり。然れば元信父子は、土佐の如き専ら和法のものとは一様ならず。狩野氏世々能手に乏しからず、探幽に至りて、天敏の伎倆もて其畫一變せり、之を獨出の宗派ともいはんか。其より尙信、永眞の輩相續て其妙を傳へ、是に於て狩野氏の家法一定して今に及ぶと云へり。土佐狩野の外、雪舟禪師専ら漢畫を師として北宗を慕ひ、其畫三昧に入れり。明の成化年中、彼國に至りし時、四明の徐璉と云ひし人、詩を贈りて久用詩賦超方外、躡有丹青落世間の句あり、これその詩畫を并

せて、華人の鑒賞すること此の如し。禪師の畫法衣鉢を受る弟子、雪村をはじめ名手すくなからず、又俵屋宗達は永徳に畫法を學び、尾形光琳は安信に學び、惺々翁は山樂に學ぶと云へり。後各學ぶところをすて、更に本朝古式を慕ひ、別に一家をなせり、之を能く學ぶと云ふべし。漢土の畫法には南北二宗と云ふことあり、我が邦如拙、周文の如きは、宋元北宗名手の法に倣ひ其名殊に高し。故に此際昔時の名家は概ね北宗にして、所謂南宗の畫法はいまだ世に行はれず。

見世棚

〔骨董集〕 今の世に商人の物賣る所をたなとも、見世ともいふ、古へは家の端に棚閣をまうけ、其上に萬の賣物を置並べて、賣れるゆゑに、たなといふ名起れり。其棚は賣物をすゑ置き、往來の人に見せて、賣らんためにかまふる物なれば、古へは見世棚ともいへり。後の世には其を下略して、見世とのみもいひき云々。

此書中に二千年代の末の京都四條の見世店の畫を示せり。其景況恰も現今の床見世に類せり。其頃の京の商店は凡べてかゝる有様と見えたり、田舎の商人の如きは如何なりしか。

江戸錢湯風呂

〔そごろ物語〕 見しは昔、江戸繁昌のはじめ、天正十九年卯年の夏の頃かとよ、伊勢與市と云ひしもの、錢瓶橋の邊に錢湯風呂を一つ立る、風呂錢は永樂一錢なり云々。(骨董集より引用)

○二千二百六十三年より二千三百年代の末まで

(將軍)家康 秀忠 家光  
(年號)慶長 元和 寛永

食物

〔三省録〕 秀忠様御代には、新太郎<sup>(光政)</sup>成人にて江戸へ下り、初めて御目見被<sub>ニ</sub>申上<sub>二</sub>候節、織田常眞は大あくらをかき、上座にて碁を見物致し居られ候、御座舖にて御目見被<sub>ニ</sub>仰付<sub>一</sub>候刻、新太郎か、そこへはいりやれ、伯耆は雪國と聞き及びたるが、そふて御じやるか、勝手迄行て飯を喰やれ、大炊同道せよとの上意にて、御勝手迄立、御料理給<sub>レ</sub>申さるゝとき、一座十三人あり、上座は織田常眞、其次大炊頭差圖にて松平新太郎着座致され候とかや。其節の御料理は蕪汁におろし大根の鯨、あらめの煮物、干魚の焼物にて有<sub>レ</sub>之候と也。

衣服

〔元正間記〕 此頃迄は昔の風義残りて、武士方は格別、其下々は木綿合羽を着する人はなし。町人は猶以、御旗下衆五六百、千石取らるゝも、供の中小姓は紙合羽を着し、木綿合羽は家老用人ばかりなり、當時は小もの、中間、下半女まで木綿を着する世界となれり。

〔古老物語〕 昔は奥方は神社佛閣に參詣の節はさげ髪なり。供侍は上下を着し、女中の帯は今織金入にて、幅は三寸計り、長さ七尺五寸なりしと云ふ。

〔同書〕 昔は常の女縫箔の光る小そでを着る。

〔三省録〕 安永の頃まで、召仕の針妙、腰元、半女にても、外へ出づるときは顔を覆面又は綿に

てかくし、顔を出してあるくことなし。

夜 着

〔明君達徳録〕青木民部少輔捕はれて、板倉伊賀守馳走し、絹布の夜具を出しける。民部夜具の裾を頂き、我等儀筒様の夜具にくるまれて夢を結びし事なし。勿體なしとて着せず。依之木綿の夜具を出しける。此時の大名は大かた此の如き風俗なり。

女の髪

〔太宰獨語〕寛永の頃まで、婦女の髪を束ぬるに麻繩を用ひ、其上を黒き元結にて巻きし。按ずるに、此時代より女は綿帽子を冠り、其上に編笠又は塗笠を頂けり。

笠

此時の男の冠りたる編笠は、極めて深き作りにて、顔を包む程なり。それゆゑ兩眼丈の穴を之に穿ちて觀覽に便にせり、後世の菅笠にすかしのあるは、此風の遺れるものなるべし。

芝居

阿國が歌舞伎芝居を始めし後、京の六條の遊女も芝居能とて興行したる由なり。古今役者大全に曰く、昔は藝者と役者とは別にして、諸方へ召され舞所作事をして、其を業とするを藝者と云ひ、芝居へのみ出て所作にかゝはらず、狂言へ一筋にかゝるを役者と云ふて二派なりしが、藝者ついに役者と一になりて勤むる様になりたり。昔女の勤めたる比は、舞ふことが第一にて、狂言は其

あひしらひまでなりしゆへ、其舞かなでるを藝者と云ひ、あひしらひをなす男を役者と別けたるに、女の藝ならぬことに成りては、男が舞所作事もする様に成りたり云々。

京都にて行はれたる芝居は四座ありて、二代目阿國の座、しのぶの座、さど島の座、及び段介と云ふ男芝居是なり、其後しのぶは門屋唐左衛門方へ行き、伊勢中の地、古市の芝居を始む。さど島は二座に分る、段介座は大阪に下り、藏人と云ふ女太夫を仕立て、是を太夫藏人座と稱す。其後阿國、太夫藏人、女歌舞伎絶えて、鹽原九郎右衛門若衆歌舞伎を大阪に起したり。江戸に於ては猿若勘三郎、寛永のはじめに芝居を起す。此等の芝居一時停止の令ありて廢せられる。(古今役者大全)

淨瑠璃

江戸にては虎屋次郎右衛門(後薩摩大夫と改め、淨雲と號す)澤住檢校より曲節を習ひ、多く新作を綴り出し、人形を操りて芝居を興行す。其弟子皆虎屋を稱し、天下一大薩摩と題して行はる、其弟子伊勢島宮内京に上りて伊勢島節を始む。

浮世繪

〔風俗鏡が池〕中むかし、土佐流の人畫とてありしは、筆かれ過て、人丸の顔骨はなれしを見るやふに、先袖ちいさく、かほちいさし、これ人と同じやうに、律義にかきしゆへなるべし。繪は人に似て人にあらず、かほを人の一體のごとくかきては、さらに不出來なる風俗、浮世又兵衛と云

し繪師、小町をかきたりしに、小町がわらひ顔のすがたをかきて、口をあき、黒き染齒をりちぎに見せて、顔にゑくぼをかきしほどに、今の繪にくらべては、人形にありしおとく娘によくにたるあく女、これ人のごとくに書たるゆへにふてきなりしを、近代やまと繪の開山菱川と云し名人かき出したるうつし姿、なりからふりから、さりとはたへなりし筆のあや。

酒屋

〔落穂集〕 津の國鴻の池の酒屋勝菴（はじめ三郎右衛門）といふもの、酒二斗ばかり入る樽二ツを一荷として、其上に草履敷足おきたるを擔ひて江戸に下り、大名の家々に至り、一升を錢二百文ツ、に賣りたり、其頃はまだ鹿酒のみにて、嘗て彼ものゝ持來ることき美酒なき故、ばいとりかちに賣りはやしたるにより、しきりに上り下りして、夥しく利潤を得たり。尤も其頃米は下直にして、木錢は十二文などしたる故、鴻の池より江戸迄一と上下錢二百五六十文にて仕込たり。此大名に二升、あの大名に三升といふ數かぎりなきとにて、肩の上ばかりにては墓ゆかざる故、其一荷四斗の酒を壹樽として、二樽を馬一駄とし、十駄ツ、持下りて、勝菴賣りたり。依りて末代にいたり、酒の價を極むるとき、十駄何十兩と立つるものは、二十樽は右のつもり也。然るに其酒日を追ふて賣るゝ故、馬の背にても及びがたく、終に東海道を何十萬樽と云ふに至りて、船にて入津すること、今日に盛なりと云ふ。

足袋屋

〔同書〕 七十年以前には足袋屋、香具屋、油元結なし。酉年の大火（二千三百十七年）以後、諸人革羽織、革頭巾を拵たるゆへ、鹿の革の直段高直に付き、初めて木綿足袋を用ひたり。革足袋は切革屋にて作る、木綿足袋を用ひてより初めて足袋屋あり、七八十年前、前髪立の小姓などは格別、其外は上下共年わかき男の髪に油などを塗付けあるは、なまぬるき義に候。其頃はもみ上げの中にも有<sup>レ</sup>之候得共、先づは歩行、若黨、小もの、中間などの頬にあまた有<sup>レ</sup>之候、其ともがら蠟燭の流をあぶらにてときゆるめ、松脂などを加へて、伽羅の油と名付て用ひ申候。其頃伽羅入用に候得ば、藥種店へ申遣し整へ申候。當時の様なる伽羅油店などいふは、終に見かけ不<sup>レ</sup>申。文七元結もなし、上下共手前にてよりこぎを致し、用ひ候義に御座候。

印刷

按ずるに、印刷の事は此時代より専ら行はれしものと見えたり。

○二千四百年代

（將軍）家光 家綱 家宣 家繼 吉宗  
（年號）寛永 正保 慶安 承應 明暦 萬治 寛文 延寶  
天和 貞享 元祿 寶永 正徳 享保 元文

衣食住

〔猷可録〕 食衣住並に器物等のものずきを専らに仕、又伽羅、珊瑚樹等をもてあそび候事、常憲院様（綱吉公）の御時分にて盛に相成候て、今に止み不<sup>レ</sup>申候。

## 衣服

〔三省録〕 貞享の頃、奥女中の風、ふだんは花色染の木綿著ものに、細の帯一筋なり。  
 〔落穂集〕 女中の帯は若き頃まで萬の巻物をば三ツ割に、絹羽二重の類は二ツ割と相定りたる如く有之、就中高田様懸りと申候は、右の三割を又三分狭にくけ、其はしを結びおし込み置申候如く有之候處に、四十年ばかり以前より、巻物を二ツ割、絹類を一幅其儘にて用ひ、後の結目などを夥しく太く不致しては叶はざる如く相成候。是また以前の義は下女二三人もめしつれ、若黨挾箱などつれ候、歴々のもの、妻女と見へ候女中まで、麻のかつぎと申すものをかぶり、紫の染革足袋をはきてあるき申す如く有之候處、七十年ばかり以後は、右のかつぎと申ものをばかぶりたる女中としては見かけ不申候云々。  
 〔古今沿革考〕 江戸表も以前はありしが、大猷院殿御法事の時、岩間八三郎といふ者かつぎにて女子と偽り、増上寺にて松平伊豆守をねらひたる事あり、是より停止とはなれり。  
 〔古老物語〕 寛文の末より、よふく帯の中廣くなり、延寶の頃専巾廣鈍子三ツ割、長さ一丈程に成りたり。

## 女粧

〔古老物語〕 萬治の頃より、江戸中かつぎは止みて女かちにて歩みあるときは、覆面の上に玉ぶちと云ふみ笠をかぶりあるくなり。(中略) 其後寛文の頃は松坂と云ふ編笠、延寶の頃は熊谷笠

と云ふ編笠はやり、八分通り杯と吟味してかぶれり。其後天和貞享の頃よりあみがさ次第く止みて菅笠に成り、一同是を用ふ。

## 冠簪

〔三省録〕 貴賤ともに美男かづらを用ひて髪を束ぬ。

## 家屋

〔古老物語〕 昔は土藏持たる人稀なり、牛込より小日向邊へかけて土藏十とは見へず、番町にも大名の外は瓦ぶき家根無かりし。

## 用紙

〔古老物語〕 昔は半切紙といふ物は更になし、六七十年前より半切紙といふもの始まりたるなり、其前は堅紙なり。

## 婚式

〔三省録〕 貞享の頃、嫁取振舞の時は、淺黄に散らし菊の絹の着もの、しゅちんの帯に紫の革足袋。

## 笠

此時代の男は桔梗笠と云へるものを冠れるものあり、菊花の如き形の笠なり。(骨董集)

衣服の模様

慶安より萬治、寛文の頃、女の衣服に丸づくし文様行はれたり。(骨董集)  
同書に據るに、蝙蝠羽織と云へるもの、男の着たるを見る、蓋し二千四百年代の初めなるべし。

羽織の紋

紀國屋文左衛門、初めて羽織に紋を付けて自ら着し。又幫間等をして着せしむ、此より紋附の羽織あり。

芝居

京都にては、村山又兵衛御免を蒙りて興行せし後、芝居名題十八人の極りあれども、其後大に減じたりと云ふ。二千五百年の初に至りて存する者、早蜘蛛長吉、蛭屋儀右衛門、萬太夫、龜屋久米之丞、布袋屋梅之丞、藤田何がし六株にして、外に中村半太夫、村山平右衛門なりと云ふ、江戸にては猿若勘三郎の中村座を立てし後、市村又三郎市村座を始む、(寛永十一年)。萬治三年に太郎兵衛森田座を始む。大阪に於ては、鹽屋九郎右衛門座の創立の後、河内屋與八郎、松本久左衛門、大坂太左衛門、大坂九左衛門などを名代とすと云ふ、皆此年代に増加せしものなり。

女形の始まり

女歌舞伎の禁止せられしより、若衆を女形に仕立、前髪を落し、置手拭などして、是を古の太夫

の代りにたて、興行せしが、鳥居庄七といふ女形、帽子を仕出し、びらりとさげてきせける。色は好仕次第にてありしに、玉川千之丞黒き帽子を上にて折こみ、兩方へ下がらぬ様にしけるが、賀茂川のしほ、兄に傳兵衛といふものありて工夫し出し、やでん帽子とて、帽子のすみずみに、鉛にて鎮を付けて拵へ出せしを、水木辰之介、賀茂川のしほ申合せ、傳兵衛にあつらへ紫に極め、今の野郎帽子とは爲しける。此傳兵衛とて名高き細工人なり、(古今役者大全)。然ればかづらも此時より始まりしか。

〔聲曲類纂〕 芝居へ三味線を用ひしは、寛文十二年四月、大坂の芝居より公訴に及びしより、座中の免許を得しよし。

元祿の頃まで人形に足なし、皆獨遣ひなり。

正保慶安の頃の古圖を聲曲類纂に載するを見るに、淨瑠璃芝居は人形を用ひ、歌舞伎芝居は笛大鼓等にて三味線なし、兩者未だ合せざりしならん。

萬治の頃より、初代團十郎紅粉を以て惣身に塗り、荒事といへる事を始め、其名四海に響く。(江戸歌舞伎年代記)

寛文元年より續き狂言、引幕、大道具立始まる、此より色々の狂言踊舞等出來たり。大薩摩の淨瑠璃も、既に此時歌舞伎と合せしと見えたり。尤も淨瑠璃芝居は人形を操りて、二千五百年代の末までも、葺屋町に繁昌せしと見えたり。(歌舞伎年代記書拔)

## 江戸浄瑠璃

虎屋永閑一流を語り出す、之を永閑節と云ふ。

江戸肥前掾、寛文の頃一流を語り出す、肥前節として世に名高し。櫻井丹波少掾勇壯を好み、常に強き物語をのみ語り。岡清兵衛爲に金平物語といふ浄瑠璃を作る。元祖市川團十郎は荒事師の開山なりしが、此太夫の有様を深く用ひたり云々、(聲曲類纂)、延寶天和(二千三百三十年の頃)の人なり。その節を和泉太夫節と云ふ。

近江大掾語齋(承應明暦の頃)一流を語り出す、語齋節として世に稱せらる。

土佐少掾橘正勝、寛文延寶の頃、土佐節を始む。

式部節、手品節、皆土佐より出づ。

薩摩外記大夫、元祿の頃、外記節を始む。

若山五郎兵衛、若山節を始む。

江戸半太夫、半太夫節、一名江戸節を始む。

十寸見河東、江戸半太夫の門に入り、手品式部の節を交へて、河東節を始む、元祿寶永の頃の人なり。

## 京都浄瑠璃

延寶の頃、(二千三百四十年の頃)、井上播磨掾、江戸萬歳の節に注意し、大に改良す。昔の浄瑠

璃は都て六段なりしを、(十二段を裂きしものか)、京都にては井上播磨より五段につゞめたり。

江戸には寶永正徳の頃まで、尙ほ古風を失はず、土佐掾、和泉太夫の浄瑠璃皆六段なり。宇治加賀掾又一流を出して播磨と拮抗す。角太夫節、文彌節、表具屋節、道具節、亦同時代に始まる。

都太夫一中、一中節を始む。享保の頃、宮古路豊後掾、一中の弟子にして豊後節を出す。仲太夫節、繁太夫節、園八節、正傳節、皆一中豊後より分れたるものなり、(以上聲曲類纂)。

## 大坂義太夫

(貞享の頃) 竹本義太夫慨然として歎じて曰く、我語る所の播磨の一流は、地節長くして、音を表として、節を裏にこめて語り、又京都の宇治加賀太夫の流は、地節短くして音を裏に隠し、節を細かに語り、兩流未だ節章句全からず、いでや播磨の長きを縮め、宇治の短きを伸し、音の表裏を備へ、節の長短を交へて、序破急を定め、一流を立てんと、終に義太夫節を始む。門弟竹本播磨少掾、大に人情を添ふ。此より以後、門葉甚だ盛なり。豊竹越前少掾義太夫節より豊竹の一派を出す。此より豊竹を東とし、竹本を西とし互に競争す。

## 浮世繪

(骨董集) 按ずるに、板行の一枚繪は延寶天和の比始まれる歟、朝比奈と鬼の首引、土佐浄瑠璃の繪、鼠の嫁入の繪の類なり。芝居繪は坊主小兵衛を畫けるなど其初めなるべし、當時は丹緑青などにてまだらに彩色したり。菱川師宣、古山師重等之を畫けり。元祿の初より丹黄汁にて彩色

す、之を丹繪といふ。元祿の末つころより、鳥居清信、其子清長等之を畫けり。寶永正徳に至りて、近藤清春出でたり。紅繪と云は享保のはじめ創意せしものなり、墨に膠を引て光澤を出したるゆえに漆繪ともいへり、奥村政信専ら之を畫けり。

#### 飲食屋

大猷公の御代、江戸中茶屋に只今の如く華美の食物調へ出すなどといふことさらになし。明暦の大火後、淺草金龍山の門前に、初めて茶屋に茶飯、豆腐汁、煮染、煮豆等を整へ、奈良茶と名付けて出せしを、江戸はし／＼よりも、金龍山の奈良茶を喰に行んとて、殊の外めづらしきことに興じたり。

#### 江戸のさま／＼

今の並木は、大猷公の末まで、松のなみ木にて、其並木の間に、はにふの家之ありて、其窓より草履、草鞋を出して營み居たる程なり。淺草雷神門の立る處より東叡山の岸まで、葦一面にしげり候谷にて、一眼に見へ候。

〔古老物語〕 之に依つて伽羅の油を賣る所は湯島天神に一ヶ所、麴町に二ヶ所、芝にせむしとて一ヶ所、牛込に笹屋とて一ヶ所、江戸中六ヶ所ならでは賣る所なし。

〔石川氏筆記〕 寛文（則ち二千三百二十の頃）より僅に百年餘の間に油元結始まり、さま／＼の物出来、稻こきの馬鍬、米篩の千石通し、水車のから臼、瀬戸物の焼繼、進物の酒の切手、女小

袖の裾かけ、小娘の襟かけ、義太夫の抜本、小芝居の繁昌、開帳場の木戸錢、又あほらしい女の髮結、別して目に立つ。夏の日には男も女も菅笠かぶりたるは、いつしか日傘と云もの流行出して、（中略）大坂雪踏に晒の足袋、雨降りには紅葉傘に塗木履云々。

#### 芝居小屋の進歩

承應の頃には、芝居も假建にて、舞臺には床机を並べ、棧舗と云ふこともなく、高場と云ふべき所ありけり。舞臺へ行通ふ道を付け、見物より役者へ色々の贈物をなすに、時々の花を折添へて遣しける。故に今に役者への贈物を花と云ひ、花道といふも古き名なりとかや。此頃は立役敵役皆茶筌髪なり。

天和年中より後は、芝居も今の如く本舞臺に棧舗ばかりにて、下座舗はなかりき、（中略）ふつゝかなる木綿衣装を、ゆきみぢかに着なせし風俗に、其頃の男女うつゝをぬかしぬ云々。

昔しは能舞臺の如く大臣柱限なりしを、中興本舞臺といふもの出来たり、砂舞臺ははるか後の事とぞ。下座舗、新ざしき、孫ざしきなども近世の事なり、（役者大全）二千四百年代に凡べて此進歩ありしと見えたり。

#### 芝居土藏作り下棧舗

〔環齋記聞〕 往昔は芝居小屋にて苦葺きなるに、享保辰の年の類焼にあひて、是まで度々の火災なれば甚おそれ、三人の座元打寄相談し、此度より總體土藏作り仕候へば、火災も少かるべし、



乍レ去物入も多くかゝり候へば、下棧舗相願可レ申と相談取極めて、町奉行に願出て（中略）同年四月、願之通下棧舗御免被ニ仰出候。

三大橋

兩國橋は寛文元年初めて架設す、新大橋は元祿六年、永代橋は元祿十一年。

江戸の名物

〔蜀山人假名世説〕 延寶二年道久下人彦作が書ける國町の沙汰に云、木挽町山村が芝居にて、一心二河白道、一心二河白道は丹波國子安之地蔵之縁起なるよし、京都にても此佛を勧請し、其名を同號す、土佐少豫上るりを根本にしかとも是をまなぶ、堺町にて櫻姫に掃部を出し、木挽町にては歌之助を出す、昔之櫻姫いかで及ばんや。二代目とやらん面白きよし、江地の尊卑、足をそらさまになし、あゆみをはこぶ、見ずなりなんも口惜し、誰れかれ具して行べしなどて遣し。本より望む心は深き最上川、のぼればくだるいな舟の、いなにはあらずとて、よろこぶけしきになん見えたり。棧敷もそこく、終日の慰にとて、さげ重せいろうの色ことに艶なるに、鹽瀬まんぢう、さゝ粽、金龍山の千代がせしよね饅頭、淺草木の下おこし米、木の下おこし米は、勢州山田の者來りてこしらへるなり、木の下ものなる故名付。白山の彦左衛門がべらぼう焼、べらぼう焼はふごまをかけ、八町堀松屋せんべい、日本橋第一番高砂屋がちりめん饅頭、麴町の助三ふのやき、兩國橋のちぢらたう、ちぢらたうは風味甚だ甘味なり、風邪去り氣を散じ諸病に宜しとて、今専ら賞翫す。芝のさんかんあめ、大佛大師堂の源五兵衛餅、源五兵衛餅、おまんかたみにせしとて江地の下俗實氣を散す、其色黄にして丸し、おしゆん殊の外好物なり。武藏の名物とりとのへ、さん敷に忍入、終日あく氣色も色もなきは、櫻姫となりし歌之助を、露のゆかりの玉かづら、心にかけて思ひ染川なるべ

しと。按、延寶の比は、江戸の名物こゝに盡せり、此頃はまだ兩國橋の幾代餅、金龍山の淺草餅、本郷笹屋のごまどうらん、鎌倉がし豊島屋の大田樂、市谷左内坂の栗焼などはなしと見えたり、今にのこれるは糺町の助惣ふのやきばかりなり。

〔洞房語園〕 ふのやきの事見えしは古きことなり。

○二千五百年代

〔將軍年號〕 吉宗 家重 家治 家齊 家慶  
寛保 延享 寛延 寶曆 天明 安永  
天明 寛政 享和 文化 文政 天保

冠簪及び傘

安永八年、初めて日傘を製出し、婦女之を以て日を遮ることゝなれり、是より菅笠を戴くこと行はれざるに至れり。是に於て婦人が髪の結方大に變化せり、其以前は鬢さしもたぼさしもなかりしが、是より次第にかゝるものを用ひて、髪を大きく結び、冠簪にも華麗を盡すに至れり。寛政享和の頃の繪本を見るに、冠簪の薄くして長きこと驚くべきものあり、今現に老婆などの語を聞きても此事を證すべし。

下 駄

〔三省録〕 三十四年このかた、中間小ものども、何方にても自分用に出るときは、雪踏を用ひ、又は當時流行の眞田はな緒の草履下駄を用ふ。

## 天鷲絨の足袋

天明度（二十四百七十六年の頃）、淺草の三社祭に天鷲絨の足袋をはきし者あり、見物のもの目ざましき事に思へり。

## 淨瑠璃

京都の人駿河屋文右衛門、元文の頃江戸に下りて、常盤津文字太夫と稱し、常盤津節を始む。其門人富本豊前太夫富本節を始む、其門葉甚だ多し。清元延壽太夫（俗稱岡村吉五郎）富本齋宮太夫に學び、終に清元の一流を始む。鶴賀新内、寶曆明和の頃、新内節を始む、富本の流、富士松薩摩掾の門人なり。

## 芝居

二千五百年代に至りては、淨瑠璃の新節多きに連れて、芝居の仕懸凡べて進めり、而して新狂言の趣向も多く出来て、諸道具も凡べて整へり。昔は切腹又は切らるゝとき、血は出ずして紅木綿を出だしたるが、糊血とて眞の血の如くするを始めたなり。此時代に至りて、衣装は皆錦繡の類を用ふることゝなれり。白猿天鷲絨鬘の臺銅にも穴を明け、上に黒棧留を以て張る。是はいかゞと云へば、近年花麗なる事を憤み候様、御觸御坐候間、黒木綿にて張りしと云ひけるとかや。聲曲類纂に、三都に廻り舞臺の行れしは寶曆の頃なりといへり。

## 繪畫

〔名家書畫談〕 祇南海、柳里恭、大雅堂の諸老、初めて南宗を慕ひ、此畫法を開き各一家をなす。南海は學殖富瞻にして詩文をも能くし、里恭は武術文學の外稍々内典に通じ、大雅は元人雲林にも劣らざる高士にして、畫尤も白眉と稱すべし。此諸老の筆力もとより周文、雲舟の名手には及ばざることあらん、されども姑らく之を目して開山南宗とも云ふべきなり、世に之を呼びて文人畫とはいへり。又清の乾隆年中に沈南蘋舶來して長崎に到る、畫は専ら花草翎毛に長じ、彩色陸離として所謂其體富貴にして野逸に乏し、畢竟院體の窠臼を免かれずと云ふべし。其後方西園長崎に到り、水墨をもて花草翎毛を作る、縦筆蕭洒として、明人小子仙儷の輩を學ぶに似たり、たま／＼設色ありても、深淺一染して成る、山水人物の諸作あれども、花草禽鳥の骨氣風神あるには及ばざるべし。

谷文晁、葛飾北齋の如きも、此時に出で、其筆を揮ひしなり。

## 紅粉繪

〔馬鹿語〕（明和の頃印本也）近く色ずりのはじまりを勘るに、古よりある所の鹿相なるおしろい箱の上包、又は繪雙紙の袋などに少しく模様ありて、それを藍と紅とにて摺たるあり。比外多どりを板木にせしは見當らざりに、享保の末、栢庭父才牛の遠忌追善の集、父の思に、則才牛が句三句の畫、勝間龍水筆をわづかに色ずりになし、其後元文のはじめ、卯時菴珪琳の社中より春興のすり物出し時、はま弓のゑを吉田魚川はじめて青黄赤の三べん摺りをなし、および打出しの

しろきを工みて、其頃世に鳴り、今普く挑集摺ものゝ花とはなれり。それをかりて近き頃もてはやせし略曆の色摺、又それを元としてにしき繪とは成たり。是よりいにしへの鳥居、奥村等が膠墨馬糞箔など用ひしさびしき色、月の前のほたるのごとく影うすくなりなき。

#### 望遠鏡の造初め

〔閑田次筆〕寛政年間、和泉貝塚の人岩橋喜兵衛、新に望遠鏡を製す、其形八稜筒、周圍大抵八九寸、長之に十倍す、政府の司天臺に蠻制のものを藏めらるゝといへども、其他にきくことなし、善兵衛が製する所はじめなりとぞ。

#### 食物屋

〔三省録〕露木直信が話に、安永の頃、人に誘引せられ、四ツ谷の末鳴子といふ處に往きて、其歸るさ腹もすきたれば、飯ひさぐ處を尋しかど、鳴子より市ヶ谷に至るまで一軒もなし。

#### 煙草入の始め

〔三省録〕昔は懷中煙草といふこと曾てなし。善きも悪きも、亭主の多葉粉を吞むなり(中略)今は多葉粉の吞みやう不作法になりて、煙草入は金入の昏あるひは純子縞珍など結構を盡し、自慢げに持あるく事になりぬ。

#### 眞崎の景況

〔馬鹿語〕眞崎はもと鄙び面白き所なりしに、近頃は風流の茶店建つゞき、花見専らの地となり

て、名に立ちし田樂は附たりになるなど、兎角奢りやすき世の中ぞかし。

## 第十二章 徳川氏治世の間に世に現はれたる開化の現像

右の如く外物の有様進歩せしかば、心裡の有様亦發達せざるを得ず、其景況左の如し。

#### ○戰國文學の概況

戰國の時に當りて、下野に足利學校あり、相模に金澤文庫あり、京都に五山(南禪寺、東福寺、天龍寺、相國寺、萬壽寺)ありて文學を保護せり。足利氏若しくは管領家の補助により、若しくは自家の所領ありて維持せしものと見えたり。固より武人は戰爭に暇なければ、文章の事は久しく僧侶の司る所となりて、宣戰媾和の文より平時の交際に至るまで、皆圓顯の人をして之に當らしめたり。就中禪理尤も社會に行はれて、孔孟の道は殆んど跡を絶てり。凡そ社會知識あるもの行爲は無識者の學ぶ所なれば、武人多く僧侶を學びて圓顯の人となり、英雄豪傑と云はるゝほどの人も、緇衣念佛の人多し。社會の文運地に落ちし時なれば、名僧知識と稱せらるゝものと雖も、多く書籍に涉りし人なし。當事の事を記したる書物だに出でず、況して古代の事學術の事などを記するものあらんや、唯行はるゝものは詩歌連俳の類のみなりき、(頓阿の井蛙抄、宗祇の新撰菟久波集、宗碩の藻鹽草の類)戰國の時に輩出したる英雄豪傑の士も、亦見るもの聞くものに就きて感慨を催し、詩歌連俳などにて其想像を述ぶるものあり。又能を能くし自ら舞ひ且つ謠ひて樂み

とせり。其知識之に止まるが故に、文章の見るべきものなし。織田豊臣二氏出てし前後より、文學少しく進歩せしものと見えたり。彼の淨瑠璃の文章も此時代より漸々に多く世に出てたり。而して木下長嘯、細川幽齋、松永貞徳の輩、皆歌學を講究し、後人を益するの著書あり。然れども未だ孔孟の學世に行はれざりき。此時藤原惺窩先生天性明敏にして、紛亂鬭争の間に讀書し、初めて程朱窮理の學を我國に唱へたり。蓋し支那は宋の時に當りて文學大に開け、心を理學に注ぐこと愈々密なり、是に於て周敦頤、程顥、程頤、朱熹の諸學士出て、格物致知の理に因りて孔子の道を會釋し、性理の點に於て大に研究する所ありき。是より以後此學盛んに行はれ、終に我國に傳へて惺窩氏をして之を奉ぜしむるに至れり。蓋し此時亂漸く定り、我國の氣運亦之を容るるに至りしと見えたり。是より先き二千年代の末、玄慧法印初めて朱註を説けりと云へり、然れ共當時氣運の未だ至らざるが爲めにや、一たび其種子の發するあるも終に成長する能はざりき。玄慧の死せし後二百餘年にして、初めて惺窩氏出て、大に其學を鼓舞す。蓋し禍亂鎮定の時機に際せざれば、惺窩氏も亦一玄慧たらんのみ。其亂世にありて依然として朱學を奉じ、當時に盛なりし佛學を排斥して、儒學を弘めんと欲したる其志驚くべしと雖も、亦幸運の人と云ふべし、然りと雖も氏の出づるに非ざれば、徳川氏の文運未だ彼の如く速に發達せざるべし。

## 醫學

足利氏の馭を失せしより海内鼎沸、人々心を道藝に用ふるなし。醫家亦た僅に宋の局方等を奉じ

て固陋自ら安んじたりしが、元龜天正の頃（二千二百三十年の頃）曲直瀬正慶なるものあり、専ら李朱の法を宗とし、參するに恒徳、雲林諸家を以てし、造詣極めて深く、治效亦た夥し。（皇國名醫傳）

○二千二百六十三年より二千三百年まで

（將軍）家康 秀忠 家光  
（年號）慶長 元和 寛永

## 朱子學

惺窩の弟子林羅山徳川氏に用ひられ、大に程朱の學を弘む。羅山博學強記にして著書數百部あり。石川丈山詩を能くし、我國中興の詩宗と稱す。堀杏庵、那波活所、林羅山、松永尺五を稱して四天王と云ふ。朝山意林庵五山の長老に學び、終に儒となる。皆宋儒の説を奉じたるものなり。

## 王陽明學

近江の人中江藤樹、王陽明全書を得て大に喜び、初めて其説を唱ふ。王氏の學是より起る、藤樹篤學にして品行方正なり、世人稱して近江聖人と云ふ。

## 醫學

曲直瀬正慶の子正紹、正紹の子親純、三世相續て家聲を墜さず、一時の俊彦多く其門に出て、各々國譯の書を著撰し、金元の醫風靡然世に被れり、岡本一抱に至り更に詳密を加へ、俗士蒙生と雖も皆能く醫籍を解す、其功偉なり。是を丹溪派と云ふ。蓋し明の朱丹溪の治法を奉ずるが故なり。

(皇國名醫傳)(岡本一抱は二千四百年代の人なれども、今ま文の續き悪しきゆゑ茲に記入す)  
○二千四百年代

朱子學

(將軍年號) 家光 家綱 綱吉 家宣 家繼 吉宗 寬文 延寶  
天和 貞享 元祿 寶永 正徳 享保 元文

林羅山の子春齋、其子鳳岡、亦た朱子の説を奉じ、徳川政府の祭酒となる、其學愈々盛なり。是時に當りて土佐に野中兼山あり、備前に熊澤蕃山あり、皆經濟を以て世に名あり。江戸に由井正雪、山鹿素行あり、共に軍學を以て著はる。此四子は二千四百年代の初に當りて、各一方に振ひたる俊傑にして、尋常讀書の人にあらず、蓋し所謂活儒なるもの歟。其宋儒の説に於ける、必ずしも深く奉ぜず、山鹿素行、聖經要録を著して程朱を排斥し、蕃山の集義和書、外書、大學或問等頗る卓見多し。思ふに久しく戰亂の爲めに壅塞せられたる日本の智力、茲に至りて初めて勃興したるものか。其後宋儒の學愈々盛んになれり、今其重なるものを擧げんに、山崎闇齋、木下順菴、貝原益軒、藤井懶齋、仲村惕齋、五井持軒、五井蘭州の輩、皆碩學大儒を以て稱せらる、而して其の著述亦た多し。此時明の人朱舜水我國に來り水戸に聘せらる。水戸侯光圀學を好み、和漢の書を集めて以て學問を奨勵す、水戸の文學是より盛んなり、是を以て二千四百年代の末に至りて、是等の子弟の顯はるゝもの甚だ多し、闇齋門には三宅重固、佐藤直方、淺見綱齋、木下門には新

井白石、室鳩巢、雨森芳洲、祇園南海、榊原篁洲、水戸に於ては安積澹泊齋、三宅觀瀾皆朱學を奉ず。

復古學

斯く漢學旺盛になりて、心を朱註に注ぐもの多きときは、其間又異論の發するは勢の然らしむる所なり。此時に至りて伊藤仁齋初めて復古學を京師に唱ふ、其言に曰く、性理の學は孔子の主意にあらず、程朱等佛説を容れて孔子の説を補ふ、是れ大に誤れり。抑々孔子の言ふ所は性と教とを兼ねるものなり、宋儒の學性を以て學問の全體となせり。大學は孔子の遺書にあらず、明鏡止水、冲漠無朕、體用一源等の説、皆佛老の淫辭にして聖人の意にあらずと。其子東涯、蘭嶼、其弟子並河天民等大に其説を鼓舞す。此時物徂徠出で、初め宋儒の説を奉じて護園隨筆を著し、仁齋の復古學を駁したりしが、其後李王(明の人王世貞、李攀龍)の書を讀みて大に感じ、盡く舊學を廢て、古代の文辭を治め、益々宋儒の非を知れり。因つて歎じて曰く、豈唯我のみならんや、滔々たるもの天下皆是なり、豈に唯今日のみならんや、千古以來皆是なりと。乃ち論語徵、辨道、辨名、學則等の書を著して、宋儒を痛撃し、思孟を詆譏し、務めて門戸を立てり。其弟子太宰春臺、安藤東野、山縣周南、服部南郭、平野金華、鳴島錦江の徒從ひて之を鼓舞し、海内一時之が爲めに風靡す。平安の宇士新、同士朗又一家言を立つ。宋儒の學之より衰ふ。

經濟學

熊澤蕃山の大學或問、物徂徠の政談、太宰春臺の經濟錄等、皆後世經濟學と稱するもの、一種に注目するものあり。新井白石の折燒柴の記の貨幣論中最も感服すべきものあり。

## 開化史

白石の卓見なる、深く社會の理に注目する所あり、讀史餘論を著し、日本古來政府興廢の理を述べ、後世史家其餘澤を蒙る少からず、蓋し當時の文運を飾るに足るの一書なり。

## 和學

此時に至りて和學亦進めり、下河部長流大坂にありて、二千四百年代の初め、早く既に萬葉集、源氏物語等を註釋し、古代の言語文章を研究せり。之に次ぎ僧契沖（長流の親友なりとぞ）大に此學を興せり。伴蒿蹊曰く、此師の歌學、顯昭法橋の説を梯として、古書を見明らかしものと覺ぼし。凡そ近世の人唯だ中川の流の説にあらざれば、道の言にあらざらず、是によりて過にて傳ふるが道なりといふ説さへ起れり、此師此關を透過し、一事一語徴を古にとる、其中或は過不及なきにしもあらざれど、一たび此道開けてこそ、是に次いでいふ人もいできけれ、然れば千歳の一入といはんも過言にあらじと。其門人に今井似閑、海北若沖、野田忠肅あり、益々此學を弘む。契沖の時、荷田春滿亦神代の卷、萬葉集を以て家學を立つ。契沖の説密に過ぐるものもまゝ見ゆるを、此翁は一層登りて説を立てりといふ。北村季吟亦發明する所多し。

## 俳文

〔俳家奇人傳〕 松尾桃青（芭蕉）の條に曰く、古俳諧の連歌と云へば「あしもて返る難波津の浪」といへるに、頼義朝臣「みだれ藻は菫草にぞ似たりける」、「廣き空らにもすはる星かな」といへるに、西行法師「深き海にかゞまる海老のあるやらん」、斯く一句二句をば翫べり、宗祇、宗長、掛河の頃に於て、灰書の俳諧も、發句擧句といふ事もなく只言捨なり、宗鑑、守武等、犬筑波集、飛梅千句を撰ぶと雖も、いまだ一座の準繩も立ざりけるを、松永貞徳一たび九重より御免許を蒙りてより其式大よそ定まる。時に難波の宗因古風を感破し新體を發起して、一時の洒落に人を絶倒せしむ、是を談林と稱す。翁（芭蕉）いまだ宗房たりし頃、其風に遊びて上手の聞ありしが、聊か眼を開て次韻集を撰す、稍談林を離れんとする根ざし見ゆ。遂に杜律の風骨を探り、山家集の寂寥をたどり、往々幽玄の體に人情の理窟を離る。されば正風爰に大成して、天下後世學つて俳諧中興の大祖と稱譽せらるゝも宜なるかな。榎本其角、服部嵐雪、其他著名の弟子多し、而して俳文の一體實に是に至りて起ると云ふ。

## 狂言作者

〔聲曲類纂〕 昔は淨瑠璃作者とて定まりたるはなし、たま／＼俳諧の師或は遊人の類、文辭に巧みなるものをして作らしめ、又おのが慰みにとて作りし者も有りしとなり。浪花の俳諧師井原西鶴といふもの、曆となづけし淨瑠璃、又凱陣八島などいふを作る。其後近松翁出て、専ら淨瑠璃を作り始めしより、世に淨瑠璃作者は出來しなり。西鶴は梅翁の門下にして大坂談林の一人なり、

戯れに作れる草紙多く今に行はる、近松翁は其門なりと云ふ。

〔古今役者大全〕 村山又兵衛座に杉三安といふ作者、鹽屋九郎右衛門座に近江屋久四郎といふ作者ありてより、段々上手の作者絶えず、京都都萬太夫芝居へ近松門左衛門ありつき、藤壺の怨靈直に藤の花が大蛇と成る工夫より、門左衛門くともてはやしぬ、大坂に彌五右衛門といふ作者は花車形にて狂言作者の名人なり、むかしははなれ狂言なりしが、今の二番つゞき三番つゞきは彌五右衛門に始まる、(中略) 富永平兵衛は其に次での達者故、延寶八年暮の顔見世に、はじめて番附に名をのせたり。是までは作者を書く事はなきなり、安達三郎左衛門、金子吉右衛門世に名高し。

〔聲曲類纂〕 江戸名所咄に、和泉太夫が淨瑠璃は岡清兵衛と云ふもの作る。いつぞの程にか、金時が子を金平なりと云ひひろめ、渡邊の綱が子をたけつなと云ひはやらしてより、昔がたりに云傳へたる辨慶、時宗、朝比奈などは、彼金平が片手にも足らぬ様にきこえたれば、恠力亂神好むをのこ者どもは、金平を語るをきいては、そばにて拳を握り牙をかみて喜ぶ程に、金平と云ふ事を三才のわらべ迄も知りて、日本國へ弘まりたり。又岡清兵衛が作は、金平鬼をとりひしぐ等の事を専らに著し、金平節とてはやしけるとかや。享保の頃、金平最後と題し、金平死して地獄廻りせし事をつよりしより、評判あしくすたりしを、又金平蘇生と作り直してより、再びはやりけるとかや。

萬國地理書

新井白石、羅馬人及び和蘭人に萬國の地勢を問ひ、采覽異言を著す、是れ我が萬國地理誌の初めなり。

醫學

李朱の醫道其後に穩重を主とし、其弊迂拘卑泥、姑息養癰に至りしかば、享保元文の際、名護屋丹水、後藤良山の徒稍々復古を唱へ、是に於て豪傑迭に起りて而して之に和す。吉益東洞に至りて、直に秦張に沂り面目一變す。然れども懲創ただ過ぎ、或は武斷に失するものあり、之を古法家と云ふ。(皇國名醫傳)

天文學

貞享の頃、保井算哲貞觀曆の誤謬なるを發見し、新曆を作る、之を貞享曆と云ふ、之に次で中根元圭、西川如見の諸子、皆曆算に精しきを以て著はる。

○二千五百年代

(將軍年號) 吉宗 家重 家治 家齊 家慶  
寛保 延享 享和 寶曆 天明  
天明 寛政 享和 文化 文政 安永 天保

復古學

二千五百年代の初に當りて、物門の高足方に盛に其説を鼓動し、古文辭を修めて以て其技に誇れ

り、服部南郭、高爾亭、餘熊耳、宇瀨水、湯淺常山、瀧鶴臺、伊藤藍田、龜井道載、及び伊藤東涯の弟子青木敦書、奥田三角、武田龍等其魁たり。此時に當りて古文辭を修めざるものは、學士にあらざるが如く思惟せられたりと云ふ。蓋し泰平久しく續き、士に常祿あり、平居無事、唯書を讀みて閑を消す、故に平易の文を記し説を述ぶるは、世人の賞揚せざる所となれり。譬へば巧匠が數多の木片を組み合はせて器を作るが如し、必ずしも實用に益なく風趣に乏しと雖も、其手際は俗眼を驚かすに足るものあり。故に古文の解し難き文辭を蒐めて、巧みに之を用ひ、以て其博識に誇れり。此學風天明寛政の頃に至るまで江戸に盛んなりき。

#### 文章家

然れども古文辭を修めずして詩文を以て鳴るものあり。梁田蛻巖、秋山玉山、江本北海、皆川洪園、皆二千五百年代にありて前後著名の學士なり。

#### 朱子學

物氏の學方に盛なるや、中井整菴、三宅石菴等、懷徳書院を大阪に開き、朱子の學を維持せり。整菴の子積善、積徳共に豪邁卓犖にして、物氏を排し益々家學を弘む。然れども此時の朱學なるもの亦舊時の固陋に似ざるなり。積善曰く、我學は林にあらず、山崎にあらず、一家の宋學なりと、積善逸史を著し、後世の史家多く其慶に因る。此時頼春水、尾藤三洲、柴野栗山、古賀精里、皆宋儒を奉ず。寛政中徳川政府古賀尾藤柴野の三子を召して學政を司らしむ、栗山五ヶ目を立て

て士を造り、徂徠の學を稱して異端と爲し之を抑排す。徂徠學のもの大に怒り、或は襲撃せんとするに至る、然れども栗山毫も關せず、之より朱子學再び起り徂徠の學衰ふ。其後に至り松崎慊堂、佐藤一齋、頼山陽、長野豊山、安積良齋の輩あり、皆宋儒を奉ずと雖も、性理の事に於ては強ひて主張せざるが如し、徳川氏の文學之に至りて最も盛なり。

#### 折衷學

朱子學の再興に先ちて折衷學なるもの起れり、蓋し折衷學とは漢唐の註疏を取捨し、宋明諸家の説を參酌して、孔子の遺旨を尋ぬるものなりと云ふ。伊藤仁齋、物徂徠等の宋儒を駁撃せしより、之を學ぶ者即ち其非を知る、而して仁齋、徂徠の説又過激に失するものあり、之を學ぶ者則ち亦其非を知る、是れ此説の發せし所以なり。此説明和の頃井上金峨の初めて唱へし所なりと云へり。然れども金峨は井上蘭臺の弟子なり、蘭臺朱學を信ぜず、金峨の此説を發する蓋し時勢の既に熟する者ありと見えたり。原雙桂、梁田蛻巖、紀平洲、南宮大湫、亦折衷の説を唱へしものなり。然れども最も此説を主張し、徂徠、春臺等の説を駁せしものは金峨に如くはなし、次いで山本北山、太田錦城の二子奮起して之を唱へ、最も修辭の弊を痛論し、韓柳歐蘇を推して、専ら清新流麗、平散暢達を主とせり。蓋し古文辭の弊を除きしは北山の功居多にして、經義の明瞭になりしは錦城の功居多なり。中井積徳大阪にあり、文章を以て鳴る。其後諸家を考證折衷するを以て世に著明なるもの、朝川善菴、安井息軒、芳野金陵の輩あり。



## 和學

荷田春滿の姪在滿、其子御風、徒を延きて教授す、從ひて學ぶもの極めて多し。此時和學又復古の説あり、賀茂眞淵、荷田春滿に従ひて學び、大に復古の説を唱へたり。和歌は萬葉集の體を模倣し、文章亦古言を剽竊す、國學者流翕然之に趣く。徂徠、春臺等日本を稱して東夷と云ふ、眞淵之に激し以爲らく、我國固と神聖の良道あり、陶虞三代の道入りしより良道泯ぶと。即ち儒學を仇視し、力を竭して之を排撃せり。其門藤原宇萬伎、楫取魚彦、本居宣長、橘千蔭、村田春海等最も顯はる。宣長博學にして古事記傳を著す、其他有益の著書多し。其弟子平田篤胤益々和學に固執し、儒佛を併撃せり、蓋し茲に至りて僻見を免がるべからずと云ふ。然れども我國文典の開けたるは、實に數子の功に因るなり。伴蒿蹊京師にありて専ら著作を事とす、卓見頗る多し。村田春海、加藤千浪、其後江戸の二宗匠と稱せらる。春海心を漢籍に潜め、賀茂氏の道とする所を信ぜず、思へらく、我國太古道とする所なし、文字制度より衣服飲食等に至るまで皆之を支那に取る、和學者なるものは儒にして、本朝の典故言辭に通ずるものなり。故に周公孔子の道とする所の餘また道とすべきなし、而して中古以來佛亦大に行はれ、士庶一般之を奉ず、故に二道を捨て、而して道を立つる、我之を聞かざるなり、今の和學者我邦別に道なきを恥ぢ、牽強附會妄りに我古史を引き人を欺き己を欺く云々。

## 俳文並に狂文

二千五百年代に至りて俳文亦大に進むものあり、尾張の人横井也有（孫左衛門）鶉衣、浦の海等を著し、一種の俳文を立てたり、其體遙に蕉門の諸子に勝れて巧みなるを覺ゆ。又東都には風來山人（平賀源内）、蜀山人（大田南畝）、六樹園（石川雅望）、喜三三（平澤天壽）等の才士出で、自在に文章を舞し一世を愚弄す、且つ狂歌狂詩等の新體を案出す、其才驚くべきものあり。

## 小説

元祿の頃浪花に井原西鶴あり、數多の戯文を作り出だせしが、多くは己が雅懷を述べしものにて小説にはあらず。享保の頃京に江島其碩あり、よく世情を述べ、筆勢をさく、近松に並ぶと雖も、小説家にはあらず。其餘行はれたるは淨瑠璃若しくは歌舞伎狂言の繪本にして、見るに足るものなし。文化の頃に至りて、江戸に山東京傳あり、天賦の才資を發し、専ら想像を畫きて人物を作出し、終に小説の基礎を立てたり。之に次で瀧澤馬琴出で、更に練磨の功を積みて、大に人情を適合せしめたり、其脚色は京傳に及ばざること遠しと雖も、其體は備はれりと云ふべし。時に柳亭種彦専ら草雙紙を著はし、婦女の閱覽に便にし、爲永春水新に人情本を作り、脚色に關せず、言語を旨とす、式亭三馬滑稽を以て著はる、文學茲に至りて初めて見るべし。

## 漢方醫學

古法家の末學流を承け、徒に言筌を守りて、其弊攻下泛投、人命を草管するに至る。是を以て天明寛政の際、京師に福井楓亭、荻野臺州、和田東郭諸人あり、江戸に多紀藍溪、櫟蔭兩先生あり、

精心覃思、古今を折衷し、溫涼を補瀉し、偏執する所なし、從前の陋弊一洗して殆んど盡く。(皇國名醫傳)

#### 西洋醫學

和蘭の醫學亦此時に至りて開け、前野蘭化、杉田鷗齋、桂川甫周、長崎の通辭に就きて和蘭の解剖書を講究せり。又宇田川榕菴と共に藥劑書を講究せり。

#### 理化學

青地倫宗氣海觀瀾を著し、宇田川榕菴舍密開宗を著せり、皆實驗に基きたるものにして、今日の學者猶之に依頼す。

#### 天文測地學

麻田剛立皇曆學を好み、晝は書を読み、夜は之を天に驗し、合せざるものあれば、悉く其書を捨て別に術を求め、研究九年、大に其法を得たり。然して後十餘年間、凡百の測驗毫も違ふことなし。其後清商西洋の書を舶載す、其說剛立の發揮せし所と符節を合する如しと云ふ。間長涯從ひて學ぶ、大に補翼する所あり、伊能東河亦天文學を以て大に起る、高橋東岡を見て西洋の曆法精確なることを知り、悉く舊學を棄て、之を學びて、發明する所多し。而して最も推歩測量に精し、書を著して磁石極の動かざるを辯ず。

#### 狂言作者

〔古今役者大全〕 近來にては江戸に津打治兵衛といふ名作頓作の一流、太平記のまん中へ於花半七を出し、曾我の五郎が國姓爺になり、十郎祐成が平野屋徳兵衛と名を變へての思付入くみたる、他國の了簡には及びがたし。大坂に中田嘉右衛門俳名猪同といひしは、今の嵐新平いまだ三右衛門とて、座本の最中引受けて狂言を仕くみ、北濱が上町組に勝たるといふ所へ工夫をつけ、黒船といふ狂言を好み、北よりの鼻頂大入大評判、今に姉川家の藝と成たり、(中略)今の作者にとてあてがふて、させて見ようといふ時、江戸にはあるべきか、先は京大坂にては並木總助はしらず、昔の様に引受けてはがてんゆかず。

〔聲曲類纂〕 竹田出雲清定は寶永二年酉三月竹本芝居の座元となり、享保の頃より自ら淨瑠璃を作る、其佳作と稱するもの頗る多し。小出雲と云へるは清定が男なり、假名手本忠臣藏の狂言は、出雲掾と三好松洛、並木千柳の三人にて作る所にして一世の出來なり。其以前享保十八年丑十月、大坂豊竹越前掾座にて、莠伶人吾妻雛形の切に、忠臣金の短冊とて、並木宗助、同丈助の作にて、小栗横山の時代狂言にて、大岸由良之助と名を出しけるを、江戸にて作りかへ、同廿年卯春中村座にて鎧櫻故郷錦といふ狂言に、大岸宮内の役澤村宗十郎勤る、之を初めとす。又此年津打治兵衛の作にて、市村座忠臣藏いろは軍談、大岸宮内の役坂東彦三郎勤る。其後延享四年京都中村桑太郎座にて、大矢數七十七本と外題して、澤村宗十郎大岸宮内の役を勤め大繁昌せり、元來澤村訥子が作意の狂言なりと。寛延元年辰八月、假名手本忠臣藏の淨瑠璃出來、はじめて大坂竹本座

にて勤め、同十二月朔日より、歌舞伎芝居嵐三五郎座興行し、夫より以來操歌舞伎座ともに今に廢ることなし。福内鬼外（平賀源内）も亦淨瑠璃を作る、神靈矢口の渡し最も佳作にして世上に行はれぬ。

以上表中遺漏尙ほ多し、後人此書を以て棄つべからずと爲さば、希くは裨補せよ。

\* \* \*

以上の二表に據るに、徳川氏の時、文學の進歩は貨財の進歩と併行せしことを知るべし。然れども其間貨財先づ進みて而して文學之に續きしものもあり、文學先づ進みて而して貨財之に次ぎしものもあり。又其時代に就きて考ふるに、貞享、元祿の時代までは其進歩の勢最も速にして、其以後少しく遲滞し、又更に文化文政の頃に至るまで、次第に増進の勢を示せり。蓋し社會の事物が整然として一列を爲して進行するは社會の理なりと雖も、其細目に就きて查察せば、未だ必ずしも小遅速なくんばあらず。然れども此事獨り社會の理に於てのみ然るにあらず、凡そ外物の理を仔細に講究せば、皆此の如きものあり。夫れ惑星の太陽を廻るは、遠心力と求心力との關係に出づるものなれば、其行道は必ず眞圓を爲すべしとこそ思はるべけれ、然るに其行道全く楕圓を爲せり。燈火の滅するは油の盡くるに因る者なれば、次第に暗くならんとこそ思はるべけれ、然るに其滅するに臨むや却つて明光を發せり。斯の如き類の事、物理に於て極めて多し、皆力の一様ならずして遅速強弱あるに基かざるを得ず。然らば則ち社會の進歩は社會の理なりと雖も、其進歩に緩急遅速あるは、

勢の免かれざる所なるべし。是れ則ち徳川氏の時、貞享元祿と文化文政との時に於て、最も隆盛を見る所以ならん。然れども其全體の成跡を顧みれば、足利氏季世の淺ましき有様よりして、徳川氏の燦爛たる開化を發せり、社會進歩の理亦明かならずや。蓋し此等の進歩は嘗て政府の保護に因らず、又嘗て外國開化の助を藉らず、全く日本社會の内に於て自ら進みし者なり、後の世の國事を憂ふるもの、此二表を熟見せば、或は以て干涉保護の迷を解かん歟。

蓋し二千四百年代の進歩は人目に耀燦たる者あり、儒者に於ては其俊才なる熊澤了介、物徂徠、新井白石等の人もあり、俳諧に於ては其巧妙なる芭蕉、其角等の人もあり、佛に於ては其深奥なる深草元政の如きあり、狂言作者に於ては其新機軸を出せる近松門左衛門、岡清兵衛の如きあり、淨瑠璃に於ては即ち竹本義太夫の如きあり、役者に於ては初代團十郎の如きあり、皆英邁豪傑の資ありて、永く後人の尊崇を受くるの人なり。其貨財上の進歩も極めて著し、共に前表に就きて見るべし。蓋し二千四百年代の進歩は、我國戰國の爲めに久しく壓下せられたる文運の、太平の時雨を得て俄に勃興したるが如き勢を示すものあるなり。二千五百年代の初めに當りて、此等の諸子死亡の後は、文運稍く遲滞の姿ありと雖も、其末に至るに及びて更に駿速の勢を以て第二の進動を現せり。儒學に於ては早く折衷の學出て、舊時の固陋なる諸説を排除し、終に山本北山、太田錦城、中井竹山、佐藤一齋、頼山陽、安井息軒の輩、見識と文章とを以て一時を風靡するものあり。和學に於ては加茂真淵、本居宣長、村田春海の輩あり、古代の事實を探り語音を正せり。天文學に於ては麻田剛立、

伊能東河、金子半七郎の輩ありて、深く天空の外を探る。小説に於ては京傳、馬琴ありて文筆の巧技に誇れり。俳文に於ては也有、狂文に於ては風來、蜀山の輩ありて一種の新文を起す、皆博識にして新機軸を出せし人なり。其他貨財の進歩せしもの亦極めて著し。今特に此等の人物に就きて品評を下さんに、讀者多くは二千五百年代の諸士を以て、二千四百年代の人物に劣れりと爲さん歟、是れ蓋し其事業の人目に著しきものあるが爲めなり、開化の度に至りては、二千五百年代を以て優れりと云はざるべからず。蓋し二千四百年代の諸子は皆創業の人なり、其爲す所多くは文學上の撥亂反正なるものなり、故に功名人目に著し。二千五百年代の諸子に至りては、其餘を受けて其弊を去り其美を勧め、以て能く社會に適合せしめたり。故に其功名前者に及ばずと雖も、其智識に至りては遙に之に超ゆるものありと云はざるべからず。殊に小説、俳文、其他此時代に至りて創業せしもの極めて多し、文運は決して退却せしにはあらざるなり。抑々文明上の人物を論ずる時は、一技の優劣に就きて查察せざるべからず、然らば則ち二千五百年代の人、何ぞ二千四百年代の下にあらんや。

斯く一般の進歩に就て查察したるの後、更に其開化の性質を略記すべし。蓋し以上の開化は皆封建制度の下に發したる開化なり、故に封建の社會に適するの形狀を存せり、今其理由を述べん。抑々封建社會には大國を領する所の數多の諸侯あり、其次には數多の階級より成る所の武士あり、其下には商あり工あり農あり、農と工とは固より貧困の種族にして、諸侯は固より殷富の種族なり、

其中間に立つ所の士と商とは、其階級極めて多くして、富めるものは王侯に比すべく、貧しきものは農工よりも下れり。徳川氏治世の文運は斯かる種族の需要に基きて世に現はるゝところなれば、其度の相懸隔せる亦極めて多し、故に其讀書に於けるや、王侯富豪は古聖賢の名に眩し、専ら學士を引きて孔孟の書を講ぜしめたるが爲めに、六經に明かなる徂徠、仁齋、北山、錦城、一齋等の如き學士を輩出せしめたりと雖も、中等以下の人民は之を以て産を破るの基と爲し、固く之を禁ぜしめ、僅に商賣往來、都路、今川の類を以て其教育に充てたり。其和學に於けるや、王侯富豪は古代の語を貴重し、學士を引きて専ら古事記、萬葉集等を講ぜしめたるが爲めに、古辭に明なる眞淵、宣長の如き學士を輩出せしめたりと雖も、中等以下の人民は百人一首を以て極度とせり。其文章に於ける、王侯富豪は専ら漢文を重んじ、古辭を解するものを稱揚せしかば、之に明かなる徂徠、南郭の輩を現出せしめたりと雖も、中人以下には之を解するだに能はざりき。其和文に於ける、王侯富豪は古事記あたりの奇古なる語を用ひて文章を綴るを、博識として尊崇せしかば、之に巧みなる眞淵、宣長の如きを輩出せしめたりと雖も、中等以下は平假名の草子に安んぜり。其畫に於けるや、王侯富豪は賞觀玩味して初めて能く其趣を解すべき氣意あるものを好みて、南宗の畫専ら行はれ、之を善くするもの池大雅の如きを現出せしめたりと雖も、中人以下は錦畫を以て其樂と爲せり。其書法に於けるや、王侯富豪は唐様を重んじ、之を善くする廣澤、東江の如きを輩出せしめたりと雖